

平成 15 年度

## 包括外部監査の結果報告書

【川崎市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人川崎市生涯学習振興事業団、財団法人川崎市博物館振興財団の出納その他の事務の執行】

川崎市包括外部監査人

大木 壮一

## 目次

包括外部監査の結果報告	1
I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査対象部局	1
5. 事件（テーマ）を選定した理由	1
6. 外部監査の方法	2
(1) 監査要点	2
(2) 監査手続	2
7. 外部監査の実施期間	2
8. 外部監査人補助者の資格と人数	2
II. 教育委員会の概況	3
1. 教育委員会全般の概況	3
(1) 教育委員会について	3
(2) 川崎市教育委員会の概要	5
(3) 収支の状況	7
2. 学校の概況	15
(1) 川崎市における学校の概況	15
(2) 単位当たり人員等の分析	16
(3) 学校教育費等について	21
3. 出資団体の概況	25
4. 川崎市博物館振興財団が管理運営を受託している施設の概況	27
5. 川崎市生涯学習振興事業団が管理運営を受託している施設の概況	28
III. 外部監査の結果	31
1. 人件費/配置についての概要	31
(1) 経費負担	31
(2) 人員配置	33
2. 給与手当の支給	35
(1) 概要	35
(2) 監査手続	37
(3) 監査結果	37
3. 退職手当の支給	39
(1) 概要	39
(2) 監査手続	40
(3) 監査結果	40
4. 臨時的任用職員及び非常勤講師の採用及び給料、報酬支払	41
(1) 概要	41
(2) 監査手続	43
(3) 監査結果	43
5. 人事評価・昇給制度	47
(1) 概要	47
(2) 監査手続	48
(3) 監査結果	48
6. 幼稚園	49
(1) 概要	49
(2) 監査手続	49

( 3 ) 監査結果 .....	49
7. 長期休業期間における教員の研修 .....	50
( 1 ) 概要 .....	50
( 2 ) 監査手続 .....	50
( 3 ) 監査結果 .....	52
8. 補助金 .....	54
( 1 ) 概要 .....	54
( 2 ) 監査手続 .....	64
( 3 ) 監査結果 .....	66
9. 委託料 .....	71
( 1 ) 概要 .....	71
( 2 ) 監査手続 .....	74
( 3 ) 監査結果 .....	76
10. 学校における物品管理 .....	83
( 1 ) 学校における物品の現状 .....	83
( 2 ) 取得の業務フローについて .....	85
( 3 ) 除却の業務フローについて .....	88
( 4 ) 実物検査の状況 .....	88
( 5 ) 保管換えの業務フローについて .....	89
( 6 ) リース物品について .....	89
( 7 ) 具体的な監査手続 .....	89
( 8 ) 往査学校の選定 .....	90
( 9 ) 往査学校 .....	92
( 10 ) 監査結果 .....	93
( 11 ) 物品管理の課題 .....	103
11. 博物館、屋内スポーツ施設の物品管理 .....	105
( 1 ) 博物館施設及び屋内スポーツ施設における物品の現状 .....	105
( 2 ) 取得の業務フローについて .....	106
( 3 ) 除却の業務フローについて .....	106
( 4 ) 実物検査の状況 .....	106
( 5 ) 保管換えの業務フローについて .....	107
( 6 ) 博物館等における作品の貸し出し業務のフローについて .....	107
( 7 ) 博物館等における作品の受託業務のフロー及び受託作品の管理につい て .....	107
( 8 ) リース物品の管理について .....	108
( 9 ) 具体的な監査手続 .....	108
( 10 ) 往査施設の選定 .....	108
( 11 ) 監査結果 .....	109
( 12 ) 物品管理の課題 .....	120
12. 学校給食 .....	122
( 1 ) 学校給食の概要 .....	122
( 2 ) 監査手続 .....	128
( 3 ) 監査結果 .....	129
13. 授業料等の減免 .....	131
( 1 ) 授業料等の歳入の状況 .....	131
( 2 ) 授業料等の減免制度 .....	131
( 3 ) 減免手続の流れ .....	131
( 4 ) 減免の状況 .....	132

（５） 減免理由における川崎市立高等学校授業料等徴収条例施行規則第 6 条 第 1 項第 2 号及び川崎市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則 第 4 条第 1 項第 2 号における「等」について .....	135
（６） 監査手続 .....	136
（７） 監査の結果 .....	136
IV. 利害関係.....	138

## 包括外部監査の結果報告

### I. 外部監査の概要

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び川崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

#### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

川崎市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行なう財団法人川崎市生涯学習振興事業団、財団法人川崎市博物館振興財団の出納その他の事務の執行

#### 3. 監査対象年度

原則として、平成 14 年度（必要に応じて、他の年度についても監査対象とする）

#### 4. 監査対象部局

川崎市教育委員会  
財団法人川崎市生涯学習振興事業団  
財団法人川崎市博物館振興財団

#### 5. 事件（テーマ）を選定した理由

少子高齢化が進む中で、川崎市は子どもの個性を活かした豊かな人間性を育むための教育内容の充実、教育環境の整備を図ることを目標に掲げている。また、それとは別に、市民誰もが生涯にわたり多様な学習活動を展開できる環境、施設の整備を図り、市民同士が学び合える地域社会の確立を目指している。

このような、子どもから大人まで、全ての市民の学ぶ機会を効率良く創造していくには、その役割を担う教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行が適切に実施されていることが要求される。

そこで、川崎市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び財団法人川崎市生涯学習振興事業団、財団法人川崎市博物館振興財団の出納その他の事務の執行について検討することが必要と判断し、テーマとして選定した。

## 6. 外部監査の方法

### (1) 監査要点

事件を選定した理由をもとに、以下の項目について監査を実施した。

教職員等の給与が教育委員会の規定等に基づき適切に処理されているか。

特に、特殊勤務手当等は目的に合った処理がなされているか。

補助金等及び委託料の要綱等が適切に作成されているか。

補助金等及び委託料の交付手続の法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に処理されているか。

補助金等の交付及び事業の委託が効果的になされているか。

固定資産及び貯蔵品の取得及び維持管理は適切に行なわれているか。

給食調理員のうち雇上げ要員の任用基準、任用申請、任用時間の決定が実状に照らして適切に行なわれているかどうか。

授業料減免手続が関連する条例及び規則に照らして適切に行なわれているかどうか。

財団法人が市から受託する事業を効率的に実施しているか。

### (2) 監査手続

給与担当者に人件費の支払状況を質問するとともに、関連帳票を入手して、その支払手続の妥当性を検証した。

補助金等の交付申請から補助金等の確定までの一連の関連書類を調査し、適正な補助金の交付手続が取られているか、また、適切な精算手続がなされているかどうかについて検証した。

委託に係る一連の手続に必要な文書を調査し、適正に契約が結ばれているか、また、適切な執行及び精算手続がなされているかどうかについて検証した。

教育委員会へ報告された物品在高と、現場の物品管理簿を分析し、関連項目等を照合した。

必要に応じ、施設及び学校等の現場を視察し、固定資産及び貯蔵品の現況を調査するとともに、現物実査を行った。

給食調理員の雇上げに必要な証憑書類を閲覧し、その合規性、整合性を検証した。

減免申請書類を各種閲覧し、関連する条例及び規則への準拠性を検証した。

財団法人が市から受託する事業について各種コスト分析を行なうことによりその効率性を検証した。

財団法人が所管する施設につき、収支状況の年次比較、諸比率比較、他の施設との比較分析を実施した。

## 7. 外部監査の実施期間

平成 15 年 7 月 28 日から平成 16 年 2 月 6 日まで

## 8. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士 6 名 (山本美晃、植木豊、内田千恵子、斎藤卓、羽石清美、鈴木陽子)

会計士補 2 名 (笠島健二、伊丹亮資)

会計コンサルタント 1 名 (鈴木茂)

## II. 教育委員会の概況

### 1. 教育委員会全般の概況

#### (1) 教育委員会について

##### 教育委員会とは

すべての地方公共団体には、教育の政治的中立という観点から、教育事務を執行する機関として、地方公共団体の長から独立して自らの決定権をもつ教育委員会が設置されている。

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」に定めるところにより設置される合議制の執行機関であり、教育委員は議会の同意を得て市長が任命し、その任期は4年となっている。また、委員の身分は、特別職の地方公務員で、非常勤である。なお、都道府県及び政令指定都市においては、条例で委員の数を6名とすることができ、川崎市教育委員会の委員の数は6名となっている。

教育委員会の権限に属する事務は、次のとおりである。

	教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下、「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
	学校その他の教育機関の用に供する財産（以下、「教育財産」という。）の管理に関すること。
	教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
	学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
	学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
	教科書その他の教材の取扱に関すること。
	校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
	校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
	校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
	学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
	学校給食に関すること。
	青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
	スポーツに関すること。
	文化財の保護に関すること。
	ユネスコ活動に関すること。
	教育に関する法人に関すること。
	教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
	所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
	前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（出典：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三章第二三条）

#### 教育委員会制度について

教育委員会は教育行政の基本方針や重要施策の決定を行うが、非常勤である委員が教育行政の実際の運営に関して専門的な知識を有する必要はなく、むしろ素人としての総合的な観点から基本方針の決定を行うことが期待されている。教育委員会は、地方自治法の理念のもとに教育の政治的中立性と安定性を確保するために、地方公共団体の長から独立して設置される機関である。

教育委員会は、法令又は条例の範囲内で規則を制定することができる。また、教育委員会には独自の予算調製権はないが、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事項に係る部分について教育委員会の意見を聞かなければならないとされている。例えば、教育委員会が市長から独立しているからといって、教育委員会での決定事項がすべてそのとおりに実行されるわけではない。具体的には「学校の設置」は条例で定める事項であり、予算も必要となるため、全体として一体的に財政運営や行政を行うことができるよう、市長が教育委員会の考えを尊重しながら、予算や条例を議案として市議会に提出し、最終的な決定は市議会が行うことになる。



## (2) 川崎市教育委員会の概要

### 概要

川崎市教育委員会においては、人間尊重の精神を基盤としながら、自主的な行動力、豊かな情操と道徳性、幅広い国際性などを備えた、心豊かでたくましく生きる市民の育成を目指し、教育行政の展開を図っている。

具体的には、2001年(平成13年)4月に施行された「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨や内容を基盤に、人権教育の推進、子どもの権利保障の推進等、子どもたちが健やかに、のびやかに育まれるための教育環境の整備に取り組んでいる。

また、地域教育力の向上にむけ、学校教育推進会議の推進、市民参加による生涯学習施策の推進等、地域のネットワークを活かした地域社会と行政との協働・連携による教育活動に取り組んでいる。

### 教育施設の設置状況

教育施設の設置状況は、次のとおりである。

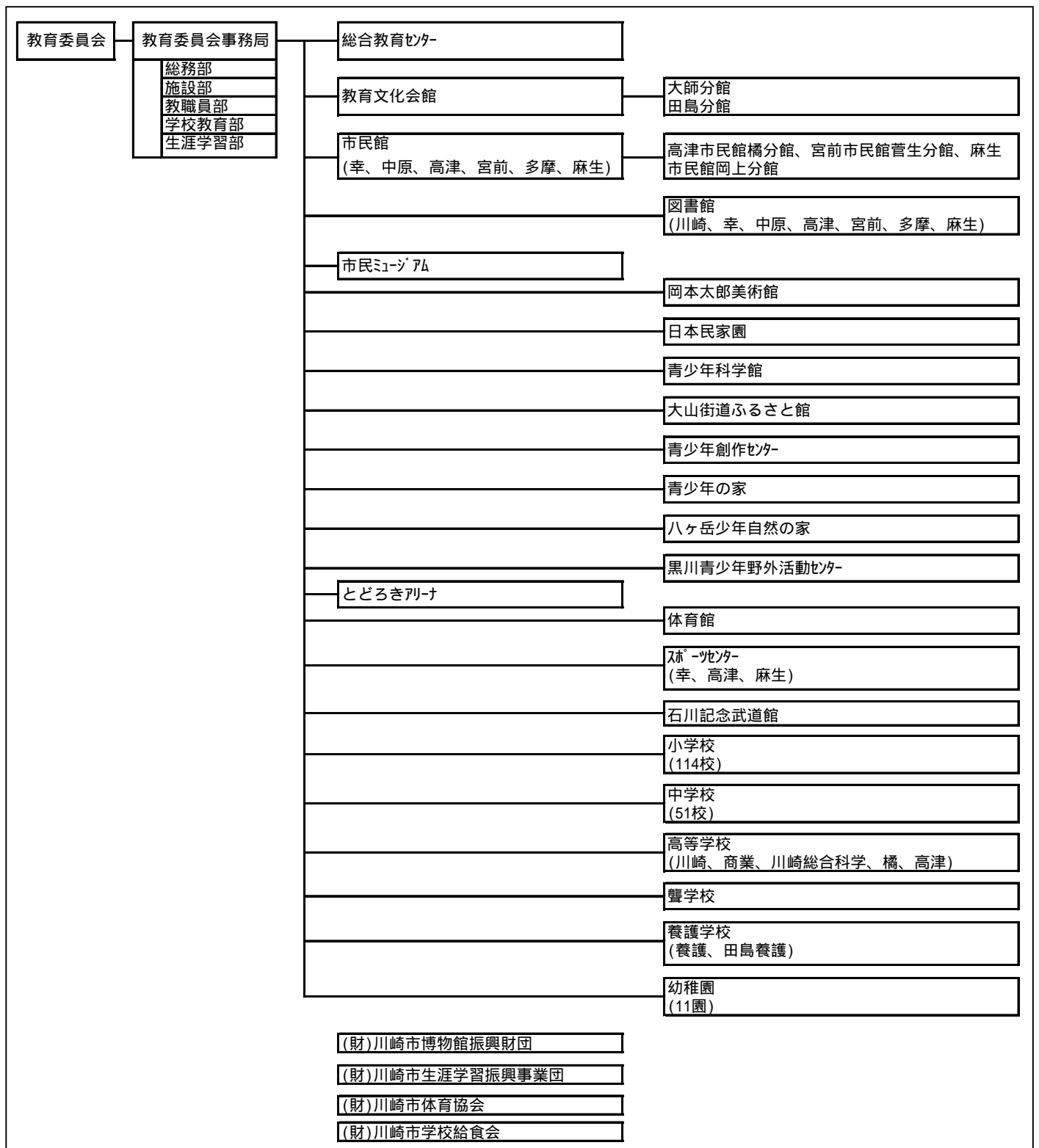
(平成14年5月1日現在)

区分	全市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他
人口	1,277,565	197,765	138,652	203,645	189,749	201,751	199,945	146,058	-
世帯数	565,444	89,358	59,813	98,989	84,897	81,211	92,323	58,853	
幼稚園	11	1	1	2	1	4	1	1	-
小学校	114	21	14	18	15	16	14	16	-
中学校	51	10	5	8	5	8	7	8	-
高等学校	5	1	2	1	1		-	-	-
聾・養護学校	3	1	-	1	1	-	-	-	-
社会教育施設	34	教育文化会館 大師分館 田島分館 川崎図書館 体育館	幸市民館 幸図書館 幸スポーツセンター 石川記念武道館	中原市民館 中原図書館 市民ミュージアム とどろきアリーナ	高津市民館 橘分館 高津図書館 大山街道ふるさと館 高津スポーツセンター	宮前市民館 菅生分館 宮前図書館 青少年の家	多摩市民館 多摩図書館 岡本太郎美術館 日本民家園 青少年科学館 青少年創作センター	麻生市民館 岡上分館 麻生図書館 黒川青少年野外活動センター 麻生スポーツセンター	八ヶ岳少年自然の家
その他教育施設	4		センター塚越分室	教育会館生涯学習プラザ	総合教育センター			生涯学習振興事業団新百合分室	

組織図

川崎市教育委員会の組織は次のとおりである。

(平成 14 年 4 月 1 日現在)



### (3) 収支の状況

#### 収支の概況

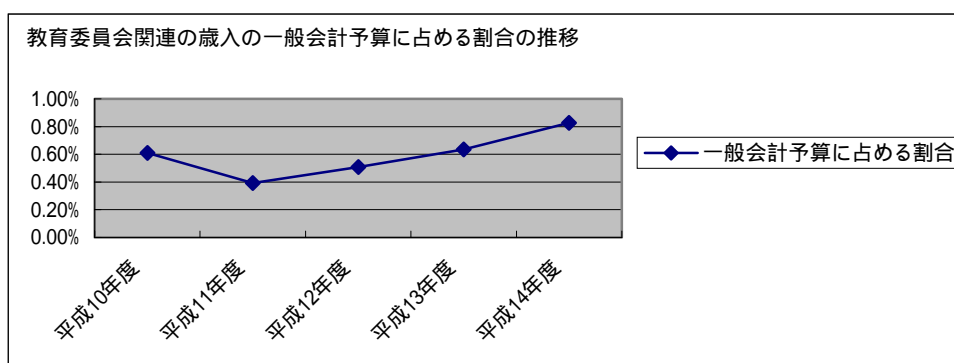
一般会計のうち、川崎市教育委員会にかかわる最終予算額の推移及び各年度の一般会計予算に占める割合は次のとおりである。

#### i) 歳入

平成10年度から平成11年度にかけて教育委員会関連の歳入金額、割合ともに減少したが、その後、平成12年度以降は金額、割合ともに増加している。

(単位：千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
教育委員会関連の歳入	3,403,593	2,215,901	2,891,196	3,592,786	4,574,827
一般会計予算	559,216,160	560,659,145	568,722,225	565,574,180	553,430,749
一般会計予算に占める割合	0.61%	0.39%	0.51%	0.64%	0.83%



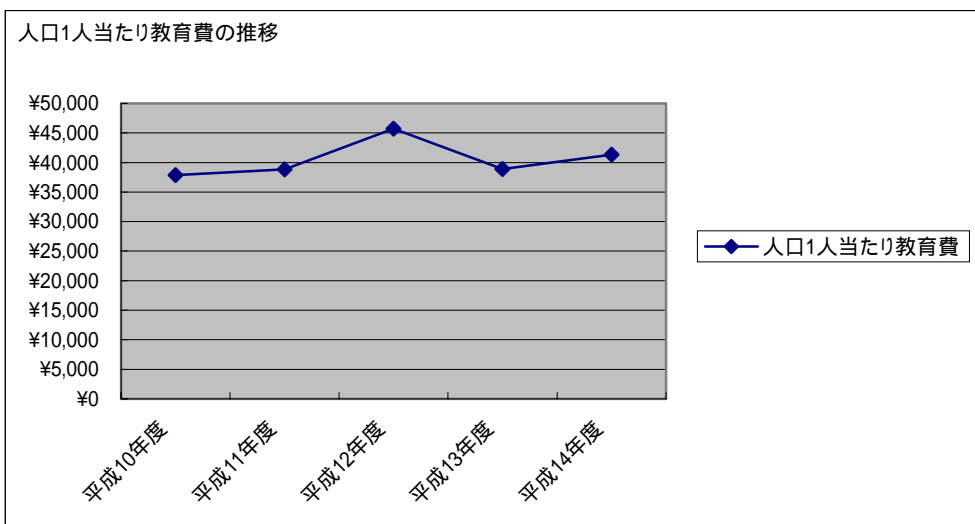
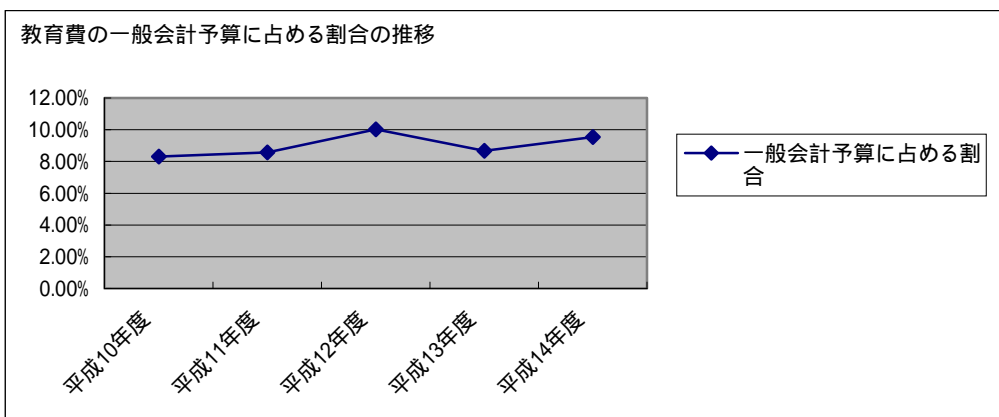
#### ii) 歳出

平成10年度から平成12年度にかけて教育費は金額、割合、人口1人当たり教育費ともに増加している。平成13年度においては金額、割合、人口1人当たり教育費とも減少したものの、平成14年度においては金額、割合、人口1人当たり教育費ともに増加に転じている。

(単位：千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
教育費	46,415,443	48,070,671	56,957,944	49,018,556	52,806,593
一般会計予算	559,216,160	560,659,145	568,722,225	565,574,180	553,430,749
一般会計予算に占める割合	8.30%	8.57%	10.02%	8.67%	9.54%
人口(注)	1,225,403	1,237,383	1,245,914	1,260,829	1,277,565
人口1人当たり教育費	37,742.61	38,761.29	45,571.79	38,700.56	41,200.24

(注) 各年度中の5月1日現在の人口である。



#### 平成 14 年度における収支の状況

平成 14 年度における収支の内訳及び最終予算額と決算額との差額の説明は以下のとおりである。

##### i) 歳入

歳入について、個々の項目では予算額を決算額が下回っている項目が多いが、国庫支出金が、差引で 113 百万円と大きく予算額を上回っているため、全体としては決算額が予算額を 18 百万円より多くなっている。

国庫支出金のうち、国庫負担金である教育施設整備負担金においては 209 百万円だけ決算額が予算額より多くなっている。これは学校の校舎等改築、増築事業費などの川崎市予算に対して、国側である文部科学省の補正が入ったためである。一方で、国庫補助金の教育総務費補助以下は、査定段階で、国側の財源がないため、認承減ということで減少している。

(単位：千円)

	予算額	決算額	差引	備考
使用料及び手数料	929,403	875,123	54,279	
高等学校使用料	416,981	404,694	12,286	減免、退学増による
幼稚園使用料	30,848	27,086	3,761	減免増による
社会教育使用料	298,249	254,797	43,451	岡本太郎美術館使用料 41 百万円減、観 覧者減による
体育保健使用料	140,743	138,159	2,583	
その他使用料	28,140	34,228	6,088	
高等学校手数料	13,110	14,372	1,262	
幼稚園手数料	1,332	1,784	452	
国庫支出金	2,653,121	2,767,101	113,980	
教育施設整備費負担金	1,694,194	1,903,240	209,046	校舎等先行改築事業分取得 1,473 百万 円、柿生小学校校舎等改築事業費 323 百万円、麻生小学校校舎等増築事業費 45 百万円、下小田小学校校舎等増築事 業費 45 百万円、野川小学校校舎等増築 事業費 15 百万円
教育総務費補助	111,808	82,488	29,320	認承減によるもの 24 百万円
小学校費補助	102,835	59,390	43,445	認承減による
中学校費補助	56,437	36,448	19,989	認承減による
幼稚園費補助	249,548	216,001	33,547	認承減による
特殊教育費補助	7,966	6,770	1,196	
社会教育費補助	3,939	3,717	222	
体育保健費補助	567	477	90	
教育施設整備費補助	406,655	445,162	38,507	校舎等先行改築事業分取得関連 224 百 万円、柿生小学校校舎等改築事業費関 連 27 百万円
その他委託金	19,172	13,408	5,763	
県支出金	9,659	11,179	1,520	
高等学校費補助	2,158	2,200	42	
体育保健費補助	2,803	3,755	952	
社会教育費補助	3,913	4,439	526	
その他委託金	785	785	0	
財産収入	57,513	58,326	813	
財産運用収入	57,513	58,326	813	
諸収入	925,131	881,817	43,313	
延滞金及び加算金	20	7	13	
市預金利子	-	1	1	
貸付金元利収入	99,006	99,325	319	
雑入	826,105	782,484	43,620	古市場小学校高規格堤防整備事業補償 金の認承減によるもの 44 百万円
歳入合計	4,574,827	4,593,549	18,722	

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

ii) 歳出

歳出については決算額が予算額より1,335百万円少なくなっている。これは、すべての項目における経費節減努力及び入札差金等によるものである。

(単位：千円)

	予算額	決算額	差引	備考
教育費	52,806,593	51,471,162	1,335,430	
教育総務費	11,229,011	11,089,713	139,297	経費節減等による。事務局その他経費9百万円減、教職員互助会補助金14百万円減、児童生徒指導費11百万円減、小学校自然教室運営費12百万円減、中学校自然教室運営費16百万円減、情報イニシアティブ配置事業費17百万円減、情報教育ネットワーク事業費10百万円減
小学校費	7,288,887	7,127,102	161,784	経費節減等による。職員給与費57百万円減、教材費、光熱水費等92百万円減
中学校費	2,855,613	2,759,990	95,622	経費節減等による。旅費その他管理事務費30百万円減、教材費、光熱水費等43百万円減
高等学校費	4,642,175	4,544,539	97,635	経費節減等による。職員給与費50百万円減、旅費その他管理事務費18百万円減、教材費、光熱水費等13百万円減
幼稚園費	1,944,310	1,896,874	47,435	経費節減等による。職員給与費39百万円減
特殊教育費	489,907	445,163	44,743	旅費その他管理事務費10百万円減
社会教育費	5,826,194	5,653,382	172,811	(財)川崎市生涯学習振興事業団補助金21百万円減、(財)川崎市博物館振興財団補助金26百万円減、教育文化会館・市民館運営管理費37百万円減、図書館ネットワーク管理費16百万円減、市民ミュージアム運営管理費12百万円減
体育保健費	2,160,077	2,082,736	77,340	体育施設運営管理費11百万円減、小学校等給食運営費17百万円減、中学校給食運営費15百万円減
教育施設整備費	16,370,419	15,871,661	498,758	校舎改築事業費47百万円減、校舎改築関連事務経費45百万円減、校舎等取得事業費43百万円減、一般営繕費18百万円減、校舎耐震補強事業費22百万円減、校内イベント等整備事業費14百万円減、給食室食中毒防止対策設備整備事業費13百万円減、その他経費10百万円減、仮称川崎子ども夢パーク整備事業費51百万円減

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

## 収支の状況の推移

過去5年間の収支における決算額推移は次表のとおりである。

### i) 歳入

歳入合計は、平成10年度から平成11年度にかけて減少したが、その後、平成12年度から平成14年度にかけては増加している。

平成11年度は前年度比で1,045百万円減少している。これは使用料及び手数料の増加が52百万円あったものの、教育施設整備費負担金の減少1,037百万円などによる国庫支出金の減少が949百万円、また平成10年度の第53回国民体育大会開催に係る運営費補助178百万円の減少などによる県支出金の減少が212百万円となったためである。

平成12年度は前年度比で711百万円増加している。これは国庫支出金において、教育施設整備費負担金の増加が622百万円、県支出金において川崎市生涯学習プラザ耐震補強工事費負担金の増加が83百万円あったためである。

平成13年度は前年度比で809百万円増加している。これは県支出金において川崎市生涯学習プラザ耐震補強工事費負担金の減少が83百万円あったものの、古市場小学校高規格堤防整備事業補償金518百万円の増加などによる諸収入の増加が513百万円、教育施設整備費負担金149百万円の増加、教育施設整備費補助101百万円の増加などによる国庫支出金の増加が321百万円あったためである。

平成14年度は前年度比で1,012百万円増加している。これは、古市場小学校高規格堤防整備事業補償金262百万円の減少などによる諸収入233百万円の減少があったものの、高津小学校、中野島小学校、今井中学校の校舎、体育館、プール等の校舎等取得事業費の財源として教育施設整備費負担金1,131百万円の増加などがあり国庫支出金の増加が1,215百万円あったためである。

(単位：千円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
使用料及び手数料	764,196	816,883	818,382	849,371	875,123
高等学校使用料	394,465	400,321	402,610	404,760	404,694
幼稚園使用料	36,481	35,699	36,354	31,013	27,086
社会教育使用料	196,637	229,914	230,414	241,765	254,797
体育保健使用料	103,495	111,201	110,722	130,541	138,159
その他使用料	14,788	20,989	20,831	24,252	34,228
高等学校手数料	13,827	14,206	13,223	13,729	14,372
幼稚園手数料	4,501	4,551	4,225	3,307	1,784
国庫支出金	1,546,864	597,363	1,229,582	1,551,252	2,767,101
教育施設整備費負担金	1,037,717	-	622,531	771,797	1,903,240
教育総務費補助	42,827	22,631	29,130	93,446	82,488
小学校費補助	56,273	59,012	61,048	58,498	59,390
中学校費補助	39,458	39,840	39,917	38,059	36,448
幼稚園費補助	138,809	147,683	201,665	202,111	216,001
特殊教育費補助	6,180	7,193	7,407	7,469	6,770
社会教育費補助	22,848	95	19,429	61,693	3,717
体育保健費補助	369	447	465	519	477
教育施設整備費補助	171,801	267,914	197,306	298,990	445,162
その他委託金	30,581	52,548	50,684	18,670	13,408
県支出金	219,881	7,712	91,339	7,848	11,179
社会教育費負担金	5,460	-	83,583	198	-
教育総務費負担金	-	-	24	32	-
高等学校費補助	2,016	2,050	2,040	2,011	2,200
体育保健費補助	180,533	2,413	2,654	2,251	3,755
社会教育費補助	7,828	-	-	2,570	4,439
教育施設整備費補助	600	-	-	-	-
その他委託金	23,444	3,249	3,036	785	785
財産収入	23,137	41,690	30,925	57,879	58,326
寄附金	1,000	30,000	-	-	-
諸収入	550,953	566,573	601,104	1,114,930	881,817
延滞金及び加算金	-	-	-	-	7
市預金利子	19	52	64	20	1
貸付金元利収入	92,074	94,400	95,973	98,892	99,325
雑入	458,859	472,120	505,066	1,016,017	782,484
歳入合計	3,106,034	2,060,224	2,771,333	3,581,281	4,593,549

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)



ii) 歳出

教育費は平成 10 年度から 12 年度まで増加傾向にあり、平成 13 年度減少したが、平成 14 年度において再び増加している。

平成 11 年度は前年度比で 1,497 百万円増加している。これは教育施設整備費において、学校等取得の減少が 5,223 百万円あったものの、岡本太郎美術館の取得、開館準備等の増加が 5,777 百万円、学校用地取得の増加が 1,916 百万円あったためである。

平成 12 年度は前年度比で 9,488 百万円増加している。これは教育施設整備費において、岡本太郎美術館取得事業費の減少が 4,940 百万円あったものの、土地購入等による川崎子ども夢パーク整備事業費の増加が 10,168 百万円、学校施設の買取りの増加が 3,013 百万円あったためである。

平成 13 年度は前年度比で 8,958 百万円減少している。これは教育施設整備費において、仮称宮前スポーツセンター建設事業費の増加が 2,656 百万円あったものの、川崎子ども夢パーク整備事業費の減少が 9,982 百万円あったためである。

平成 14 年度は前年度比で 4,449 百万円増加している。これは、教育施設整備費において、仮称宮前スポーツセンター建設事業費の減少が 2,525 百万円あったものの、高津小学校、中野島小学校、今井中学校の校舎、体育館、プール等の校舎等取得事業費の増加が 6,949 百万円あったためである。

(単位：千円)

	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
教育費	44,993,757	46,490,923	55,979,761	47,021,744	51,471,162
教育総務費	11,256,915	11,359,622	11,421,134	11,166,089	11,089,713
小学校費	6,874,188	6,748,340	6,995,013	7,007,770	7,127,102
中学校費	2,610,507	2,582,459	2,647,950	2,692,458	2,759,990
高等学校費	4,413,404	4,442,057	4,387,522	4,548,722	4,544,539
幼稚園費	1,752,057	1,910,105	1,971,115	1,817,155	1,896,874
特殊教育費	419,124	422,056	431,886	456,814	445,163
社会教育費	5,938,430	5,616,499	6,049,277	5,814,385	5,653,382
体育保健費	2,825,384	2,113,607	2,081,222	2,107,328	2,082,736
教育施設整備費	8,903,744	11,296,173	19,994,638	11,411,019	15,871,661

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

政令指定都市比較

平成 13 年度の教育費について、政令指定都市平均、近隣政令指定都市（横浜市）及び人口規模が類似の他政令指定都市（仙台市、京都市、神戸市、福岡市）と比較すると、川崎市の人口一人当たり教育費は 37.29 千円と政令指定都市平均より 5.41 千円少なく、近隣政令指定都市と比較すると 7.66 千円川崎市のほうが多いが、人口規模が類似の政令指定都市と比較すると、川崎市が最も少ないといえる。

これは、川崎市における小学校費及び中学校費の人口 1 人当たり金額が、横浜市及び京都市を除いて少ないことが主な理由である。

比較する年度によっては、学校施設整備費などの費目を多く支出する年度もあることから、一概に平成 13 年度のみで川崎市の特徴をあらわせるものではないが、川崎市における人口 1 人当たり教育費の平成 13 年度以前 5 年の平均値は 38.24 千円であり、平成 13 年度は例年より多少教育費は少な

い程度で、ほぼ例年なみの支出といえる。

(単位：千円)

	川崎市	政令指定都市平均	横浜市	仙台市	京都市	神戸市	福岡市
<b>教育費</b>	47,021,744	69,976,547	102,184,615	50,152,464	57,737,975	93,070,227	58,867,826
教育総務費	11,166,089	13,920,257	39,555,793	5,201,794	30,787,007	4,949,532	10,777,352
小学校費	7,007,771	16,432,943	12,605,749	6,662,884	4,588,457	38,803,390	14,017,413
中学校費	2,692,458	8,252,412	6,611,846	3,414,752	2,491,250	16,157,243	8,802,849
高等学校費	4,548,723	6,524,923	1,495,064	4,033,266	931,383	11,798,956	4,780,233
養護学校費	0	813,045	1,347,586	124,330	0	1,359,744	1,773,324
特殊教育費	456,814	38,068	0	0	0	0	0
幼稚園費	1,817,155	1,319,983	0	0	85,744	3,834,917	373,412
社会教育費	5,814,386	10,586,258	8,785,473	6,711,173	1,979,590	8,240,035	14,333,710
社会体育費	0	329,748	0	3,956,979	0	0	0
保健体育費	0	4,666,812	3,722,807	0	0	5,893,621	4,009,533
体育保健費	2,107,329	175,611	0	0	0	0	0
保健給食費	0	532,532	0	6,390,380	0	0	0
学校(教育)施設整備費	11,411,019	4,679,987	28,060,297	0	16,688,528	0	0
学校建設費	0	915,537	0	10,986,443	0	0	0
学校特別営繕費	0	169,399	0	0	0	2,032,789	0
高等専門(専修)学校費	0	130,562	0	0	0	0	0
私学振興費	0	233,762	0	0	0	0	0
市民センター費	0	222,539	0	2,670,463	0	0	0
青少年科学センター費	0	15,501	0	0	186,016	0	0
<b>教育費以外で教育委員会所管のもの</b>							
災害復旧費	0	3,153	0	0	0	0	0
諸支出金	0	4,619	0	0	0	0	3,184
特別会計繰出金	0	2,830	33,960	0	0	0	0
<b>教育費で教育委員会以外の所管のもの</b>							
大学費	0	2,001,839	0	0	0	0	0
北九州大繰出金	0	411,807	0	0	0	0	0
人口(2001年5月1日現在)	1,260,829	1,638,831	3,448,655	1,011,343	1,466,928	1,499,511	1,349,338
人口一人当たり教育費	37.29	42.70	29.63	49.59	39.36	62.07	43.63

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

## 2. 学校の概況

### (1) 川崎市における学校の概況

学校とは、学校教育法第1条に定められた小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園である。

川崎市における市立学校施設は、平成14年5月1日現在、小学校114校、中学校51校、高等学校全日制5校、定時制5校、聾・養学校3校、幼稚園11園となっている。

なお、川崎市においては、子ども一人一人の個性を大切にされた教育を推進し、国際化・情報化に対応した感性豊かな子どもの育成をめざし、主に次のような教育施策を推進している。

人権尊重教育の充実	子どもの権利学習の推進、教職員の人権感覚や人権意識をより高め、子ども一人一人の違いを認め合い、違いが豊かさとして響き合う「共に生きる社会」をめざして教育を推進している。
学校教育推進会議の充実	各学校が子ども参加の在り方や議題の選定、会の運営などについて、より一層の工夫を図り、開かれた学校づくりの推進に努めている。
「いきいき・夢・パワー21」教育推進事業	子どもたちの夢を育む教育を進めながら、各学校の創意工夫を生かした特色のある教育活動の充実と活性化を図っている。
市立学校コンピュータの整備	教育の情報化を推進することを目的に、コンピュータの増設、校内LANの整備を進めている。
幼稚園教育の充実と子育て広場の運営	全市の幼稚園教育の充実と発展に資することを目的に、総合教育センターの幼児教育センターや子育て広場と連携し、調査・研究や相談機能の充実、情報提供等を行なっている。
魅力ある高校教育の推進	新しい時代に対応した子どもの夢を育む魅力ある川崎市立高等学校の創造を目指し、「川崎市立高等学校教育振興計画」の策定に取り組んでいる。
障害児教育（特別支援教育）の充実	公立小・中学校全てに障害児学級が設置されており、個別教育計画に基づく個に応じた指導を実施している。また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、校内における特別支援体制の検討を進めている。
読書のまち・かわさき事業の推進	子どもの豊かな心と自ら学ぶ力を育むことをねらいに、子どもの読書活動推進計画の策定に取り組み、学校図書館システムによる図書の貸出・返却の開始、かわさき読書の集いの開設など、「読書のまち・かわさき」事業を推進している。

### 学校（園）数、学級数、児童生徒数等の概況

平成14年度における学校（園）数、学級数、児童生徒数、教員数、職員数は以下のとおりである。

(平成14年5月1日現在)

	学校(園)数	学級数	児童生徒数	教員数	職員数
幼稚園	11	16	450	65	-
小学校	114	2,251	63,608	3,124	826
中学校	51	817	25,023	1,533	161
高等学校(全日制)	5	105	3,948	310	60
” (定時制)	5	47	999	122	13
聾・養学校	3	89	334	212	30
合計	189	3,325	94,362	5,366	1,090

(出典：年刊 教育調査統計資料 No30 2002)

### 学校（園）数の推移

学校（園）数の平成10年度から平成14年度にかけての推移は次のとおりである。幼稚園について平成13年12月に1園廃園し、平成14年4月に8園廃園しているほかは、過去5年間増減はない。

（各年度5月1日現在）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
幼稚園	20	20	20	20	11
小学校	114	114	114	114	114
中学校	51	51	51	51	51
高等学校(全日制)	5	5	5	5	5
” (定時制)	5	5	5	5	5
聾・養学校	3	3	3	3	3
合計	198	198	198	198	189

（出典：年刊 教育調査統計資料 No30 2002）

### 児童生徒数の推移

児童生徒数の平成10年度から平成14年度にかけての推移は次のとおりである。幼稚園及び中学校については、減少傾向にあるが、小学校については平成13年度より増加に転じている。その他はほぼ横ばいという状況である。

（各年度5月1日現在）

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
幼稚園	562	534	543	483	450
小学校	61,954	61,854	61,589	62,428	63,608
中学校	27,337	26,604	26,020	25,530	25,023
高等学校(全日制)	3,984	3,972	3,950	3,919	3,948
” (定時制)	908	915	954	942	999
聾・養学校	317	321	339	335	334
合計	95,062	94,200	93,395	93,637	94,362

（出典：年刊 教育調査統計資料 No30 2002）

## （2）単位当たり人員等の分析

1校（園）当たり情報、1学級当たり情報、1教員当たり情報について、政令指定都市平均、近隣政令指定都市（横浜市）及び人口規模が類似の他政令指定都市（仙台市、京都市、神戸市、福岡市）との比較分析については次のとおりである。

### 幼稚園

1園当たり学級数及び園児数は政令指定都市平均、横浜市、仙台市、京都市、神戸市及び福岡市に比べて最も少ない。1学級当たり教員数は4.1名と同様に、神戸市を除き他都市の倍以上である。一方で、1教員当たり園児数は他都市と比較して最も少ない6.9名であることから、幼稚園は、教員数が他都市と比較して多いという特徴がある。

（平成14年5月1日現在）

	川崎市	政令指定都市平均	横浜市	仙台市	京都市	神戸市	福岡市
--	-----	----------	-----	-----	-----	-----	-----

1園当たり							
学級数	1.5	3.2	-	2.7	3.4	2.8	2.7
園児数	40.9	81.4	-	47.7	76.4	66.6	78.3
教員数	5.9	5.9	-	4.7	5.1	6.2	3.7
1学級当たり							
園児数	28.1	25.3	-	17.9	22.4	24.0	28.8
教員数	4.1	1.8	-	1.8	1.5	2.2	1.4
1教員当たり							
園児数	6.9	13.8	-	10.2	15.1	10.8	21.1

(出典：平成14年刊 指定都市教育統計資料の比較)

### 小学校

1校当たり学級数、児童数及び教員数は政令指定都市平均、横浜市、仙台市、京都市、神戸市及び福岡市に比べて最も多い。教員数が多い理由は、学級数に比例するためである。

(平成14年5月1日現在)

	川崎市	政令指定都市平均	横浜市	仙台市	京都市	神戸市	福岡市
1校当たり							
学級数	19.7	15.4	17.3	16.4	13.4	15.9	16.1
児童数	558.0	452.8	508.6	453.3	368.7	467.3	508.8
教員数	27.4	22.1	24.3	22.9	19.6	23.2	22.7
1学級当たり							
児童数	28.3	29.3	29.4	27.7	27.5	29.4	31.6
教員数	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4
1教員当たり							
児童数	20.4	20.5	21.0	19.8	18.8	20.2	22.4

(出典：平成14年刊 指定都市教育統計資料の比較)

### 中学校

1校当たり学級数は政令指定都市平均、横浜市、仙台市、京都市、神戸市及び福岡市に比べて最も多い。1校当たり生徒数についても福岡市、横浜市について多く、1校当たり教員数についても横浜市について多い状況である。一方で、1学級当たり生徒数は30.6名と政令指定都市平均、横浜市、仙台市、京都市、神戸市及び福岡市に比べて最も少ない。

(平成 14 年 5 月 1 日現在)

	川崎市	政令指定 都市平均	横浜市	仙台市	京都市	神戸市	福岡市
1 校当たり							
学級数	16.0	14.5	15.9	14.6	12.6	14.6	15.3
生徒数	490.6	476.3	516.7	454.3	397.7	477.4	527.0
教員数	30.1	28.2	30.1	27.1	26.2	29.6	29.6
1 学級当たり							
生徒数	30.6	32.8	32.4	31.2	31.5	32.6	34.4
教員数	1.9	1.9	1.9	1.9	2.1	2.0	1.9
1 教員当たり							
生徒数	16.3	16.9	17.1	16.7	15.2	16.1	17.8

(出典：平成 14 年刊 指定都市教育統計資料の比較)

### 高等学校

全日制においては、次表のとおり 1 校当たり学級数は福岡市及び政令指定都市平均について多いが、1 学級当たり生徒数は京都市について少ない。1 教員当たり生徒数も京都市、神戸市について少ない状況にある。

(平成 14 年 5 月 1 日現在)

	川崎市	政令指定 都市平均	横浜市	仙台市	京都市	神戸市	福岡市
1 校当たり							
学級数	21.0	21.7	18.7	20.3	18.2	20.8	24.8
生徒数	789.6	843.2	723.3	796.3	676.1	819.3	976.0
教員数	62.0	63.4	53.9	56.0	63.3	76.9	72.0
1 学級当たり							
生徒数	37.6	38.9	38.8	39.3	37.1	39.5	39.4
教員数	3.0	2.9	2.9	2.8	3.5	3.7	2.9
1 教員当たり							
生徒数	12.7	13.3	13.4	14.2	10.7	10.7	13.6

(出典：平成 14 年刊 指定都市教育統計資料の比較)

定時制においては、次表のとおり1校当たり学級数、生徒数及び教員数は政令指定都市平均、横浜市、仙台市、京都市、神戸市及び福岡市に比べて最も少ない状況にある。

(平成14年5月1日現在)

	川崎市	政令指定都市平均	横浜市	仙台市	京都市	神戸市	福岡市
1校当たり							
学級数	9.4	11.8	11.7	13.0	15.7	12.8	-
生徒数	199.8	276.5	260.5	257.0	365.7	302.3	-
教員数	24.4	30.3	28.2	31.5	42.3	40.5	-
1学級当たり							
生徒数	21.3	23.5	22.3	19.8	23.3	23.7	-
教員数	2.6	2.6	2.4	2.4	2.7	3.2	-
1教員当たり							
生徒数	8.2	9.1	9.2	8.2	8.6	7.5	-

(出典：平成14年刊 指定都市教育統計資料の比較)

### 聾学校

聾学校については、平成14年5月1日現在の政令指定都市において川崎市、横浜市及び大阪市に各都市に1校ずつある。川崎市は1校当たり学級数、児童生徒数、教員数、1学級当たり児童生徒数、1教員当たり児童生徒数において横浜市、大阪市を下回っているが、1学級当たり教員数のみ2.4名と横浜市及び大阪市を上回っている。

(平成14年5月1日現在)

	川崎市	横浜市	大阪市
1校当たり			
学級数	17.0	32.0	46.0
児童生徒数	45.0	109.0	164.0
教員数	40.0	66.0	99.0
1学級当たり			
児童生徒数	2.6	3.4	3.6
教員数	2.4	2.1	2.2
1教員当たり			
児童生徒数	1.1	1.7	1.7

(出典：平成14年刊 指定都市教育統計資料の比較)

### 養護学校

1校当たり学級数は福岡市について多く、1校当たり児童生徒数及び教員数は政令指定都市平均、横浜市、仙台市、京都市、神戸市及び福岡市に比べて最も多い。また、1学級当たり児童生徒数は仙台市について多く、1学級当たり教員数は政令指定都市平均、横浜市、仙台市、京都市、神戸市及び福岡市に比べて最も多い。

(平成14年5月1日現在)

	川崎市	政令指定都市平均	横浜市	仙台市	京都市	神戸市	福岡市
1校当たり							
学級数	36.0	31.3	29.6	35.0	35.5	31.6	39.1
児童生徒数	144.5	118.4	93.3	144.0	123.2	104.2	139.0
教員数	86.0	69.8	66.0	73.0	81.5	70.0	77.6
1学級当たり							
児童生徒数	4.0	3.8	3.2	4.1	3.5	3.3	3.6
教員数	2.4	2.2	2.2	2.1	2.3	2.2	2.0
1教員当たり							
児童生徒数	1.7	1.7	1.4	2.0	1.5	1.5	1.8

(出典：平成14年刊 指定都市教育統計資料の比較)



(3) 学校教育費等について

高等学校及び幼稚園における授業料等の推移

平成10年度から平成14年度にかけて、高等学校の授業料、入学料及び入学選考料、幼稚園の保育料、入園料の推移は次のとおりである。平成14年度の高等学校における授業料は、全日制月額9,000円（定時制は1～3年生が月額2,400円、4年生が月額2,300円）、入学料は全日制5,500円（定時制は2,000円）、入学選考料は全日制2,200円（定時制950円）となっている。幼稚園における保育料は月額5,700円、入園料は7,400円となっている。

高等学校の生徒数はほぼ横ばいであることから、授業料等についても同様といえる。幼稚園は平成13年度に7園が休園となり、園児数が減少したため、保育料等は減少傾向にあるといえる。

(単位：千円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
高等学校使用料	394,465	400,321	402,610	404,760	404,694
高等学校授業料	394,465	400,321	402,610	404,760	404,694
幼稚園使用料	36,481	35,699	36,354	31,013	27,086
幼稚園保育料	36,481	35,699	36,354	31,013	27,086
高等学校手数料	13,827	14,206	13,223	13,729	14,372
高等学校入学料及び入学選考料	13,827	14,206	13,223	13,729	14,372
幼稚園手数料	4,501	4,551	4,225	3,307	1,784
幼稚園入園料	4,501	4,551	4,225	3,307	1,784

(出典：教育委員会提出資料より作成)

## 川崎市学校教育費の内訳

### i) 消費的支出

学校教育費のうちの消費的支出には、教員給与、職員給与などの人件費、教育活動費、修繕費等の管理費などが含まれている。平成13年度における学校教育費の内訳は次のとおりである。学校教育費に占める割合で見ると、人件費が全体で35.0%と最も多くを占めていることがわかる。

(単位：千円)

	幼稚園	小学校	中学校	聾・養護 学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	合計
消費的支出(市費)	551,869	10,596,484	3,283,501	365,282	5,002,679	1,675,887	21,475,702
人件費	507,439	6,350,948	1,140,428	213,120	4,046,679	1,598,528	13,857,142
教育活動費	12,933	1,218,786	862,605	23,986	442,894	36,032	2,597,236
管理費	20,863	2,306,931	1,085,515	109,685	491,234	2,524	4,016,752
補助活動費	10,315	600,752	105,202	17,374	5,272	35,823	774,738
所定支払金	319	119,067	89,751	1,117	16,600	2,980	229,834
その他	-	117,507	91,946	1,100	-	4,262	214,815
国庫補助金	-	117,507	60,109	1,100	-	4,262	182,978
都道府県支出金	-	-	31,837	-	-	-	31,837
公費(消費的支出)計	551,869	10,713,991	3,375,447	366,382	5,002,679	1,680,149	21,690,517
学校教育費	751,698	22,048,015	7,177,638	598,248	6,212,594	2,855,983	39,644,176
学校教育費に占める割合(%)							
人件費	67.5	28.8	15.9	35.6	65.1	56.0	35.0
教育活動費	1.7	5.5	12.0	4.0	7.1	1.3	6.6
管理費	2.8	10.5	15.1	18.3	7.9	0.1	10.1
補助活動費	1.4	2.7	1.5	2.9	0.1	1.3	2.0
所定支払金	0.0	0.5	1.3	0.2	0.3	0.1	0.6
その他	-	0.5	1.3	0.2	-	0.1	0.5
児童生徒数	483	62,428	25,530	335	3,919	942	93,637
生徒数1人当たり学校教育費	1,556	353	281	1,786	1,585	3,032	423

(出典：年刊 教育調査統計資料 No30 2002)

## ii) 資本的支出及び債務償還費

(単位：千円)

	幼稚園	小学校	中学校	聾・養護 学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	合計
資本的支出(市費)	187,307	4,135,999	934,774	53,627	26,172	10,543	5,348,422
土地費	-	7,874	60,453	-	-	-	68,327
建築費	171,543	3,744,175	648,855	40,735	-	-	4,605,308
設備・備品費	15,764	383,950	225,466	12,892	26,172	9,758	674,002
図書購入費	-	-	-	-	-	785	785
債務償還費	12,211	4,429,901	2,122,395	176,263	1,165,291	1,165,291	9,071,352
その他	-	2,722,853	692,934	-	-	-	3,415,787
国庫補助金	-	981,753	89,034	-	-	-	1,070,787
地方債	-	1,741,100	603,900	-	-	-	2,345,000
学校教育費	751,698	22,048,015	7,177,638	598,248	6,212,594	2,855,983	39,644,176
教育費に占める割合(%)							
資本的支出	24.9	18.8	13.0	9.0	0.4	0.4	13.5
債務償還費	1.6	20.1	29.6	29.5	18.8	40.8	22.9
その他	-	12.3	9.7	-	-	-	8.6
生徒数	483	62,428	25,530	335	3,919	942	93,637
生徒数1人当たり学校教育費	1,556	353	281	1,786	1,585	3,032	423

(出典：年刊 教育調査統計資料 No30 2002)

### 園児・児童・生徒1人当たり学校教育費

平成12年度における園児・児童・生徒1人当たり学校教育費の政令指定都市平均、近隣政令指定都市（横浜市）及び人口規模が類似の他政令指定都市（仙台市、京都市、神戸市、福岡市）との比較分析は次のとおりである。

公費とは市支出金、国庫補助金、県支出金及び地方債等のことであり、寄付金とは公費に組み入れられない寄付金で、PTA寄付金等のことである。

全学校の計で比較すると政令指定都市平均より少ないといえる。特に中学校と盲・聾・養護学校において政令指定都市平均より下回っていることがわかる。一方で、幼稚園、高等学校（定時制）において政令指定都市平均を大きく上回っている。

（単位：千円）

		川崎市	政令指定都市平均	横浜市	仙台市	京都市	神戸市	福岡市
全学校 高専・専修各種学校を含む	公費	415.8	417.6	413.4	395.8	493.5	517.6	334.1
	寄付金	1.3	0.7	0.8	1.6	1.2	0.4	0.5
	計	417.1	418.3	414.2	397.4	494.7	518.0	334.6
幼稚園	公費	1,773.0	927.6	-	1,032.2	1,224.1	1,137.0	868.3
	寄付金	1.3	2.4	-	3.7	3.4	0.6	1.3
	計	1,774.3	930.1	-	1,035.9	1,227.5	1,137.6	869.6
小学校	公費	370.4	358.2	388.0	291.7	405.2	487.8	276.2
	寄付金	0.7	0.4	0.4	0.7	1.1	0.3	0.3
	計	371.1	358.6	388.5	292.4	406.3	488.1	276.5
中学校	公費	246.4	326.3	303.3	349.4	350.5	246.0	266.3
	寄付金	2.1	0.8	1.1	2.1	0.8	0.2	0.7
	計	248.5	327.1	304.5	351.5	351.3	246.2	267.0
高等学校(全日制)	公費	1,453.6	1,432.0	1,371.3	2,210.1	1,548.7	2,530.8	1,389.9
	寄付金	5.1	4.1	6.4	14.2	3.4	2.5	3.6
	計	1,458.7	1,436.1	1,377.7	2,224.3	1,552.1	2,533.3	1,393.5
高等学校(定時制)	公費	2,385.5	1,433.8	1,995.6	2,189.9	2,138.6	2,199.5	-
	寄付金	-	0.7	1.7	1.8	0.2	0.3	-
	計	2,385.5	1,434.6	1,997.2	2,191.7	2,138.8	2,199.8	-
盲・聾・養護学校	公費	1,856.4	2,313.0	4,360.9	1,190.1	2,282.1	2,026.4	3,011.2
	寄付金	0.5	1.3	2.1	6.8	3.2	0.7	0.4
	計	1,856.9	2,314.3	4,362.9	1,196.9	2,285.3	2,027.1	3,011.6

（出典：平成14年刊 指定都市教育統計資料の比較）

### 3. 出資団体の概況

川崎市教育委員会所管の出資団体には以下のような団体がある

財団名	目的及び事業内容及び収支、財務の状況（単位は千円）						
（財） 川崎市 博物館 振興財 団	美術、映像、郷土川崎の歴史及び文学の振興に関する諸事業を行い、もって市民の文化の向上に寄与することを目的とする。 1. 美術、映像、郷土川崎の歴史及び文学に関する資料の展示並びに映像資料の上映 2. 美術、映像、郷土川崎の歴史及び文学に関する講座並びに講演会の実施 3. 美術、映像、郷土川崎の歴史及び文学に関する調査、研究並びに情報の提供 4. 川崎市が設置する文化施設の管理運営及び事務事業の受託 5. 売店の経営 6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業						
		H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	
	総収入	1,221,740	1,293,929	1,331,843	1,276,565	1,230,799	
	総費用	1,150,156	1,238,813	1,311,419	1,255,070	1,207,864	
	総資産	322,166	337,325	325,390	283,033	287,455	
	総負債	97,987	123,665	156,591	147,890	150,264	
	本市からの補助金	518,871	596,966	545,318	558,270	575,891	
	本市からの受託料	432,089	519,980	618,419	611,194	576,317	
	補助金 + 受託料/総収入	78%	86%	87%	92%	94%	
	（財） 川崎市 生涯学 習振興 事業団	生涯学習に関する講座、講演会の開催、情報の収集、整理及び提供、各種相談及び調査研究などを行うとともに、生涯学習施設の弾力的な管理運営を行い、もって市民の健康で生きがいのある創造性と個性を生かせる活力ある川崎市の地域生涯学習型社会の形成と振興に寄与することを目的とする。 1. 生涯学習に関する講座及び講演会の開催 2. 生涯学習に関する情報の収集、整理及び提供 3. 生涯学習に関する各種相談 4. 生涯学習に関する調査研究 5. 生涯学習に関する活動を行う団体及び個人に対する施設の提供 6. 川崎市が行う生涯学習関連事業の受託 7. 川崎市が設置する生涯学習施設の管理運営の受託 8. その他目的を達成するために必要な事業					
			H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度
総収入		1,928,737	1,880,915	1,862,863	1,823,633	1,813,347	
総費用		1,894,600	1,848,036	1,854,494	1,819,057	1,808,417	
総資産		535,492	437,133	516,717	512,314	471,901	
総負債		84,305	35,248	142,708	144,151	103,598	
本市からの補助金		943,958	925,641	976,818	946,923	965,191	
本市からの受託料		706,609	689,862	678,237	664,227	652,553	
補助金 + 受託料/総収入		86%	86%	89%	88%	89%	
（財） 川崎市 体育協 会		市民スポーツの普及、振興、競技スポーツの強化及びスポーツに関する指導者、組織の育成を図ることにより、川崎市のスポーツ振興の核づくりに努め、もって明るく豊かな市民生活の形成に寄与すること。 1. スポーツの活動普及、振興事業 2. スポーツの指導者の養成、確保に関する事業 3. スポーツ団体の育成、指導 4. 競技力の向上に関する事業					

5. その他目的を達成するために必要な事業					
	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
総収入	71,072	72,570	83,606	84,622	76,090
総費用	67,970	67,573	78,209	79,340	71,924
総資産	121,562	118,365	134,728	142,358	133,142
総負債	4,599	2,235	16,715	21,324	10,253
本市からの補助金	15,736	17,468	15,177	14,819	14,092
本市からの受託料	23,436	18,284	31,794	30,896	21,607
補助金 + 受託料 / 総収入	55%	49%	56%	54%	47%

(財) 川崎市 学校給 食会	川崎市立学校の学校給食事業の充実発展とその運営の円滑適正を図ることを目的とする。					
	1. 学校給食用物資の調達斡旋に関する事業					
	2. 委任により給食費の予納を受けること、物資代金の支払					
	3. 学校給食実施上必要な講習会、研究会等の開催					
	4. 学校給食の普及奨励に必要な事業					
	5. 前各号のほかこの会の目的達成に必要な事業					
		H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度
	総収入	2,746,604	2,776,250	2,785,172	2,730,760	2,880,890
	総費用	2,611,329	2,621,386	2,739,623	2,620,330	2,831,200
	総資産	386,160	381,856	289,089	332,516	279,259
総負債	249,885	225,992	242,541	221,087	228,568	
本市からの補助金	75,297	73,281	61,611	61,607	59,931	
本市からの受託料	72,949	73,080	76,007	91,033	118,071	
補助金 + 受託料 / 総収入	5%	5%	5%	6%	6%	

. 一般会計の他に特別会計が存在する場合は、各会計の単純合計たる総括の数値を使用している。そのため、各会計間の内部取引は控除していない。

上記より、川崎市生涯学習振興事業団及び川崎市博物館振興財団は総収入に占める川崎市からの補助金及び受託料が著しく高く、市民に与える影響も高い財団であることがわかる。

このうち、川崎市生涯学習振興事業団は川崎市が設置する生涯学習施設 10 箇所の管理運営を受託しており、又、川崎市博物館振興財団は文化施設 5 箇所の管理運営及び事務事業を受託している。

#### 4. 川崎市博物館振興財団が管理運営を受託している施設の概況

施設	目的及び事業内容、収支																
市民ミュージアム	<p>考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うことにより、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を促進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 考古、歴史、民俗、絵画、工芸、漫画、写真、ポスター、映像等に係る実物、複製、模型等の資料及び作品（以下「資料等」）の収集、保管、展示等を行うこと。</li> <li>2. 資料等に関する講座、講演会、映写会、研究会等を開催すること。</li> <li>3. 資料等に関する説明及び助言を行うこと。</li> <li>4. 市民の文化活動の助長、奨励及び指導を行うこと。</li> <li>5. 資料等に関する専門的及び技術的な調査研究並びに解説書、目録、年報、調査研究報告書等の製作及び頒布を行うこと。</li> <li>6. 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、刊行物及び情報の交換、資料等の相互貸借等を行うこと。</li> </ol> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>14,624</td> <td>16,549</td> <td>17,169</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>725,288</td> <td>718,717</td> <td>679,075</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>710,664</td> <td>702,168</td> <td>661,906</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	14,624	16,549	17,169	支出	725,288	718,717	679,075	収支	710,664	702,168	661,906
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	14,624	16,549	17,169														
支出	725,288	718,717	679,075														
収支	710,664	702,168	661,906														
岡本太郎美術館	<p>川崎市ゆかりの芸術家岡本太郎を中心とした美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに、市民の美術に関する創造的活動を促進し、もって市民の芸術及び文化の発展に寄与すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 美術作品及び資料（以下「美術作品等」）の収集、保管、展示等を行うこと。</li> <li>2. 美術作品等に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。</li> <li>3. 美術作品等に関する情報の提供を行うこと。</li> <li>4. 講演会、講習会、研究会等を開催すること。</li> <li>5. 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、情報の交換、美術作品等の相互貸借等を行うこと。</li> </ol> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>38,982</td> <td>30,475</td> <td>35,103</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>324,899</td> <td>304,963</td> <td>294,378</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>285,917</td> <td>274,488</td> <td>259,275</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	38,982	30,475	35,103	支出	324,899	304,963	294,378	収支	285,917	274,488	259,275
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	38,982	30,475	35,103														
支出	324,899	304,963	294,378														
収支	285,917	274,488	259,275														
青少年科学館	<p>青少年の科学知識の普及啓発及び科学教育の振興に寄与すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 科学に関する実物、標本、模型、文献、図表、写真等（以下「科学館資料」）を収集し、保管し、及び展示すること。</li> <li>2. プラネタリウム及び視聴覚器材器具による天文知識及び科学知識の普及啓発を図ること。</li> <li>3. 科学に関する講習会、講演会、研究会等を開催すること。</li> <li>4. 青少年を対象とする科学技術の実験等を行うこと。</li> <li>5. 科学館資料の作成及びその調査研究を行うこと。</li> <li>6. 学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。</li> <li>7. 博物館その他の教育機関又は諸文化施設と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、資料相互の貸借等を行なうこと。</li> </ol> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>2,781</td> <td>3,622</td> <td>3,701</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>146,429</td> <td>137,192</td> <td>133,511</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>143,648</td> <td>133,570</td> <td>129,810</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	2,781	3,622	3,701	支出	146,429	137,192	133,511	収支	143,648	133,570	129,810
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	2,781	3,622	3,701														
支出	146,429	137,192	133,511														
収支	143,648	133,570	129,810														
日本民家園	<p>市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 古民家を移築し、復元し、及び保存すること。</li> </ol>																

	<p>2. 前号のほか、日本民族の伝統的生活文化に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>3. 古民家その他の民家に関する資料（以下「民家園資料」）に関する専門的、技術的調査研究を行うこと。</p> <p>4. 講演会、講習会、研究会、展示会等を主催し、及びその開催を援助すること。</p> <p>5. 郷土芸能及び特殊習俗行事の公演を行うこと。</p> <p>6. 民家園資料に関する解説書、調査研究報告書等を刊行し、及びその広報活動を行うこと。</p> <p>7. 学校その他の教育機関又は諸文化施設と協力し、その活動を援助すること。</p> <p>8. 他の博物館と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、民家園資料の相互貸借等を行なうこと。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>26,109</td> <td>22,834</td> <td>22,198</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>211,823</td> <td>207,544</td> <td>181,031</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>185,714</td> <td>184,710</td> <td>158,833</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	26,109	22,834	22,198	支出	211,823	207,544	181,031	収支	185,714	184,710	158,833
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	26,109	22,834	22,198														
支出	211,823	207,544	181,031														
収支	185,714	184,710	158,833														
大山街道ふるさと館	<p>川崎市における脇往還の一つである大山街道に係る歴史、民俗等に関する資料及び郷土にゆかりのある人の美術、文学等の作品等（以下「資料等」）の展示を行なうとともに、市民に学習の場を提供し、もって市民の文化の発展に寄与すること。</p> <p>1. 資料等の展示に関すること。</p> <p>2. 施設及び設備の利用に関すること。</p> <p>3. その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>994</td> <td>1,389</td> <td>1,503</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>25,271</td> <td>25,369</td> <td>24,639</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>24,277</td> <td>23,980</td> <td>23,136</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	994	1,389	1,503	支出	25,271	25,369	24,639	収支	24,277	23,980	23,136
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	994	1,389	1,503														
支出	25,271	25,369	24,639														
収支	24,277	23,980	23,136														

## 5.川崎市生涯学習振興事業団が管理運営を受託している施設の概況

施設	目的及び事業内容、収支（単位は千円）																
とどろきアリーナ	<p>生涯スポーツの振興及び市民文化の向上を図る。</p> <p>1. 施設及び設備を利用に供すること。</p> <p>2. スポーツの指導及び助言に関すること。</p> <p>3. スポーツ及び体力についての相談に関すること。</p> <p>4. 各種スポーツ教室の開催に関すること。</p> <p>5. スポーツの指導者養成のための研修会及び講習会の開催に関すること。</p> <p>6. スポーツに係る情報提供に関すること。</p> <p>7. その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>62,247</td> <td>60,909</td> <td>68,045</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>364,807</td> <td>352,981</td> <td>348,211</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>302,560</td> <td>292,072</td> <td>280,166</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	62,247	60,909	68,045	支出	364,807	352,981	348,211	収支	302,560	292,072	280,166
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	62,247	60,909	68,045														
支出	364,807	352,981	348,211														
収支	302,560	292,072	280,166														
体育館	<p>生涯スポーツの振興並びに文化の向上を図るための事業その他各種集会の用に供することを目的とする。</p> <p>1. スポーツの指導及び助言に関すること。</p> <p>2. スポーツ団体の育成に関すること。</p> <p>3. スポーツの指導者の養成のための講習会の開催に関すること。</p> <p>4. 各種スポーツ教室の開設に関すること。</p> <p>5. 体育館の施設及び設備を利用に供すること。</p>																



	<p>6. その他体育館の設置目的を達成するために必要な業務に関する こと。</p> <table border="1" data-bbox="647 259 1193 427"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>15,177</td> <td>17,438</td> <td>17,330</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>73,101</td> <td>67,796</td> <td>67,118</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>57,924</td> <td>50,358</td> <td>49,788</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	15,177	17,438	17,330	支出	73,101	67,796	67,118	収支	57,924	50,358	49,788
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	15,177	17,438	17,330														
支出	73,101	67,796	67,118														
収支	57,924	50,358	49,788														
<p>スポーツセンター (幸、高津、麻生)</p>	<p>生涯スポーツの振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な 発達に寄与することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>2. スポーツ及び体力についての相談に関すること。</li> <li>3. 各種スポーツ教室の開催に関すること。</li> <li>4. スポーツの指導者養成のための研修会及び講習会の開催に関する こと。</li> <li>5. スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>6. その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に 関すること。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="663 752 1209 920"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>42,592</td> <td>60,300</td> <td>61,671</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>168,744</td> <td>171,369</td> <td>165,275</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>126,152</td> <td>111,069</td> <td>103,604</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	42,592	60,300	61,671	支出	168,744	171,369	165,275	収支	126,152	111,069	103,604
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	42,592	60,300	61,671														
支出	168,744	171,369	165,275														
収支	126,152	111,069	103,604														
<p>石川記念武道館</p>	<p>主として、武道を通して、生涯スポーツの振興を図り、もって豊かな市民生 活の形成に寄与することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 武道の指導及び助言に関すること。</li> <li>2. 武道団体の育成に関すること。</li> <li>3. 武道の指導者の養成のための講習会の開催に関すること。</li> <li>4. 武道のための施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>5. その他武道館の設置目的を達成するために必要な業務に関する こと。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="647 1178 1209 1346"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>2,472</td> <td>4,072</td> <td>4,201</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>18,664</td> <td>16,355</td> <td>15,852</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>16,192</td> <td>12,283</td> <td>11,651</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	2,472	4,072	4,201	支出	18,664	16,355	15,852	収支	16,192	12,283	11,651
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	2,472	4,072	4,201														
支出	18,664	16,355	15,852														
収支	16,192	12,283	11,651														
<p>青少年の家</p>	<p>団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 団体宿泊研修その他の団体研修（以下「団体宿泊研修等」）を行うこ と。</li> <li>2. 団体宿泊研修等に関する指導及び助言を行うこと。</li> <li>3. 団体宿泊研修に関する調査研究を行うこと。</li> <li>4. 資料を収集し、保管し、並びにこれを青少年及びその指導者の利用 に供すること。</li> <li>5. 施設及び設備（以下「施設等」）を利用に供すること。</li> <li>6. 青年の家その他の青少年関係施設、青少年教育団体等と連絡し、協 力すること。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="663 1671 1209 1839"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>14,671</td> <td>15,070</td> <td>14,172</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>79,955</td> <td>88,901</td> <td>75,114</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>65,283</td> <td>73,831</td> <td>60,941</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	14,671	15,070	14,172	支出	79,955	88,901	75,114	収支	65,283	73,831	60,941
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	14,671	15,070	14,172														
支出	79,955	88,901	75,114														
収支	65,283	73,831	60,941														
<p>八ヶ岳少年自然の家</p>	<p>恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健 全な少年の育成を図ること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 団体宿泊訓練に関すること。</li> <li>2. 野外観察、自然探求その他自然に親しむ学習指導に関すること。</li> <li>3. 野外観察、体育及びレクリエーションに関すること。</li> <li>4. 市内の少年団体の指導及び育成に関すること。</li> </ol>																

	<p>5. 市内の小学校及び中学校その他の教育機関と連絡し、協力すること。</p> <p>6. その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <table border="1" data-bbox="647 324 1193 488"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>2,389</td> <td>2,927</td> <td>3,151</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>197,441</td> <td>193,984</td> <td>185,268</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>195,052</td> <td>191,057</td> <td>182,117</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	2,389	2,927	3,151	支出	197,441	193,984	185,268	収支	195,052	191,057	182,117
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	2,389	2,927	3,151														
支出	197,441	193,984	185,268														
収支	195,052	191,057	182,117														
<p>青少年創作センター</p>	<p>陶磁器、絵画等に係る創作活動、音楽の演奏等（以下「創作活動等」）を通して、青少年の情操を豊かにするとともにその健全な育成を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 創作活動等に関する指導及び助言を行うこと。</li> <li>2. 創作活動等に関する教室を開催すること。</li> <li>3. 創作活動等に関する調査研究を行うこと。</li> <li>4. 施設及び設備（以下「施設等」）を利用に供すること。</li> <li>5. 創作活動等の推進について、学校その他の教育機関又は諸文化施設と連携し、及び協力すること。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="679 752 1225 916"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>1,681</td> <td>1,691</td> <td>1,831</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>38,103</td> <td>40,626</td> <td>38,096</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>36,421</td> <td>38,935</td> <td>36,264</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	1,681	1,691	1,831	支出	38,103	40,626	38,096	収支	36,421	38,935	36,264
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	1,681	1,691	1,831														
支出	38,103	40,626	38,096														
収支	36,421	38,935	36,264														
<p>黒川青少年野外活動センター</p>	<p>野外活動による体験を通じて、青少年の自主性及び協調性をはぐくみ、もってその心身の健やかな発達に寄与すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. キャンプ、自然観察等の野外活動に必要な指導及び助言に関すること。</li> <li>2. 野外活動の振興及び普及を図るための各種講座の開催に関すること。</li> <li>3. 市内の青少年教育指導者の育成に関すること。</li> <li>4. 施設及び設備の利用に供すること。</li> <li>5. 市内の学校その他の教育機関等と連絡し、及び協力すること。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="663 1211 1209 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12年度</th> <th>H13年度</th> <th>H14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>19,879</td> <td>21,341</td> <td>21,443</td> </tr> <tr> <td>収支</td> <td>19,879</td> <td>21,341</td> <td>21,443</td> </tr> </tbody> </table>		H12年度	H13年度	H14年度	収入	0	0	0	支出	19,879	21,341	21,443	収支	19,879	21,341	21,443
	H12年度	H13年度	H14年度														
収入	0	0	0														
支出	19,879	21,341	21,443														
収支	19,879	21,341	21,443														
<p>子ども夢パーク</p>	<p>子どもが遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもに応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進に寄与すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもが遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所となるための施設及び整備を利用に供すること。</li> <li>2. 子どもの遊びについての必要な助言その他の支援に関すること。</li> <li>3. 子どもを対象とした文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の各種講座の開催に関すること。</li> <li>4. 子どもの活動を支援するためのボランティアの養成に関すること。</li> <li>5. 子どもの活動に関する情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>6. 学校その他の教育機関、青少年教育団体等と連携し、及び協力すること。</li> <li>7. その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</li> </ol> <p>平成 15 年 7 月より開所</p>																

### III. 外部監査の結果

#### 1. 人件費/配置についての概要

学校教育費の人件費の経費負担は、非常に複雑となっている。この項においては、その複雑な概要関係を説明し、詳細については、各項目において説明する。

#### (1) 経費負担

##### 義務教育の県費負担教職員

##### i) 設置義務と経費負担...「川崎市の設置義務」と「神奈川県経費負担」

義務教育については、学校の設置義務は川崎市にある。しかし、教職員に支払う給与等は神奈川県が負担する。これは、財政力格差のある市町村の負担とすると、教育水準の格差につながる恐れがあるため、都道府県が負担するものとされている。この教職員を県費負担教職員と呼ぶ。

##### ii) 教職員の任免権等

県費負担教職員の任免（任命と免職）、給与の決定、休職及び懲戒等に関する事務は、都道府県が行うが、政令指定都市へは権限が委譲されている。すなわち、県費負担教職員について、給与等の経費の負担は神奈川県が行うが、任免、給与の決定、休職及び懲戒、評価等は川崎市が行っている。

ただし、定数、給与、勤務時間その他の勤務条件については、神奈川県が条例で定める。

##### iii) 義務教育費国庫負担制度

国は、県費負担教職員給与制度について、都道府県間の財政力の違い等に影響されないよう、都道府県の負担の2分の1を負担している（義務教育費国庫負担法）。その概要は次のとおりである。

- ・ 対象学校：公立の小・中・聾（小・中学部）・養護（小・中学部）学校
- ・ 対象職種：校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、学校栄養職員等
- ・ 対象経費：給与（給料、諸手当）、退職手当、共済費長期給付負担金、公務災害補償基金負担金、児童手当等

義務教育費国庫負担制度で負担する経費は、例えば、平成5年に共済費追加費用が対象から一般財源化される（対象からはずされる）など、対象経費の数は減少傾向にあり、逆に、都道府県の負担が増加している。また、地方分権を推進すべく現在、検討中の三位一体改革においても義務教育費国庫負担制度の改革が議論されている。

##### iv) 学級編制・教職員制度

- a) 教職員の定数は、小中学校など（義務教育に係る学校）においては、各学級に専任の教諭1名以上を置くこととされているなど、学級編制との関連が強い。公立小中学校等の学級編制の基準及び教職員定数を

設定する権限は、給与負担者である神奈川県にある。しかし、具体的な学級編制は川崎市が神奈川県と協議しながら実施する。国は個々の市町村ごと、学校ごとの配分に関与しない。

- b) 教職員の人数について、標準の定数( )には、少人数指導などに必要な教職員数が算入されており、現在、これらの標準定数を改善する「第7次定数改善計画」(平成13年～17年度)が進行中である。これにより、全国の小中学校で児童・生徒の習熟度別少人数指導などによる学力向上策が可能となっている。
  - c) 義務教育費国庫負担制度は、義務教育について最低限度必要な水準を確保することを目的とするものであり、これとは別に独自の判断により標準を超える教職員を設置できる。この標準法を超える部分については、神奈川県単独負担となる。
- ( )公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下、標準法)、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 等

#### 市費負担教職員

学校用務員、学校給食調理員は川崎市が給与等を負担する。

また、義務教育以外の川崎市立幼稚園・高等学校(全日制・定時制)についての学級編制は、国の標準となる法律等に準拠して決定し、かつ、教職員に関する給与等は、市費により負担している。

なお、幼稚園には、1学級の幼児数の原則はあるが、教員の定数は定められていない。高等学校(全日制・定時制)はともに定められている。

#### まとめ

以上を、簡単にまとめると次のとおりである。

	県費負担教職員	市費負担教職員
対象	小・中・聾・養護学校の ・教員 ・学校栄養職員 ・事務職員	小・中・聾・養護学校の ・学校用務員 ・学校給食調理員
		小・中・聾・養護学校の市費採用の教員(非常勤講師) 高等学校・幼稚園の全教職員
給与等の負担	神奈川県	川崎市
定数	神奈川県	川崎市
任免権	川崎市	川崎市
勤務評定	川崎市	川崎市
懲戒	川崎市	川崎市

以上、義務教育の学校においては、任免権限はあるが、給与等は負担しない県費負担教職員がいる。そのため、「1.教育委員会の概況、2.学校の概況、(3)学校教育費等について、3.園児・児童・生徒1人当たり学校教育費」に記載のとおり、市立の小・中・聾・養護学校に勤務する教員数は非常に多いにも関わらず「児童・生徒一人当たり教育費」は、幼稚園や高等学校と比較して非常に低くなる。

(2) 人員配置

先に述べたように、小中学校等では1学級専任教諭1名と定められているが、その編制基準として、標準法などが定められている。神奈川県は標準法をもとに教職員数を設定している。

神奈川県の規定する教職員定数(すなわち、川崎市の県費負担教職員の状況)は次のとおりである。

(平成14年5月1日現在、単位:人)

校種	職種	定数		合計
		規定	規定外	
小学校	校長・教頭・教諭	2,696	221	2,917
	養護教諭	114	10	124
	学校栄養職員	59	0	59
	事務職員	114	20	134
	小計	2,983	251	3,234
中学校	校長・教頭・教諭	1,277	176	1,453
	養護教諭	51	5	56
	事務職員	51	9	60
	小計	1,379	190	1,569
聾・養護学校	校長・教頭・教諭	198	6	204
	養護教諭	5	0	5
	学校栄養職員	3	0	3
	事務職員	11	0	11
	小計	217	6	223
合計		4,579	447	5,026

規定外には「第7次定数改善計画」による少人数指導教諭を含む。

対して、市費負担教職員数は次のように配置されている。

(平成14年5月1日現在、単位:人)

校種	内容	標準法による数	現員数	差
小学校	学校給食調理員	-	408	-
	学校用務員・介助員	-	226	-
	小計	-	634	-
中学校	学校用務員	-	102	-
高等学校 (全日制)	校長・教頭・教諭	276	303	27
	養護教諭	9	7	2
	実習助手	24	26	2
	事務職員	22	25	3
	学校用務員	-	10	-
	小計	331	371	40
高等学校 (定時制)	教頭・教諭	91	117	26
	養護教諭	5	6	1
	実習助手	12	4	8
	事務職員	10	5	5

	学校給食調理員	-	5	-
	小計	118	137	19
聾・養護学校	学校給食調理員	-	7	-
	学校用務員・介助員	-	9	-
	小計	-	16	-
幼稚園	教員等	-	65	-

非常勤職員は除く（ただし、欠員補充のための臨時的任用職員を含む。）  
用務員には、法律等の定数はない。

教員の正規職員以外の任用形態としては次のように分けられる。

#### 臨時的任用職員

臨時的任用職員は、任用期間を定めて雇用した教職員で、県費負担と市費負担がある。小・中・聾・養護学校の臨時的任用職員の教職員は、全て県費負担教職員である。

市費負担の臨時的任用職員として採用された教員は川崎市教育職の給料表の適用を受けて勤務する。そのため正規の職員と同様に、扶養手当、住居手当、通勤手当のほか、教員特別手当や期末勤勉手当（一般に言う賞与）の支給を受けている。また、給料表の最高限度は定められているものの、有給休暇制度も定められている。最大の契約期間は6ヶ月間であり、契約の更新も認められている。

#### 非常勤講師

非常勤講師は、勤務時間が短時間に限定され、時間単価等で報酬が計算される。これについても、県費負担と市費負担がある。

以上の他、「指導主事」と呼ばれる制度があり、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導を行っている。指導主事には教育職にあるものを充てることができ、それを「充て指導主事」と呼んでいる。

高等学校の教員の人員が多いのは、この「充て指導主事」が含まれるためである。

：川崎市職員の給与に関する条例 以下、給与条例とする。

：川崎市職員の給料等の支給に関する規則 以下、給与規則とする。

以上、給与に関連する規則を「給与規則」等とする。

## 2. 給与手当の支給

### (1) 概要

川崎市の教職員に対しては、その職務に応じて、給料のほか、川崎市で共通の扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当（定時制勤務手当等）及び管理職手当などが支給される。その他、教員に独自の制度として、教職調整額等が支給される。

教員の給与に関しては、平成 16 年 3 月 31 日までは、教育公務員特例法で、「公立学校の教育公務員の給与の種類及びその額は、当分の間、国立学校の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。」との定めがある。川崎市はこの基準に従い、諸手当について国立学校と同じ基準で定めてきたものである。

なお、平成 16 年度にこの規定は廃止されることが決定しており、将来的には、独自の判断が可能となる。

その給料、諸手当の主な概要は次のとおりである。

#### 全市共通

全ての川崎市の職員に共通する主な手当は次のとおりである。

#### i) 扶養手当～扶養家族のある場合に手当を支給する。

##### a) 配偶者（他に生計の途がなく、主としてその職員に扶養される。）

月額 17,000 円

##### b) その他の者

- ・ 22 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫、弟妹
- ・ 60 歳以上の父母及び祖父母
- ・ 心身に著しい障害がある者

支給金額は一人につき 5,300 円。ただし、2 人まではそれぞれ 6,300 円。

職員に扶養家族でない配偶者がある場合 一人は 6,800 円。

また、職員に配偶者がいない場合一人は 11,800 円。

かつ、扶養家族の子のうち、15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日まで（以下、特定期間）がいる場合（5,000 円×子供の数）を加算する。

例：

家族構成：扶養家族である配偶者 1 名  
子供 2 名(16 歳、13 歳) の場合

< 扶養手当の月額支給額 >

・ 配偶者：	17,000 円
・ 子ども：	6,300 円 × 2 人 = 12,600 円
加算金	5,000 円
	<u>34,600 円</u>

#### ii) 調整手当

月額(給料+扶養手当+管理職手当)の 100 分の 10

調整手当は国に準じた制度で、その所在地・地方によって消費者物価が異なるために、その物価に見合う給与を支給するための調整分である。

iii) 住居手当

賃借し、家賃等を支払っている場合	月額 10,600 円
上記以外	月額 7,400 円

教員独自の制度で給与条例等に定められているもの  
制度は次のとおりである。

手当の名称	内容	対象等
教職調整額	・ 給料月額 of 100 分の 4 に相当する額	幼高 2・1 級
定時制教育手当	・ 給料月額 of 100 分の 10(管理職は 100 分の 8)	定時制高校の教員等 (A)
産業教育手当	給料月額 of 100 分の 10 (定時制教育手当の支給を受ける者は 100 分の 6)	実習を伴う工業に関する科目を主として担当する教員及び実習助手
教員特別手当	月額 20,200 円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額 (給料表の号給に応じて決定される。 )。	幼高全ての教員等 (A)

教員等 (A) 校長、実習助手を含む教員  
教職調整額は、退職手当、調整手当、期末手当、勤勉手当、定時制教育手当、産業教育手当等の計算においては、給料とみなされる。  
教員の勤務は、勤務態様の特殊性があり、教職調整額はその特殊性を考慮し法律をもって制度化されている。教員の時間外勤務は職員会議など 4 項目に限定されていて、それ以外に校長は勤務を命ずることはできない。

教職員に対する特殊勤務手当

特殊勤務手当は、給与条例において「職員が特殊の業務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合においては、その特殊勤務手当を支給することができる。」と定められている。

教職員について、定められている特殊勤務手当は次のとおりである。

名称	内容	金額
教員特殊業務手当	学校の管理下における非常災害時等の緊急業務 (生徒等に対する緊急の補導業務等) ・ 修学旅行等の引率 ・ 対外運動競技等の引率で宿泊を伴うもの、もしくは週休日又は休日に行くもの ・ 学校の管理下における部活動等 ・ 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定	1 回あたり 600 円 ~ 2,100 円
教育業務連絡調整手当	教務主任、学年主任、保健主任、生徒指導主任、進路指導主任、学科主任	日額 200 円
定時制勤務手当	定時制課程に勤務する職員で、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手 (平成 15 年 7 月 1 日付け規則改正で廃止済)	月額 3,300 円
	定時制課程に勤務する事務職員及び学校用務員	月額 3,000 円



## (2) 監査手続

給料手当の妥当性を検討するため、以下の手続を実施した。

A 高等学校（全日制・定時制）及び B 幼稚園の教職員合計 121 名（再任用職員-退職者の再雇用含む）について

- i) 給料等の支給に必要な扶養親族届、通勤・住居届の有無につき、確認した。
- ii) 平成 15 年 2 月支払の A 高等学校（全日制・定時制）及び B 幼稚園の教職員について、特殊業務手当整理簿を調査し、承認の有無、支給の妥当性を確認した。
- iii) うち、16 名については、扶養親族届、通勤・住居届、特殊業務手当整理簿等と照合し、給料等の支給の妥当性を検討した。

平成 15 年 2 月の「充て指導主事」5 名について、給料（教職調整額を含む）、調整手当、教員特別手当等の支給の妥当性を検証した。

## (3) 監査結果

下記事項を除き、指摘すべき事項はない。

扶養親族届・通勤届・住居届の管理について

扶養手当を支給している教職員 68 名のうち、扶養親族届が保管されていない教職員 8 名があった。また、通勤手当・住居手当を支給している教職員 123 名のうち、通勤住居届が保管されていない教職員が 6 名あった。適切な管理が必要である。

教員特殊業務手当について

A 高等学校 全日制の教諭 77 人、定時制 25 人に対し、生徒指導のための特殊業務に係わる手当、すなわち、教員特殊業務手当として 244,800 円が支給されている。

（支給総額）：4 日 × 600 円 × 102 人 = 244,800 円

（1 週間に 1 度、月 4 回各 2 時間実施）

この手当は、「給与規則」等に定める「学校の管理下における部活動等」に該当するとして支給されている。

土日における部活動（勤務時間外引き続き 4 時間以上の場合 1,200 円  
上記 以外（A 部活動, B 清掃, C 避難訓練, D 登下校, E その他について）  
勤務時間外 4 時間以上の場合 1,200 円  
勤務時間外 2 時間以上 4 時間未満の従事した場合 600 円

教員特殊業務手当の支給の対象は「B 清掃」-「勤務時間外に生徒の行う清掃の生徒指導」が対象となっている。実際の清掃の実施状況は各学校長が管理し、全ての高等学校においても同様に毎月行われていることである。

この手当の支給に関しては、手続上の必要な承認等は行われているが、清掃業務に 2 時間従事したもとは思われない。実際には、部活動の指導に従事した場合も、清掃業務等に従事したもとして支給されているものと思われる。

事実に即して手当の支給を行う必要がある。

なお、教員特殊業務手当の承認権限は各学校長にあるが、平成 16 年 1 月以降は、実態に即して内容を記載し請求を行うよう通知を行い、周知徹底が図られている。

### 3.退職手当の支給

#### (1) 概要

##### 退職手当支給の算定

退職手当は、退職時の「給料月額」×「支給率」で算定される。定年退職、勸奨( )退職等における退職手当の支給率は主に次のようになっている。

対 象 者	退職手当支給率(ヶ月分)	
	川崎市	国の制度
・勤続年数 20 年超勤続の者	39.50	28.875
・勤続年数 25 年超勤続の者	52.00	44.550
・勤続年数 30 年超勤続の者	60.00	54.450
・勤続年数 35 年超勤続の者	62.70	62.700
・最高限度	62.70	62.700

( )勸奨：10年以上在職し、53歳以上に達した職員に対し、人事の刷新又は新陳代謝を図るため行う退職勸奨

退職手当について国と比較すると、最高限度の月数は同様であるものの、20年勤続、25年勤続の支給率は、国よりも大きくなっている。これについては、現在、見直しをはかり、経過措置はあるものの、勤続年数20年超勤続の者、33.00ヶ月、25年超45.50ヶ月と変更されている。

また、退職時に特別昇給が行われ、退職手当は、特別昇給後の「給料月額」に基づき支給されている。特別昇給は、勤続年数の20年以上の退職者について行われ、その昇給号数は国と同水準となっている。

対 象 者	昇給号数	
	川崎市	国
・勤続年数 20 年以上の普通退職者	1号給	1号俸
・勤続年数 20 年以上の定年退職者・勸奨( )退職者	1号給	1号俸

##### 退職時における特別昇給要件について

退職時の特別昇給は、「退職時における特別昇給要綱」及び「退職時特別昇給指針」には主に次のように定められている。

- i) 在職期間が20年以上の職員が退職する場合、現に受けている号給よりも1号給上位の号給に昇給させることができる。
- ii) 退職時の特別昇給にあつては、長期間に亘り公務に従事し貢献した者のうち、次に掲げるものを除き、勤務成績が特に良好であるものを対象とする。
  - a) 退職日において、懲戒処分後、下記の期間を経過していない者
    - ・停職 10年間(管理監督の義務に違反した場合は5年間)
    - ・減給 6年間(管理監督の義務に違反した場合は3年間)
    - ・戒告 2年間(管理監督の義務に違反した場合は1年間)
  - b) その他勤務実績が特に良好でない認められる者

職種・事由別 退職者及び退職手当額  
過去3年間の退職手当の金額は次のとおりである。

(人数：人、金額：千円)

		平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	1人あたり金額
事務職員	定年	18	573,154	11	380,118	19	602,082	31,688
	勸奨			2	62,023	1	33,546	33,546
	普通			1	430	1	8,252	8,252
	その他	1	34,321	1	39,966			
	計	19	607,475	15	482,538	21	643,881	30,661
高等学校教員	定年	13	433,661	12	406,281	8	269,909	33,738
	勸奨	1	36,359	4	139,506	4	129,980	32,495
	普通	1	14,842			2	9,225	4,612
	その他			2	71,988			
	計	15	484,862	18	617,776	14	409,114	29,222
幼稚園教員	定年	1	29,509			1	29,365	29,365
	勸奨	2	65,695			2	63,722	31,861
	その他					1	18,820	18,820
	計	3	95,204	0	0	4	111,908	27,977
学校用務員 介助員	定年	14	365,880	10	263,163	12	290,876	24,239
	勸奨	4	103,793			1	24,418	24,418
	普通	1	704	1	234	1	215	215
	計	19	470,378	11	263,398	14	315,509	22,536
学校給食調理員	定年	15	388,240	21	533,576	19	466,075	24,530
	勸奨	3	77,152	1	26,142	5	117,790	23,558
	普通					2	353	176
	その他					1	25,952	25,952
	計	18	465,392	22	559,719	27	610,172	22,598
合計		74	2,123,314	66	1,923,431	80	2,090,587	26,132

(出典：教育委員会提出資料)

定年まで勤めると退職金は 20 百万円を超える場合が多い。

## (2) 監査手続

退職時の 1 号給の特別昇給について、回議書によって、教育長の決裁が得られていることを確かめる。

平成 14 年度の学校に勤務する教職員の退職者 54 名のうち、8 名について、退職金額の支給の妥当性について、検討を行った。

## (3) 監査結果

法令にしたがい、教育長の決裁を得て、退職金が計算されていることを確認した。

なお、退職者 54 名のうち、3 名については退職金の支給金額を誤って計算し、後日返還を受けていた。これは、平成 15 年 1 月 1 日に規定等が変更されていたが、3 月 31 日退職者について、変更前の規定に基づき計算してしまったことによる。

#### 4. 臨時的任用職員及び非常勤講師の採用及び給料、報酬支払

##### (1) 概要

臨時的任用職員は、教職員の産休、育児休業、退職等の代替または定数になんらかの事情で満たない場合の欠員補充のために採用される。臨時的任用職員の教職員は、小・中・聾・養護学校では、全員県費負担である。

非常勤講師は、例えば、正規の教員が病気等のため休養を必要とする場合に、その代替要員としてなど、非常勤講師を任用しなければ学校の円滑な運営に支障を生じる恐れがあると認められる場合に、予算の範囲内で採用される。幼稚園と高等学校の非常勤講師はすべて市費負担だが、小・中・聾・養護学校では、県費負担と市費負担がある。

(参考：非常勤講師の種類と経費負担～用語説明)

非常勤講師の主な種類と小・中学校における経費負担関係は次のとおりである。

校種	市費	県費
小学校	初任者研修後補充 小規模校対策 障害児学級残留対策	専科 療休等代替 妊娠時体育実技軽減 学級運営改善
中学校	初任者研修後補充 免許外教科解消 障害児学級残留対策	生徒指導担当 療休等代替 妊娠時体育実技軽減

##### (市費)

初任者研修後補充...新規採用者に行う初任者研修の対象者が配置され定数措置されない学校。新規採用の教員が、研修を受講するに際して、初任者又は指導教員の代替として任用する。

小規模校対策...普通学級8クラス以下の学校。小規模校で不足しがちな例えば、音楽や体育などの教科を担当する講師を臨時で任用する。

障害児学級残留対策...障害児学級の担当教諭が修学旅行等に参加した場合の後補充のため。免許外教科解消...教諭が、所有する免許外の教科を教授することを避けるために任用する。

##### (県費)

専科...普通学級12～9クラスの学校

療休等代替...療養休暇が1週間以上引き続く場合、介護休暇等の場合に代替で配置される。

妊娠時体育実技軽減...女性教員の妊娠時の体育実技授業を免除するため。小学校は妊娠している教員が近隣校に2人いる場合、中学校は体育担当の女子教員が妊娠した場合。

学級運営改善...指導困難な学級で非常勤講師を配置することにより学級運営の改善効果を期待できる場合、学校より学校教育部指導課へ申請、指導課から教職員課へ講師選考依頼。

生徒指導担当...18クラス未満(障害児学級を含む。)で加配(教員の追加配置)のない学校。

## 採用

臨時的任用職員と非常勤講師の任用（採用）の流れは同様であり、ここでは、市費負担の非常勤講師につき述べる。

### i) 登録

非常勤講師としての採用を希望するものは、採用選考志願書を提出し、教育委員会へ登録する。登録は随時受け付け、また、一度登録すればその後の更新は必要ない。（採用選考志願書には、職歴が記載されているが、その職歴の更新は川崎市教育委員会の職員が行っている。）登録に必要な書類は、最終学校の卒業証明書、最終学校の成績証明書、所有する教員免許状のコピー、川崎市の定める様式の履歴書（採用選考志願書、写真添付）である。

### ii) 採用理由の発生

各学校において採用の必要が生じた場合、学校長は教職員課と連絡をとり、教職員課が事務手続きを進める。（任用期間・病状（診断書等をもとに）・学年等）

### iii) 採用・学校長から教職員課への提出書類

- ・ 教育委員会が登録者の中から採用候補者を選考し、採用候補者は採用予定校の校長の面接を受ける。
- ・ 校長は面接後以下の書類を作成し、教職員課へ提出する。
- ・ 採用意見具申書
- ・ 病気休暇等を受けた教員にかかる診断書（病休等代替の場合）
- ・ その他教育委員会が必要と認める書類

### iv) 任用

- ・ 教職員課が学校から提出された書類等により採用を決定し、任用通知書を学校長を通して非常勤講師に交付する。

## 市費負担非常勤講師の報酬等

市費負担非常勤講師の報酬計算方法は2種類あり、次のように算定されている。

### i) 高等学校の免許外非常勤講師

週あたりの担当授業数に応じた月額報酬 1時間あたり月額 11,200円  
(例)週あたり3時限受け持てば、1ヶ月 33,600円(=11,200円×3時限)を支給する。

### ii) 上記以外～療休等代替など、小中学校等を含む上記以外全て。）

1時間あたり報酬単価×勤務時間数

(参考例：報酬単価～報酬単価は予算上の単価である。)

- ・ 病気休暇代替非常勤講師 高等学校 2,800円/時間
- ・ 外国人非常勤講師 高等学校 3,600円/時間
- ・ 初任者非常勤講師 小・中・聾・養護学校 2,800円/時間

市費の非常勤講師について、任用の手続きは、教職員課が行うが、報酬の支払は、学校が勤務実績に基づいて「非常勤講師報酬調書」を作成し、給与厚生課（現：勤労課）へ提出し、給与厚生課が報酬の支払を行っている。

( 県費負担非常勤講師の場合、支払手続は県川崎給与事務所が行う。 )

#### 非常勤講師の任用条件

小学校、中学校及び聾・養護学校の非常勤講師には市費負担の講師と県費負担の講師がいる。川崎市は県費負担の非常勤講師の採用は、川崎市独自の規定を定めず、神奈川県のお知らせ( 1 )に従って行っている。

( 1 ) : 「公立義務教育諸学校の非常勤講師の取扱いについて」( 昭和 51 年 4 月 1 日 職第 45 号 川崎市教育委員会教育長あて 教育長通知 )

これに対して、市費負担の非常勤講師の採用は「川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則」( 昭和 63 年 3 月 26 日 教委規則第 3 号 ) 等に定められている。非常勤講師に関して、県費負担と市費負担の主な相違点は次のとおりである。

項目	神奈川県	川崎市
勤務時間	・ 1 週につき 30 時間以内	・ 1 週につき 29 時間以内
採用期間	・ 原則として、2 ヶ月以内	・ 原則として 1 年以内 ・ 任用期間の更新 4 回まで。 ただし、必要と認められた場合、再度の任用可能
年齢制限	・ 原則として満 63 歳に達した日以降における最初の 3 月 31 日を越えての更新は不可	・ 満 65 歳に達した日以降における最初の 3 月 31 日を越えての更新は不可
教材研究等の時間	・ 勤務時間のおおむね 3 分の 1 を標準とする	・ 明確な基準はなく時間割や本人の経験等により設定 ・ ただし、高等学校は教材研究の時間に対する報酬支払はない

川崎市はほぼ神奈川県に準じた取扱を行っている。

#### ( 2 ) 監査手続

平成 14 年度の非常勤講師及び臨時的任用職員の採用、報酬の支払等について、法令、規則等に従って行われているか、すなわち、「発令伺い」、「出勤簿」、「非常勤講師報酬調書」、「通勤届」等を確認した。

平成 14 年度 ・ 非常勤講師 延べ 24 人  
・ 臨時的任用職員 延べ 5 人

#### ( 3 ) 監査結果

以下の事項を除き、規則等に従い処理されている。

##### 採用について

##### i) 非常勤講師等の登録に関する規定化について

非常勤講師等は事前に登録され、採用の必要が生じた場合はその登録者のなかから、選ぶこととなっている。しかしながら、この事前の登録を定めた要綱等はない。必要書類は、登録希望者に向けた「臨時的任用職員及び非常勤講師の採用選考志願について」に記載されているだけである。

登録について、要綱等を明確に定める必要がある。

##### ii) 採用に要する書類について

「川崎市教育委員会非常勤職員取扱要綱」( 以下、「要綱」という。 ) に

よると、非常勤職員の採用には、次の書類が必要とされている。

非常勤職員任用届  
履歴書（写真を添付）  
住民票記載事項証明書  
任用通知書  
連絡票（月額報酬者に限る）  
健康状態申出書  
その他必要書類

しかしながら、「要綱」の定めは以下の点について、遵守されていなかった。

a) 健康状態申出書・住民票記載事項証明書

「発令伺い」には健康状態申出書と住民票記載事項証明書が添付されていなかった。

健康状態申出書は、採用時に健康診断を受診させており、それにより代用している。診断結果がでるまでに日数を要するため「発令伺い」には添付できなかったとのことである。「要綱」に反しているが、現実との兼ね合いを考えると、「要綱」の定めが不適切である。「要綱」の改変が必要となる。

しかし、住民票記載事項証明書は、県費の非常勤講師の取扱いに準じた任用手続としているために、添付されていなかった。住民票記載事項証明書は住所の確認等のために必要な書類であり、通勤時間や交通費等の確認に影響する。川崎市の「要綱」に定められている以上、「要綱」どおり住民票記載事項証明書を求めるか、または、「要綱」の変更を行い、本人の申告でもって代替するなどを明確に定める必要がある。

b) 履歴書（採用選考志願書）の記載要綱

「発令伺い」に添付されている履歴書（採用選考志願書）は、過去（登録時）の履歴書のコピー（複写）である。「要綱」のうえでも、更新の際には「……履歴書はその写しをもって足るものとし……」とされており、認められた取扱いである。しかしながら、以下の事項についてはその取扱いについて、変更、修正等の必要がある。

川崎市所定の「履歴書」の「職歴」欄には、『無職の期間も含め現在まで切れ間なく記入する』との記載がある。しかし、職歴が直近まで更新されていない履歴書が7名あった。

これは一度登録されると、その後の履歴書の更新作業は、教職員課が行っているため、不明の時期が生じるものである。川崎市で採用した期間については、教職員課にて把握可能であるが、その他の期間についての職歴をすべて把握することは不可能である。

既に述べたように、ルールを定めることが大前提にあるが、そもそも教職員課が更新作業を行っている状況は非効率である。登録者は多くとも、逆に実際の採用者は更新ができる程度に、特定されているということともなる。この点も考慮し、ルールを明確に定める必要がある。

履歴書には、「地方公務員法第16条及び学校教育法9条に定める欠格事項に該当していない旨」の自署押印があるが、履歴書は過去、登録時のコピーであり、その日付、自署押印が更新されているものはなかつ



た。更新に際して履歴書は過年度と変更のない部分についてはコピーで足りるにしても、欠格事項に該当しない旨の自署押印は、せめて1年に1度は新規に入手すべきである。

履歴書の記載内容のうち、写真、学歴に記載のないものが1名あった。また、2名については、欠格事項に該当しない旨の署名押印がなかった。

これは、履歴書をパソコンに入力して、その入力データを出力して「発令伺い」に添付しているが、写真データが取り込めないなどのため発生した。

学歴等の記載が何もないままのデータでは「発令伺い」に添付しても無意味であり、採用に際して、適格な人材であるかを本当に評価したのかと疑いを招くことにもなりかねない。その点を含めたルール作りが必要である。

以上、繰り返しとなるが、履歴書についても、登録と同様に事前に、明確なルールを定める必要がある。

#### 採用年齢について

「川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則」の規定にかかわらず、67歳の非常勤講師が採用されていた。これは正規教員が学期の途中で病気休暇に入り、学校運営や授業等への影響上、緊急やむを得ず行われたものである。

他の非常勤講師の採用と同様に、「発令伺い」にて承認を得て採用しているが、規則の規定内容にかかわらず採用する具体的理由等の記載は行われていない。

採用理由を明確に記載し承認を受ける必要が最低でも要求される。

または、将来的には、採用条件から年齢制限の撤廃も検討されたい。

#### 「発令伺い」の記載誤りについて

「発令伺い」には雇用にあたっての報酬単価を記載する欄がある。その報酬単価の記載誤りが2件あった。

例えば、病気休暇代替非常勤講師であり、「1時間あたり報酬額2,800円」とすべきところを、「月額89,600円」とする報酬金額の記載誤りである。

「発令伺い」は、非常勤講師の任用を決定し、予算の執行状況もあわせて確認する資料であるにもかかわらず、また、複数の検印、承認印が押されていたが、その報酬計算の適正性、正確性はチェックされていなかった。

なお、月額89,600円は、週あたり授業時間数8時間×月4週×単価2,800円=89,600円により計算されたものである。しかし、実際の平成14年9月の報酬実績は50,400円であり、39,200円差異が生じていた。一人一人の影響は小さくても、集まれば、予算の執行の観点からも問題となる可能性がある。

また、検証、チェックが行われていない「発令伺い」は、必要のないものとなる。予算執行と教員としての適切性評価のためのあるべき承認手続が必要である。

なお、逆に実質的に「発令伺い」が機能していないのであれば、上位権限者から下位権限者へ権限の委譲を行い、上位権限者は予算による管理と実際の任用の状況をサンプルでチェックする義務及び権利を持つ方法への変更も有効と考える。

#### 報酬計算誤りについて

非常勤講師への報酬額を誤って計算している例が1件あった。すなわち、某高等学校の非常勤講師M氏と、以下の2つの契約を結んだ。

- ・ 平成14年4月1日～平成15年3月31日 免許外非常勤講師
- ・ 平成14年9月～平成14年11月 病気休暇代替任用

したがって、平成14年9月から11月の3ヶ月間は、免許外非常勤講師としての報酬100,800円(33,600円/月×3ヶ月)と病気休暇代替任用の報酬(実授業数63時間×2,800円)の合計277,200円を支払わなければならなかった。しかし、月額報酬の100,800円しか、支払わず、176,400円は支払われていなかった。

このようなことが生じたのは、学校から「非常勤講師報酬調書」の提出がなかったこと、また、任用するのは教職員課に対して、支払事務は給与厚生課と別の課であり、相互の連携がとれていなかったことによる。

事前、または、事後的にでも、「非常勤講師報酬調書」を教職員課へ回覧し、任用条件どおりの支払であるかを確認するか、システムの契約内容とその報酬支払が妥当であるかを確認できる体制を構築する必要がある。

#### 臨時的任用職員への扶養手当・住居手当の支給について

5名の臨時的任用職員について、契約の終了月における扶養手当、住居手当の支給金額を誤り、合計で11,107円過少に支払っていた。

(単位：円)

手当の種類	支払金額	支払うべき金額	不足額
扶養手当	14,652	18,100	3,448
住居手当	32,541	40,200	7,659
合計	47,193	58,300	11,107

「給与規則」等では、給料表に基づいて給料を支払う職員に対しては、途中で契約終了、または、退職等の場合も扶養手当、住居手当の減額が行わない。にもかかわらず、勤務時間が減少し給料が減少したのとあわせて、諸手当の支払額も減少させてしまったものである。

担当者の教育を再度徹底し、諸規定の内容把握に努めるとともに、上司による確認、チェックを厳密に行う必要がある。

## 5.人事評価・昇給制度

### (1) 概要

教育委員会での人事評価、及び、昇給制度について、勤務成績の評定制度の概要、及び、人事評価と昇給制度について説明する。

#### 勤務成績の評定制度

教職員の勤務成績の評定制度は、次のとおりである。すなわち、県費負担教職員の勤務成績の評定は、神奈川県が定めた規則等( )に従い、川崎市が行っている。

：地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第46条  
神奈川県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(神奈川県教育委員会規則第14号)

市費負担教職員の評定は、当然であるが川崎市が行っている。神奈川県の規程に則して、川崎市は被評定者、評定者及び評定方法等を定めている(川崎市立学校教育職員勤務評定規程、川崎市教育委員会勤務評定規程)。

評定の種類は、定期評定と特別評定があり、定期評価は年1回、特別評定は教育長が定める時期に評定を行うこととしている。

被評定者	評定者(確認者)	評価方法
校長 ・市費・県費とも	教育長	記述式 - 自己観察記録とそれに対する評定者意見による。
校長以外の職員 ・県費負担教職員 ・市費負担教員( ) (以上を除く)	その教職員の所属する 学校長	同上
学校用務員、学校給食調理員、介助員、事務長	教頭(校長)	5段階評価
一般事務職	事務長、教頭(校長)	5段階評価

( )：教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師及び実習助手

すなわち、県費負担教職員と市費負担教職員のうち、教員は記述式で、市費負担職員のうち学校用務員、学校給食調理員、事務職員などは5段階評価により行われている。

平成15年度4月1日より県費負担教職員は新たな人事評価システムを実施しており、S、A、B、C、Dの5段階評価が導入された。この変更を受けて川崎市においても、現在、市費負担教職員の評定について検討中である。

#### 人事評価と昇給制度

川崎市の主な昇給制度は、次のとおりである。

##### i) 普通昇給について

原則として、1年間、良好な成績で勤務することによって、1号給上位の号給に昇給する。

##### ii) 特別昇給について

勤務成績が特に良好である場合、勤続期間1年を経過しないで昇給する

特別昇給制度が設けられている。

(単位：人)

	対象人員
永年勤続者の昇給期間の短縮	204
勤務成績優秀者に対する特別昇給	165
吏員(職員)に昇任した者等の昇給期間の短縮について	34
病気休暇等により昇給を繰り延べられた職員に対する昇給期間の短縮	2

職員は10年、20年、30年以上勤続し永年勤続表彰をうけ、その表彰をもって、10年勤続の場合、6ヶ月短縮、20年勤続及び30年勤続の場合9ヶ月短縮の特別昇給が行なわれる。

勤務成績優秀者に対し、職員定数の15%の範囲内で、昇給期間を3ヶ月短縮する。

吏員(職員)に昇任した者に対し、昇給期間を3ヶ月短縮する(当初の入所時、吏員以外の者に任じられる。)

病気休暇、病気休職又は介護休暇により昇給が繰り延べられた職員に対し、昇給期間を3ヶ月短縮する。

なお、給与条例第4条5項で、特別昇給の場合、人事委員会の承認が必要としているが、人事委員会において、制度(例えば、上記の「永年勤続者の昇給期間の短縮」という制度について)が包括的に認められれば、その特別昇給のたびに人事委員会の承認を必要とせず、教育長の承認によって認められるとのことである。

### iii) 昇給停止

川崎市は、上記の普通昇給、特別昇給の昇給停止は次のように定められている。

(平成15年4月1日施行 給与条例より)

満55歳に達した日後における最初の4月1日以後昇給しない。

ただし、

- ・ 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで 58歳
- ・ 平成16年4月1日から平成18年3月31日まで 57歳
- ・ 平成18年4月1日から平成20年3月31日まで 56歳

すなわち、平成20年4月1日以降は、満55歳以降、勤務成績が特に良好で、人事委員会の承認を得て行われる場合を除き、昇給しないことが定められた。

## (2) 監査手続

高等学校の教諭52人について、川崎市に入所してから、現在までの給料表の号給、昇給の履歴を記載した履歴書を閲覧し、諸規定に従った取扱が行われていることを確認する。

うち、平成14年4月1日より平成15年10月1日までの昇給者7名について、承認手続き妥当性を確認する。

## (3) 監査結果

普通昇給および特別昇給は、川崎市は各高等学校長から、現在の号給とその号給となつてからの経過月数、普通昇給または特別昇給後の号給などを記載した「昇給昇格調書」という書類の提出を受け、教職員課において記載内容に問

違いがないことは確認していたが、形式的であり人事評価の結果に基づいていないことや承認の経緯が不明瞭な点があった。

また、履歴書を閲覧したところ、高等学校の教育職の職員について、平成 14 年度は 2 級 16、18、20、21 号給において、通常、1 年間勤務によって 1 号給昇給するところを、昇給期間を 3 月短縮していた。これは、従来から人事交流のあった県立高等学校教育職員との給料比較により、例えば 30 代半ば以降や 40 歳から 45 歳の中堅クラスで、給与面での待遇を図り、県立高等学校教育職員との給料格差を少なくしたいため行なわれたものである。

平成 15 年 4 月 1 日以降に廃止された制度であるが、これについても承認の経緯が不明瞭であったり、回議書が保管されていない等の不備があった。

人事評価、昇給手続については職員の理解不足等により、書類の保管も含め手続の不備が予想される。したがって、総点検を行い、不合理な制度の改廃、記録の整備や手続不備の是正、手続書等の整備及び職員の教育の徹底等を行うべきである。

## 6. 幼稚園

### (1) 概要

平成 15 年度からは幼稚園教育振興計画のもとで、従来 11 園の幼稚園を 9 園閉鎖し、2 園とするなど運営体制の変更が行われている。これにともない、従来の教育職の教員から行政職への転任が行われている。

### (2) 監査手続

平成 15 年 4 月 1 日に、幼稚園の教諭（教育職）11 名が、「子育て広場」（8 名）や、「市民館」（3 名）の事務職員（行政職）への転任が行われている。転任に必要な承認、手続が行われている事確かめる。（なお、給料手当の支給の妥当性については、「2. 給料手当の支給の妥当性」にて確かめている。）

### (3) 監査結果

川崎市は、行政職の係長以上の職については、採用試験を行わずとも、選考によって転任ができる。幼稚園教諭の転任は、この制度に基づいて行われたものである。本人の希望に沿い、推薦・選考が行われ、教育長の承認のある「辞令」が発令されていることを確認した。

また、平成 15 年 4 月 1 日転任の教職員 11 名のうち、3 名は保育士の免許も保有していた。川崎市は平成 14 年度保育士の募集を行っており、教員採用選考は一般職の採用選考とは根拠法に違いがあるなど、課題はあるが川崎市全体でのコストの削減の観点から、保育士としての勤務についても検討すべきであった。時間的な制約などもあるが、トータルで不要なコストがかからないよう、組織間の連携に努める必要がある。

なお、幼稚園については、「包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見 7. 幼稚園」にて、分析と意見を述べている。

## 7. 長期休業期間における教員の研修

### (1) 概要

学校が第2・第4土曜日を週休日としていた平成13年度までは、教員は、週休2日制において不足する週休日数について、夏季等の長期休業期間に週休日をまとめて設定する、いわゆる「まとめ取り方式」により週休2日制を実施していた。平成14年度からの完全学校週5日制の実施に伴ってこの方式が廃止され、長期休業期間における正規の勤務時間が割り振られた日（勤務日）が増加することとなった。このような状況を踏まえて、長期休業期間等における教員の勤務状況について確認することとした。

夏季等の長期休業期間においては、学校への出勤や教育委員会主催の研修への参加、夏季休暇等の取得のほか、多くの勤務日において「教育公務員特例法第20条第2項」の規定に基づく研修が実施されている。

以下に、「教育公務員特例法第20条第2項」の規定に基づく教員の研修の制度につき、説明する。

まず、教育公務員特例法において次のように定められている。

- ・ 第20条第1項：教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- ・ 第20条第2項：教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

この法律を受けて、勤務場所（すなわち、学校）以外の図書館等各種施設や自宅などで、職務専念義務（職務に専念する義務）を免除されての研修を行うことが認められ、その場合の手続を定めている。（14川教職第187号 -川崎市立小・中・聾・養護学校長宛て - 「川崎市立学校教員の教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修について（通知）」ほか）

長期休業期間（一般に言う、夏休み、冬休み、春休み）における勤務場所以外で研修を行う場合、1週間前までに学校長に「研修計画書」を提出すること。研修を行った場合には、「研修計画書」の下段の「研修報告書」を休業期間終了後、1週間以内に学校長に提出する。

課業期間（長期休業期間以外の期間）における勤務場所以外で研修を行う場合についても、同様に研修の1週間前までに学校長に「研修計画書」を提出し、研修後1週間以内に「研修報告書」を提出する。

本通知については、休暇等申請（届出）簿等についても、別途、記入例により処理願う旨、記載されている。

「研修計画書・研修報告書」や「休暇等申請(届出)簿」等は学校で保管しているため、教育委員会においては、勤務場所を離れての研修がどの程度行われているか、調査を特に実施しない限り、把握されないことになっている。

### (2) 監査手続

平成15年度の「研修計画書・研修報告書」16枚について、学校長の承認の有無、研修内容及び出勤簿、休暇等申請（届出）簿等の記載内容についての検討を行った。

対象：高等学校（全日制：定時制）、中学校及び小学校について任意の1校ずつ抽出し、計4校の教職員を対象とした。

枚数：上記4校について、任意に11名、合計16枚の「研修計画書・研修報告書」を抽出

対象期間：夏季休業期間中における研修13枚、及び、課業期間中3枚

記載内容：下記のとおり

（留意事項）

校種 - 高：高等学校（全日）：（全日制）、（定時）：（定時制）、  
中：中学校、小：小学校

高等学校においては、課業期間中（長期休業期間以外の期間）の「研修計画書・研修報告書」の提出日は定められていない。

研修期間：上段 - 当初の「研修計画書・研修報告書」の記載内容

下段 - 出勤簿等と照合して確認した正確な研修実績

上記の研修に必要な費用は、教員個人が負担しており、公費の負担はない。

教員	校種	承認報告	研修期間	担当科目	実施場所	研修内容・成果等
A	高 (全日)	○	7・23～7・31 (5日間)	理科	生田緑地・東生田緑地等	自然観察などを通して生物教材に対する見識を深める
		○	8・1～8・29 (7日間)	理科	生田緑地・東生田緑地等	自然観察などを通して生物教材に対する見識を深める
B	高 (全日)	○	7・23～7・28 (2日間)	理科	図書館・自宅	新聞資料で資料作成(万有引力など)
		○	8・13～8・27 (2日間)	理科	DIY店・自宅等	安価で、かつ、生徒の興味を引く実験が計画できる
		○ 〔10・28提出〕	10・29(記載なし～12:40) (8・30より半日)	理科	図書館	C60 フラワー文献をまとめる
C	高 (全日)	○	7・28～7・31 (3日間)	工芸美術	自宅	陶芸製作及び陶磁器の指導研究
D	高 (全日)	○	7・22～7・31 (5日間)	理科	図書館・博物館	化学実験書等でわかりやすい実験法を考えた。
		○	8・1～8・27 (12日間)	理科	〃	〃
E	高 (全日)	○	8・4～8・22 (3日間)	国語	国文学研究資料館・西洋美術館他	日本文学や中国文学、その他各国の教材理解のため、プリントその他の作成。
F	高 (全日)	○ 〔9・22提出〕	9・24 (13:25～17:30)	国語	国文学研究資料館	文学への理解が深まった。

			(半日)			
G	高 (定時)	○	7・22～8・29 (17日間)	国語	自宅・外部研修団体・図書館	萩原朔太郎のその後 (姉、その家族、弟子)の研究。
		○ 〔7・3 提出〕	7・4(11:30～ 15:10) (約3時間)	国語	外部機関主催の教養講座 (民忠臣蔵・心のドラマを墨す)	見聞・見識が高まった。 新たな発見・認識に役立った。 文化への理解が深まった
H	高 (定時)	○	7・28～8・6 (7日間)	数学	自宅	2学期以降の授業のプリントと指導計画など
I	中	○	8・22～8・23 (1日間)	社会	兵庫県(阪神大震災調査・明石海峡大橋見学・五色塚古墳)	防災に対する理解の深まりと実践、また、古代遺跡等を踏査し、その時代の空間の使い方等を授業で伝える。
J	小	○	7・25～8・27 うち7日間 (7日間)	(音楽)	図書館・自宅	作曲家の一生を通じて音楽史を調べなおし、鑑賞指導に生かす。
K	小	○	8.5～8.8 (4日間)		福岡県	北九州工業地帯に触れ、 実地研修する。

### (3) 監査結果

夏季休業期間中、及び、課業期間中(長期休業期間以外の期間)の「勤務場所を離れた研修」については、すべて教職員課長の通知に従い、必要な時期に、必要な承認、報告が行われている。

しかし、高等学校の課業期間中の「教育公務員特例法第20条第2項」の研修については、「研修計画書・研修報告書」の提出日が定められていないため、研修の直前に提出されていた。

他の教職員への影響、授業への影響などを考えると、高等学校においても報告書等の提出日を定めることが必要である。

なお、出勤簿、休暇等申請(届出)簿等の取扱は法令、通知等に従って処理されていた。

上記に記載の「研修計画書・研修報告書」を検討した結果は次のとおりである。

#### i) 「研修計画書・研修報告書」の記載について

当初入手した「研修計画書・研修報告書」では、概算日数でA、D及びGは1ヶ月間、Bは3週間、Eは2週間、Hは1週間もの期間を、研修に充てるとして計画書が提出されていた。しかし、出勤簿を確認すると実際に研修に従事したのは、Aが12日間、Bが4日間、Gが17日間などであり、「研修計画書・研修報告書」の記載内容が正確だったのは、課業期間中の研修3件(時間については若干の相違有り)と長期休業期間中のもの1件のみである。

研修内容と研修期間について、校長の押印はあるが事前に検討、記載内容の評価等が行われているものか、その信頼性を問われることとなる。的



確な記載に努める必要がある。

ii) 事前承認と事後報告について

研修の計画内容や成果の確認は、「研修計画書」及び「研修報告書」の提出により行われることになっているが、計画書と報告書は「研修計画書・研修報告書」という片面の様式1枚にまとめられた極めて簡単なものである。しかも、長期休業期間中の研修を一括して記載することが認められており、具体的な内容が確認できない場合も想定される。

また、学校によっては、研修の成果の具体的な内容を確認するため、研修に基づくレポートなどの関連資料を必ず添付させるところもあれば、休業期間終了後の会議等で成果を発表させたり、個別に口頭で説明させたりする例もあるとのことである。

研修内容の把握、確認に資するため、また、保護者や市民の理解を得るためにも、研修の取組み内容をできるだけ詳細に記載したり、研修に基づくレポート等の関連資料を添付したりすることを徹底するなどの改善策が必要である。

iii) 研修内容について

研修の実態を伴わないものは当然であるが、上記の「研修計画書・研修報告書」の記載を見ると、職務と関連のないもの、関連性の薄いものや職務への反映が認めにくいものにまで、職務専念義務を免除された研修として扱っていないか、充分検討が行われているのか、若干の疑念も感じられる。

iv) 研修実施場所について

「研修計画書・研修報告書」に記載のある指導計画の策定や教材資料の作成は学校においてもできる作業であり、自宅における研修を認めなければならぬ必然性を感じない。

この研修を自宅で行うことについては、保護者や市民の誤解を招くおそれがあり、校長は研修内容の把握・確認を徹底するとともに、研修を自宅内において実施する必要性があるのかどうか、厳格に判断する必要があると考える。

長期休業期間中は、授業がないとはいえ、週休日や休日以外は勤務を要する日であり、また、「教育公務員特例法第20条第2項」の規定による研修は、勤務時間中に学校を離れて研修を行なうために職務専念義務が免除されているにすぎず、しかも給与上有給の取扱いとなっている。したがって、当然のことではあるが、長期休業期間等においてこの研修を行なうことは、週休日や休日に自主的な研修を行うのとは根本的に異なることを強く自覚しなければならない。この研修の承認にあたっては、保護者や市民に対する説明責任を果たすのに十分な内容の研修計画書及び研修報告書により手続がなされることが重要である。

## 8. 補助金

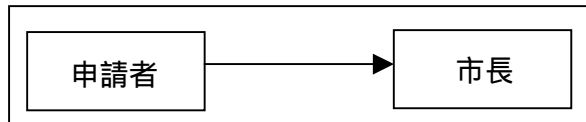
### (1) 概要

#### 補助金の概要

まず、川崎市教育委員会の補助金は、「川崎市補助金等の交付に関する規則」に基づいて交付申請され、交付決定される。

#### i) 補助金の申請から使用までの業務フロー

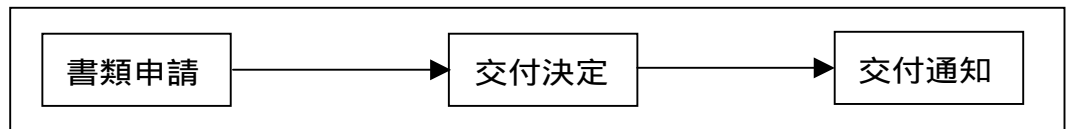
##### a) 補助金の申請（交付規則第3条）



申請書: (申請者の名称・住所、法人代表者氏名)

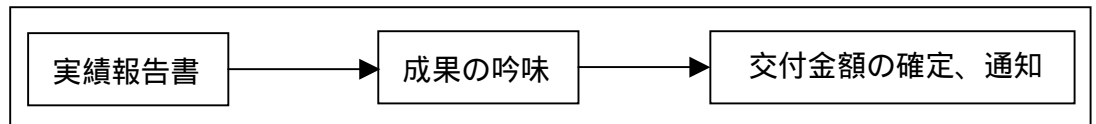
添付資料: 事業計画書、収支計算書、その他市長が必要と認める書類

##### b) 交付決定から通知まで（交付規則第3～6条）



(必要に応じて現地調査)

##### c) 補助事業の遂行等から実績報告まで（交付規則第9～11条）



(添付資料)

補助事業等の成果

収支計算書

市長が必要と認める書類

交付規則第11条(実績報告)

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業者の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が認める書類を添付して市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

#### ii) 各種是正措置

##### a) 交付決定取消事由（交付規則第14条）

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは全部又は一部を取り消すことができる。

ア. 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ. 補助金等を他の用途に使用したとき

ウ. 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令

等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき

b) 補助金等の返還（交付規則第 15 条）

ア．市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。（第 1 項）

イ．市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金額の返還を命ずるものとする。

c) 加算金及び延滞金（交付規則第 16 条） 年 10.95%

つぎに、川崎市教育委員会の補助金のうち、学校教育研究団体等に交付される補助金は適用される規則・要綱別に次の 3 種類に分類できる。

ア．学校教育研究団体教育研究費補助金（以下「研究団体補助金」(A)という。）

イ．川崎市立学校校長会・園長会及び教頭会補助金（以下「校長会等補助金」(B)という。）

ウ．川崎市補助金等の交付に関する規則に基づく補助金（以下「規則補助金」(C)という。）

交付要綱があるのは、A 及び B 二種類の補助金だけであり、C の補助金には要綱が定められていない。以下の表は補助金 A 及び B の概要を記載したものである。

（交付要綱）	A	B
補助金名称	研究団体補助金	校長会等補助金
目的 （第 1 条）	市内の学校教育研究団体を育成し、その活動を促進することにより川崎市に幼稚園教育、小学校教育、中学校教育、高等学校教育及び聾・養護学校教育の振興に資すること	川崎市立学校校長会、園長会及び教頭会が本市の学校教育の振興及び学校管理職の資質の向上に関する研究・協議を目的とする全国組織、関東地区組織、県組織等に加入し、広範な組織との連携を図り、その活動を促進すること。
補助対象事業 （第 3 条）	研究大会 研究調査 研究成果刊行 研究用図書購入	各種大会 研究会 協議会 連絡会等
補助対象経費 （第 3 条）	講師謝礼、旅費、賃貸借料、印刷製本費、通信運搬費 講師謝礼、旅費、印刷製本費、通信運搬費、賃金 印刷製本費、通信運搬費 参考文献等購入費	事業にかかる会費 運営費 負担金等
補助事業者 （第 2 条）	14 団体 川崎市立小学校校長会 川崎市立中学校校長会 川崎市小学校教育研究会 川崎市立中学校教育研究会	8 団体 川崎市立小学校校長会 川崎市立中学校校長会

	川崎市立高等学校校長会 川崎市聾養護学校校長会 川崎市公立幼稚園長会 川崎市立小学校教頭会 川崎市立中学校教頭会 川崎市立高等学校全日制教頭会 川崎市立高等学校定時制教頭会 川崎市聾養護学校教頭会 川崎市高等学校教育研究協議会 公立幼稚園協議会	川崎市立高等学校校長会  川崎市公立幼稚園長会 川崎市立小学校教頭会 川崎市立中学校教頭会 川崎市立高等学校全日制教頭会 川崎市立高等学校定時制教頭会
実績報告書の提出 (第8条)	事業の完了又は中止の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月30日までのいずれか早い期日まで	事業の完了又は中止の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月30日までのいずれか早い期日まで
交付決定の取消し等 (第9条)	(1) 補助事業を中止したとき (2) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件に違反したとき (3) 正当な理由なく補助事業の施行を著しく遅延させたとき (4) この要綱に違反したとき	(1) 補助事業を中止したとき (2) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件に違反したとき (3) 正当な理由なく補助事業の施行を著しく遅延させたとき (4) この要綱に違反したとき

(出典：交付要綱より作成)

### 補助金の交付実績

交付団体別の過去3カ年の補助金全体の支給実績推移は次のとおりである。

(単位：千円)

NO	交付団体	年度		
		平成12年度	平成13年度	平成14年度
1	川崎市小学校教育研究会	4,013	4,100	4,100
2	川崎市立中学校教育研究会	3,535	3,005	3,445
3	川崎市立中学校長会	1,353	2,959	2,959
4	川崎市立小学校長会	696	4,660	4,859
5	財団法人川崎教職員会館	810	810	810
6	川崎市内高等学校定時制教育振興会	663	663	597
7	神奈川県公立中学校長会	500	0	0
8	関東甲信越地方放送教育研究大会実行委員会	0	400	190
9	川崎市高等学校教育研究協議会	420	378	378
10	神奈川県生徒指導連絡協議会神奈川県公立中学校教育研究部 会生徒指導部会	300	0	0
11	社団法人全国珠算教育連盟神奈川県支部	270	256	256
12	川崎市立高等学校合同芸術祭実行委員会	200	190	0
13	神奈川県国際理解教育研究協議会	200	0	0
14	関東地区小学校生活科教育研究協議会	0	200	0
15	川崎市公立幼稚園協議会	167	151	151
16	横須賀市新聞教育研究会	160	0	0
17	川崎市学校視聴覚教育研究協議会	155	135	135
18	川崎市聾養護学校長会	152	149	149
19	神奈川県公立中学校教育研究会	151	0	238
20	川崎市立小学校教頭会	122	2,047	2,047
21	神奈川県工業高等学校長会	0	100	0
22	全国都市立高等学校長会関東ブロック会総会研究協議会	100	0	0
23	第39回全国高等学校教育会総会・研究協議大会神奈川県 運営委員会	100	0	0
24	川崎市公立幼稚園長会	62	213	212
25	川崎市立中学校教頭会	61	1,015	1,015

26	関東工業化学教育研究会	0	50	0
27	川崎市立高等学校事務研究会	60	0	0
28	川崎市立高等学校校長会	41	651	657
29	川崎市聾養護学校教頭会	40	39	32
30	川崎学区進路指導中・高連絡協議会	40	38	0
31	川崎市立高等学校全日制教頭会	24	90	90
32	川崎市内定時制高等学校軟式野球連盟	20	19	19
33	川崎商工会議所	20	19	19
34	川崎市立高等学校定時制教頭会	18	111	111
35	全国小学校理科研究大会神奈川県大会実行委員長	0	0	500
36	関東都県算数・数学教育研究大会実行委員会	0	0	170
37	神奈川県定通教育振興会	0	206	189
38	関東甲信越地区中学校理科教育研究	0	0	300
	合計	14,453	22,654	23,623
	主要4団体 交付実績	9,597	14,724	15,548
	前年比	-	56.7%増	4.2%増
	主要4団体 シェア	66.40%	64.99%	65.82%

(出典：教育委員会作成資料)

(注) 平成13年度が前年比56.7%増の理由は、上部団体会費の取り扱いが平成12年度(負担金)から平成13年度(補助金)へと大きく変わったためである。

さらに、補助金種類別の過去3カ年の補助金の交付実績推移は次のとおりである。

#### 研究団体補助金(A)

(単位：千円)

NO	年度 交付団体	平成	平成	平成
		12年度	13年度	14年度
1	川崎市立中学校教育研究会	1,967	1,768	1,768
2	川崎市小学校教育研究会	1,926	1,731	1,731
3	川崎市立小学校長会	338	304	304
4	川崎市立中学校長会	225	202	202
5	川崎市高等学校教育研究協議会	420	378	378
6	川崎市立小学校教頭会	122	109	109
7	川崎市公立幼稚園協議会	112	99	99
8	川崎市公立幼稚園長会	62	54	54
9	川崎市立中学校教頭会	61	54	54
10	川崎市立高等学校校長会	41	36	36
11	川崎市立高等学校全日制教頭会	24	21	21
12	川崎市聾養護学校長会	24	21	21
13	川崎市聾養護学校教頭会	8	7	0
14	川崎市立高等学校定時制教頭会	18	16	16
	合計	5,348	4,800	4,793
	主要4団体 交付実績	4,456	4,005	4,005
	主要4団体 シェア	83.32%	83.43%	83.55%

(出典：教育委員会作成資料)

(注) 1.NO.7及び8は平成15年度廃止

2.NO.1,2,4,5,6,9,10,11,12,13,14は平成15年度「小学校長会等」として3に統合

#### 校長会等補助金(B)

(単位：千円)

NO	年度 交付団体	平成	平成	平成
		12年度 負担金	13年度 補助金	14年度 補助金
1	川崎市小学校教育研究会	0	0	0
2	川崎市立中学校教育研究会	0	0	0
3	川崎市立小学校長会	3,454	3,454	3,454
4	川崎市立中学校長会	1,560	1,560	1,560

5	川崎市立高等学校長会	615	615	620
6	川崎市立小学校教頭会	1,938	1,938	1,938
7	川崎市立中学校教頭会	961	961	961
8	川崎市立高等学校全日制教頭会	69	69	69
9	川崎市立高等学校定時制教頭会	95	95	95
10	川崎市立公立幼稚園長会	252	159	158
	合計	8,944	8,851	8,856
	主要4団体 交付実績	5,014	5,014	5,014
	主要4団体 シェア	56.05%	56.64%	56.62%

(出典：教育委員会作成資料)

(注) 平成12年度までは上部団体会費を負担金として支出。行政内部監査の指摘により平成13年度からは補助金として支出。校長会等補助金の名称から明らかなように主要4団体の教育研究会(小学校・中学校)は該当しない。

### 規則補助金(C)

(単位：千円)

NO.	年度	平成12年度 (参考)	平成13年度	平成14年度
	交付団体			
1	川崎市小学校教育研究会	2,087	2,369	2,369
2	川崎市立中学校教育研究会	1,568	1,237	1,677
3	川崎市立中学校長会	1,128	1,197	1,197
4	川崎市立小学校長会	358	902	1,095
5	川崎市公立幼稚園協議会	55	52	52
6	川崎市聾養護学校長会	128	128	128
7	川崎市聾養護学校教頭会	32	32	32
8	財団法人川崎教職員会館	810	810	810
9	川崎市内高等学校定時制教育振興会補助金	663	663	597
10	社団法人 全国珠算教育連盟神奈川支部	270	256	256
11	川崎市立高等学校合同芸術祭実行委員会	200	190	190
12	川崎市学校視聴覚教育研究協議会	155	135	135
13	川崎市内定時制高等学校軟式野球連盟	20	19	19
14	川崎商工会議所	20	19	10
15	川崎学区進路指導中・高連絡協議会	40	38	0
16	神奈川県定通教育振興会補助金	0	206	189
17	神奈川県公立中学校長会	500	0	0
18	神奈川県生徒指導連絡協議会神奈川県公立中学校教育研究部会生徒指導部会	300	0	0
19	神奈川県国際理解教育研究協議会	200	0	0
20	横須賀市新聞教育研究会	160	0	0
21	神奈川県公立中学校教育研究会社会部会	151	0	0
22	全国都市立高等学校長会関東ブロック総会研究協議会	100	0	0
23	第39回全国高等学校教頭会総会・研究協議大会神奈川大会運営委員会	100	0	0
24	川崎市立高等学校事務研究会	60	0	0
25	関東甲信越地方放送教育研究大会実行委員会	0	400	0
26	関東地区小学校生活科教育研究協議会	0	200	0
27	神奈川県工業高等学校長会	0	100	0
28	関東工業化学教育研究会	0	50	0
29	全国小学校理科学研究大会川崎大会	0	0	500
30	神奈川県公立中学校教育研究会理科部会	0	0	300
31	神奈川県公立中学校教育研究会特別活動部会	0	0	238
32	関東都県算数・数学教育研究大会実行委員会	0	0	170
	合計	9,105	9,003	9,973
	継続年度支給(1~16)	7,534	8,253	8,765
	継続年度シェア	82.74%	91.66%	87.86%
	単年度支給(17~32)	1,571	750	1,208

(出典：教育委員会作成資料)

(注)平成12年度については、補助金交付規則自体が制定される前に、個別の申請に基づき交付されたものである。

以上のように、過去3カ年の補助金交付実績推移において、次の4交付団体は補助金全体に対して65%前後(過去3カ年推移)と高いシェアを占めており、特に、研究団体補助金に着目すると4交付団体は83%超と更に高水準のシェアを占めている。よって、次の4交付団体に調査の対象を絞り、補助金の有効性を検討する。

主要4団体

川崎市立小学校長会
川崎市立中学校長会
川崎市小学校教育研究会
川崎市立中学校教育研究会

主要4団体の平成14年度交付補助金実績一覧は次のとおりである。

(単位：千円)

交付先	補助金の名称	A 研究団体 補助金	B 校長会等 補助金	C 規則補助 金	合計
川崎市立小学校長会	川崎市立小学校長会負担金補助・上部団体会費		3,454		3,454
	第54回全国連合小学校長会研究協議会			34	34
	第54回関東甲信越地区小学校長研究協議会			34	34
	国内教育事情調査			400	400
	指定都市小学校長会研究協議会川崎大会			627	627
	学校教育研究団体教育研究費補助金	304			304
	小計	304	3,454	1,095	4,853
川崎市立中学校長会	川崎市立中学校長会負担金補助・上部団体会費		1,560		1,560
	全日本中学校長会連絡協議会			34	34
	十三大都市中学校長会連絡協議会			34	34
	関東甲信越地区中学校長会研究協議会			34	34
	国内教育事情調査			200	200
	同和・人権教育国内視察事業			895	895
	学校教育研究団体教育研究費補助金	202			202
小計	202	1,560	1,197	2,959	
川崎市小学校教育研究会	神奈川県小学校教育研究会			256	256
	神奈川県小学校教育推進教科等研究大会			456	456
	川崎市小学校連合文化芸的行事			1,657	1,657
	学校教育研究団体教育研究費補助金	1,731			1,731
	小計	1,731	0	2,369	4,100
川崎市立中学校教育研究会	十三大都市公立中学校英語教育研究会連絡協議会			7	7
	中学校関東地区研究大会			153	153
	神奈川県公立中学校教育研究会地区分担金			255	255
	神奈川県公立中学校教育研究会			280	280
	学校教育研究推進教科等研究大会			467	467
	中学校障害児学級設置校長連絡協議会補助			25	25
	学校教育研究団体教育研究費補助金	1,768			1,768
	神奈川県公立中学校英語教育研究会川崎大会			200	200
	十三大都市公立中学校英語教育研究会連絡協議会川崎大会			200	200
	神奈川県公立中学校教育研究会美術部会川崎地区大会			90	90
小計	1,768	0	1,677	3,445	
主要4団体合計 交付実績		4,005	5,014	6,338	15,357
	川崎市教育委員会所管の補助金総額	4,793	8,856	9,974	23,623
	主要4団体 シェア	83.60%	56.60%	63.50%	65.00%

(出典：教育委員会作成資料)

上表で明らかなように、主要4団体に交付された補助金は1件あたり補助金額が少額ながらも件数が多いために、補助金総額に与えるインパクトが大きい。

さらに交付団体別の補助金依存度をあらわしたのが次の表である。

(単位：千円)

補助金 交付団体	A	B	C	補助金額合計
	研究団体補助金	校長会等補助金	規則補助金	
川崎市立小学校長会	304	3,454	1,095	4,853
	(0.07%)	(68.88%)	(17.27%)	(31.44%)
	<0.06%>	<71.17%>	<22.56%>	<100%>
川崎市立中学校長会	202	1,560	1,197	2,959
	(0.05%)	(31.11%)	(18.88%)	(19.17%)
	<0.06%>	<52.72%>	<40.45%>	<100%>
川崎市小学校教育研究会	1,731	0	2,369	4,100
	(43.22%)	(0.00%)	(37.37%)	(26.56%)
	<42.22%>	<0.00%>	<57.78%>	<100%>
川崎市立中学校教育研究会	1,768	0	1,677	3,445
	(44.14%)	(0.00%)	(26.45%)	(22.31%)
	<51.32%>	<0.00%>	<48.67%>	<100%>
合計	4,005	5,014	6,338	15,357
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
	<25.94%>	<32.48%>	<41.06%>	<100%>

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

(注)：( )内数字は補助金の種類ごとの全体に占める割合

：< >内数字は交付団体ごとの全体の占める割合

主要4団体全体としてみれば、補助金額に占める割合は「規則補助金」(C)が補助金要綱のある「研究団体補助金」(A)及び「校長会等補助金」(B)よりも高いことが明らかである。さらに交付団体別にみると、まず、小学校教育研究会及び中学校教育研究会は、「研究団体補助金」(A)及び「規則補助金」(C)の依存度がほぼ同程度である。他方、小学校長会及び中学校長会は「校長会等補助金」(B)の依存度が高いことが明らかである。特に小学校長会においては「校長会等補助金」依存度が70%を超えている。



## 補助金交付団体の概要

交付要綱に定める交付団体の概要をまとめたのが次の表である。主要4団体については明示のとおりである。

団体名称	目的	設立	会員数	活動内容	会員資格	会費
川崎市立小学校長会	会員相互が連絡提携し、小学校長としての職能の向上に努め、川崎市小学校教育研究の充実発展を図ることを目的とする。	昭和22年 (1947年) 4月1日	114名	1. 会員の研修に関する事 2. 教育条件の整備に関する事 3. 会員相互の連絡、情報に関する事 4. 教育的行事の推進に関する事 5. 現職教育に関する事 6. 渉外に関する事	川崎市立小学校長	年額一人 4,300円
川崎市立中学校長会	会員相互の連携と協力によって、中学校長会としての職能の向上に努め、川崎市中学校教育の充実・発展をはかることを目的とする。	昭和22年 (1947年) 6月1日	51名	1. 教育に関する調査研究 2. 教育諸条件の整備促進 3. 会員の研修、福利厚生 4. 教育に関する世論の喚起 5. 関係諸団体との連絡提携 6. その他、この会の目的達成に必要な事項	川崎市立中学校長	年額一人 30,000円 @2,500
川崎市小学校教育研究会	川崎市小学校教育の充実・進展に寄与することを目的とする。	昭和40年 (1965年) 4月1日	3,211名	1. 教職員の研究・研修に関する事 2. 調査研究に関する事 3. その他の目的達成に必要な事	公立小学校各研究会 (会員資格) 川崎市立小学校及び聾・養護学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、学校栄養職員	年額一人 600円
川崎市立中学校教育研究会	中学校教育の全領域にわたり、自主的に研究をすすめ、その充実と向上をはかることを目的とする。	昭和46年 (1971年) 7月14日	1,584名	1. 中学校教育の振興に関する研究、調査及び対策 2. 各部会の研究活動の推進 3. 研究発表会・講習会等の開催 4. 研究要領・報告書・会報及び機関紙等の発行 5. 関係諸団体との連絡提携 6. その他この会の目的達成に必要な事業	川崎市立中学校に在任する校長、教頭、県費職員	年額一人 670円
川崎市立高等学校長会	会員相互の親和と協力によって、その職能の向上を期するとともに川崎市高等学校教育	昭和48年 (1973年) 12月1日	5名	1. 教育に関する調査研究 2. 高等学校教育の充実発展のための活動 3. 会員の研修	川崎市立高等学校 校長	年額一人 45,000円 @3,750

	の進展を図ることを目的とする。			4. 関係諸団体との連絡提携 5. その他、この会の目的達成に必要なこと		
川崎市 聾・養護学 校長会	障害児教育の充実発展並びに 会員の資質の向上と相互の連 携を図ることを目的とする。	昭和 61 年 (1986 年) 4 月 1 日	3 名	1. 教育上の調査研究と研究協議会の開催 2. 障害児教育の普及啓発 3. 会員の資質の向上と相互の連絡強化 4. 会員の親睦 5. 教育諸団体との連携とその他本会の目的達成に必要な こと。	川崎市立聾養護学校 校長	年額一人 36,000 円 @3,000
川崎市公 立幼稚園長 会	会員相互が連絡連携し、幼稚 園長としての職能の向上に努 め、本市幼稚園教育の充実発 展を図ることを目的とする。	昭和 47 年 (1970 年) 4 月 1 日	11 名	1. 会員の研修に関する事 2. 教育条件の整備に関する事 3. 会員相互の連絡、情報に関する事 4. 教育的行事の推進に関する事 5. 現職教育に関する事 6. 渉外に関する事 7. その他、本会の目的達成に必要な事項	園長	年額一人 5,000 円
川崎市立 小学校教頭 会	1. 学校運営上の諸問題及び 校務の研究を行いあわせて 会員相互の親睦を図 る。 2. 校長会・教育委員会・県 教頭会その他教育関係諸 団体と密接な連絡をと り、本市教育の振興につ とめる。	昭和 34 年 (1959 年) 5 月	114 名	1. 研究、調査、研修に関する事 2. 関連諸団体との連絡調整に関する事 3. 会員の親睦に関する事 4. その他必要に認められた事	川崎市立小学校 教頭	年額一人 8,400 円 @700
川崎市立 中学校教頭 会	教頭としての職務に基づき、 本市中学校教育の向上発展の ため、会員相互の連携を密に し研究に努めることを目的と する。	昭和 22 年 (1947 年) 4 月 1 日	51 名	1. 各種教育問題の研究調査及び研修会等に関する事項 2. 関係諸団体との連絡調整に関する事項 3. その他必要と認められる事項	川崎市立中学校 教頭	年額一人 24,000 円 @2,000
川崎市立 高等学校 全日制 教頭会	1. 学校運営上の諸問題及び校 務の研究を行い、あわせて 会員相互の親睦を図ること 2. 校長会、教育委員会、県立 高等学校教頭会及びその他教	昭和 33 年 (1958 年) 4 月 1 日	6 名	1. 研究、研修に関する事 2. 会員の親睦に関する事 3. その他、目的の範囲内で必要であると認められる事	川崎市立高等学校 全日制の教頭	年額一人 5,000 円

	育関係団体と密接な連絡により、川崎市の教育の振興につとめる。					
川崎市立 高等学校定 時制教頭会	川崎市立高等学校定時制教育の振興を図ることを目的とする。	昭和 41 年 (1966 年) 4 月 1 日	5 名	1. 定時制教育の研究調査 2. 川崎市内高等学校定時制教育振興会及び関係機関との連絡協議 3. その他本会の目的達成に必要な事業	川崎市立高等学校 定時制教頭	年額一人 3,600 円 @300
川崎市聾 養護学校教 頭会	特殊教育の進展向上を期して、これに寄与する活動を行うとともに、会と親睦を図ることを目的とする。	昭和 49 年 (1974 年) 6 月 10 日	3 名	1. 学校経営に関すること 2. 研究・調査に関すること 3. 就学・進路に関すること 4. 教員の福祉・厚生に関すること 5. その他、本会の目的達成に関すること	川崎市立聾養護学校教頭	年額一人 12,000 円 @1,000
川崎市立 高等学校教 育研究協議 会	川崎市立高等学校の教育の充実と向上を図ることを目的とする。	昭和 48 年 (1973 年) 12 月 1 日	432 名 (指導主事 含む)	1. 高等学校教育の充実振興に関する研究、調査及び対策 2. 研究発表会、講習会および講演会等の開催 3. 会報等の発行 4. その他この会の目的達成に必要な事業	川崎市立高等学校 教職員	年額 1 研究会 15,000 円 × 30
川崎市公 立幼稚園協 議会	川崎市公立幼稚園相互の連絡を密にし、会員相互の職能向上を図り、幼稚園教育の振興を期することを目的とする。	昭和 47 年 (1972 年) 4 月 1 日	53 名	1. 職能向上に必要な研修研究に関すること 2. 幼稚園教育の振興に関すること 3. 会員の身分の確立と福利厚生に関すること 4. 関係機関との連絡連携に関すること 5. その他必要と認めること	園長、教頭、教諭、 養護（事務）教諭	年額一人 2,000 円

(出典：教育委員会提出資料より作成)

(2) 監査手続

監査手続

- ) 補助金について、申請から交付・さらに決定までの手続の合規性を確かめた。
- ) 補助金交付時の公平性・公益性を確かめた。
- ) 補助金が有効利用されているかを確かめた。
- ) 学校教育部指導課の審査機能(事前・事後)の有効性を確かめた。
- ) 事業計画書・収支予算書と実績報告書・収支決算書とを比較吟味し、補助事業者が適正執行しているかどうか確かめた。
- ) 補助対象事業及び補助対象事業費が交付要綱やガイドラインに沿って適正に支出されているかどうかを確かめた。
- ) 補助金の適正執行と有効性を確かめた。
- ) 交付団体の内部統制の有効性を評価した。

試査対象

i) 選定基準

補助金の過去3カ年の支給実績に照らして、金額的重要性の観点から次の4団体を選定した。なお、交付団体にはそれぞれ規約により役員が定められているため、平成14年度の会計担当役員を監査窓口として、平成15年度の会計担当役員の在籍する学校を往査場所とした。

補助金全体

(単位：千円)

	年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度
1	川崎市立小学校長会	696	4,600	4,853
2	川崎市立中学校長会	1,353	2,959	2,959
3	川崎市小学校教育研究会	4,013	4,100	4,100
4	川崎市立中学校教育研究会	3,535	3,005	3,445
	他	4,856	7,930	8,264
	合計	14,453	22,654	23,621
	主要4団体 交付実績	9,597	14,724	15,357
	主要4団体 シェア	66.40%	64.99%	65.01%

(出典：教育委員会作成資料)

主要4団体の補助金種類別の交付実績は次のとおりである。

研究団体補助金(A)

(単位：千円)

	年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度
1	川崎市立小学校長会	338	304	304
2	川崎市立中学校長会	225	202	202

3	川崎市小学校教育研究会	1,926	1,731	1,731
4	川崎市立中学校教育研究会	1,967	1,768	1,768
	他	892	795	788
	合計	5,348	4,800	4,793
	主要4団体 交付実績	4,456	4,005	4,005
	主要4団体 シェア	83.32%	83.43%	83.55%

(出典：教育委員会作成資料)

Aの対象事業については、国庫補助金対象事業として平成11年度までは事業費の3分の1が国、残りの3分の2が川崎市の補助金の負担関係にあった。平成12年度より国庫補助金が見直され、対象事業から外されたため、川崎市単独の補助金になっている。過去3ヵ年交付実績推移を見て明らかのように5百万円前後の金額で毎年安定的に推移している。

#### 校長会等補助金(B)

(単位：千円)

	年度	平成 12年度 負担金	平成 13年度 補助金	平成 14年度 補助金
1	川崎市立小学校長会	3,454	3,454	3,454
2	川崎市立中学校長会	1,560	1,560	1,560
3	川崎市小学校教育研究会 (注)	-	-	-
4	川崎市立中学校教育研究会 (注)	-	-	-
	他	3,930	3,837	3,842
	合計	8,944	8,851	8,856
	主要4団体 交付実績	5,014	5,014	5,014
	主要4団体 シェア	56.05%	56.64%	56.62%

(出典：教育委員会作成資料)

(注) 小学校教育研究会及び中学校教育研究会は「校長会等補助金」(B)の交付要綱の対象外。

#### 規則補助金(C)

(単位：千円)

	年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度
1	川崎市立小学校長会	358	902	1,095
2	川崎市立中学校長会	1,128	1,197	1,197
3	川崎市小学校教育研究会	2,087	2,369	2,369
4	川崎市立中学校教育研究会	1,568	1,237	1,677
	他	3,865	2,079	788
	合計	8,945	8,843	9,794
	主要4団体 交付実績	5,141	5,705	6,338
	主要4団体 シェア	57.47%	64.51%	64.71%

(出典：教育委員会作成資料)

「規則補助金」(C)の過去3ヵ年の補助金交付実績推移をみると、小学校長会が急増しており平成12年度から平成14年度までの3ヵ年で、3倍になっている(305%)。これは、当該年度に臨時的な大会が開催されたこと等によるものであるが、補助金交付総額で見ると、平成14年度は約10百万円に達し、補助金全体で約23百万円の43%を占める結果となっている。

( 3 ) 監査結果

交付団体における補助金の執行状況について  
 往査した主要 4 団体で検出された監査結果をまとめると以下のとおりである。

交付団体	内部統制の整備状況	補助金の利用状況
川崎市立小学校長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計については 2 人の校長で相互にチェックし合うが、間違いがチェックされておらず、監査の入る直前に間違いに気づいた。</li> <li>・支出の度に記帳するような現金出納簿が存在せず、通帳記帳だけで管理している。また、ある支出につき会計担当の校長が立替払いをして、後日口座から引き落とすというやり方をしているので、領収書等の証憑類の金額や日付と通帳の記帳が一致させられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊費が川崎市の旅費規程の限度額を超えて収支報告があった。</li> <li>・通信費が何のための支出か不明。</li> </ul>
川崎市立中学校長会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計については担当の校長が単独で支出承認、報告書の作成及び通帳管理をしていた。また、補助金が協議会参加費の一部しか負担していないことから、領収書等の証憑類の保管がなされていない。</li> <li>・口座から引き落とししてから支出までに期間があっても、校長会のお金として現金管理されているわけではないので、形の上では個人のお金となっている。したがって個人で運用できてしまう可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊費が川崎市の旅費規程の限度額を超えて収支報告があった。</li> <li>・通信費が何のための支出か不明である。</li> <li>・十三大都市校長会各市分担金が値上がりしたため、補助金が不足してしまった。会費と補助金をを一括管理しているために、その不足分をどこから補充しているのか分からない。</li> </ul>
川崎市小学校教育研究会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究会では会計監査（2 名）が行われているが、補助金別の分別管理は担当者 2 人で分けている範囲で行われているのみで、各担当者レベルでは行われていない。</li> <li>・補助金管理レベルが統一されずに、担当者によって差異が出ている。</li> <li>・現金出納簿が作成されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸謝金の税務事務：講師謝礼 370,000 円（平成 14 年度教育研究団体補助事業）に支払調書の未発行がある。源泉徴収義務者として担当者に会計税務の知識不足がある。</li> <li>・神奈川県小学校教育研究会負担金のうち補助金が不足した分をどこから補充したか分からない。</li> </ul>
川崎市立中学校教育研究会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校教育研究会予算は 22 の研究部会と本部の会計単位に細分化され、各会計単位別の会計報告に対し、会計単位内でまず 2 名による会計監査が行われ、次に（2 名 1 日）をかけて内部監査を行っている。</li> <li>・総会提案・呈示資料の中には会計に関するマニュアルが含まれており、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸謝金の会計処理については研究会独自の内部マニュアルに規程がある。しかしながら川崎市のガイドラインとは異なる独自の基準となっている。（但し、ガイドラインよりは少額）</li> <li>・諸謝金 447,186 円に支払調書の未発行がある。源泉徴収自体についての</li> </ul>

	<p>事業費の費目毎に支出及び運用について定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の補助金を分別管理していない。</li> <li>・調査対象交付団体の会計で唯一現金出納簿が現金収支の実態を現した適切な形で作成されていた。</li> <li>・補助金の管理状況及び内部統制の整備状況は視察対象の内、最も優れる。</li> </ul>	<p>知識が会計担当者に不足していると思われる。</p>
--	---	------------------------------

「補助金交付団体の概要」で明らかなように、交付団体は会員相互の連絡連携と職能向上を目的に謳っている任意団体である。活動内容をみる限り補助事業の対象事業と合致しているものの、収入財源は川崎市への依存度が高く、他方会員の年間負担が著しく低い。仮に補助金が支給ゼロ、又は削減したとしても、会費を相当分上昇させることによって当該任意団体の活動は十分可能である。

監査の結果、主要4団体は、補助事業者として補助金を管理する十分な管理体制及び内部統制が確立されていない団体と思われる。更に、補助金の交付を受ける一方で交付規則に定める補助金事業実績報告書の提出をしない等不備があるにもかかわらず、次年度の補助金の交付申請を行い、継続交付を受けている例があった。調査の結果、提出された実績報告書の中にも不適切な資金管理・領収書の裏付けがない支出・一定のガイドラインに沿わない事業費（旅費・食糧費・諸謝金）の支出・支払調書の未発行等の実態があった。

#### 学校教育部における補助金の執行状況について

##### i) 学校教育部の管理体制について

###### a) 所轄担当の区別

同一団体に対する補助金でありながら、「校長会等補助金」(B)校長会等負担金補助(上部団体会費)については、指導課ではなくして学事課が担当している。これは平成12年度まで負担金として支出され、当該補助金として支給されたのが、平成13年度からという事情にあると考えられるが、補助金管理の一貫性がない。同じ補助金でありながら、補助金管理体制や審査機能を指導課と学事課に分ける必然性が認められない。

###### b) 指導課の審査について

補助金申請を受理し、内容を調査し、交付決定する審査過程において下記の点が認められた。

###### ア.「研究団体補助金」(A)

交付要綱があり、しかも指導課の管轄下に置かれている補助金であるが、一連の審査過程において監査の結果、実質的な審査が行われていない。

イ.「校長会等補助金」(B)について

本来、指導課が所管する性格の補助金でありながら、平成12年度以前は学事課(旧経理課)の所管の下、負担金として処理されてきて、補助金交付要綱の作成も学事課が所管していたため、指導課の所管外となっているものである。

ウ.「規則補助金」(C)の個別審査について

「規則補助金」(C)は、各交付団体が、交付要綱がないにもかかわらず必要のある少額な個別事業ごとに複数しかも申請回数を重ねることで交付実績を作り、いわば事実上の慣習として長期間の間に増加させてきた補助金の総称である。

平成12年度に補助金交付規則が制定されてからは、交付規則の拘束を受けることにはなったが、交付要綱がないため個別に判断せざるを得ない実態がある。交付目的や交付するに適した事業かどうか、さらにいえば申請で受理された事業の遂行に適した事業費の支出があったかどうかにつき、各局面で十分かつ慎重な吟味と妥当性判断が要求される。

しかしながら、指導課において、こうした高度かつ裁量性の高い判断が適切に行われたかどうかは明らかではない。申請書類を閲覧した結果、審査は形式的に行われているに過ぎず、交付要綱もない個別補助金申請において申請を受理し交付を認めた判断根拠が確認できなかった。

各団体は任意個別に事業毎に補助金を申請し、指導課は「川崎市補助金等の交付に関する規則」と予算制約から個別に審査しているとのことであった。審査資料をみる限りでは、承認印等があるために稟議は経ているが、交付決定根拠が示されていない(例:申請書のとおり交付を認める)ため実質的な吟味の過程がわかりにくいきらいがある。また、審査を巡る業務フロー及び内部統制についても、継続申請は慣習として受理しており、新規申請についても根拠を十分吟味している様子はない。受理されなかった補助金申請は平成14年度はゼロではないが同様の補助金申請が二重に申請されていたというような極めて例外的ケースであり、申請時のコントロールが十分機能していない様子がうかがえる。申請ベースで受理、交付決定しているのが実態のようである。

ii) 交付規則制定後も過年度の実績報告書の提出ない交付団体を審査せずに、次年度の補助金申請を受理し、交付決定している。

下記は、事業実績報告書の提出がされなかった補助対象事業を交付団体別にまとめたものである。平成12年度については該当がなかったため、平成14年度と平成13年度の過去2カ年分についての結果である。



平成 14 年度

(単位：千円)

No	団体名(補助対象事業)	補助金
1	川崎市小学校教育研究会(神奈川県小学校教育研究会)	256
2	財団法人川崎教職員会館(2002年度出版事業)	810
3	川崎市立中学校教頭会(学校教育研究団体補助金)	54
	3 団体合計	1,120

(出典：教育委員会作成資料)

(参考) 平成 13 年度

(単位：千円)

No	団体名(補助対象事業)	補助金
1	川崎市小学校教育研究会(神奈川県小学校教育研究会)	256
2	関東甲信越放送・視聴覚研究大会(神奈川大会) (川崎市立中学校教育研究会情報教育研究部会)	51
3	財団法人川崎教職員会館(2001年度出版事業)	810
4	神奈川県高等学校定通教育振興会 (神奈川県高等学校定通教育振興会)	206
5	川崎市定時制高等学校軟式野球連盟 (第22回川崎市定時制高等学校軟式野球連盟)	19
	5 団体合計	1,342

(出典：教育委員会作成資料)

以上のように、平成 13 年度及び平成 14 年度の 2 カ年において事業実績報告書未提出で交付を受けている補助金額は、延べ 8 団体、金額は 2,462 千円になる。

学校教育部指導課は、上記の交付団体から報告書を回収していない。にもかかわらず、次年度においては当該団体からの申請どおりの補助金を交付している。これは、新規補助金の申請については、当該団体の活動内容や申請内容について吟味した上交付決定するものの、実績が蓄積される中で、特に問題のないものであれば従来どおりの補助を行ってきたためと思われる。

したがって、交付申請が形式的に受理・審査され補助金の交付が慣習的、継続的に行われてきた実態を示唆するものである。

報告書が未提出となるのは、補助金間での区分経理がなされていない等が考えられるが、このような補助金については指導の徹底を図るとともに、申請の不受理・却下又は補助金そのものの廃止を含めた検討を行うべきである。

iii) 事業実績報告書の吟味が不十分である。

指導課は補助金の交付先団体から事業実績報告書等が提出された段階で、当該補助金が適正に執行されたかどうか、その報告内容を吟味し、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか判断することになっている(規則第 12 条)。しかし、十分に機能を果たしているとは言いがたい。

例えば、平成 14 年度補助金事業報告書(ファイル一冊)を通査した結果、指導課が事業実績報告書の内容を確認していないケースが散見された。具体的には以下のとおりである。

(単位：千円)

No	団体名	事業費 総額	補助金	提出日
1	平成 14 年度第 35 回全国小学校理科研究大会神奈川県、第 24 回神奈川県小学校理科教育研究大会事業に関わる補助事業実績報告書	12,467	500	3/31
2	川崎市小学校教育研究会	1,657	1,657	3/31
3	社団法人全国珠算教育連盟神奈川県支部	270	256	3/31
4	川崎市立小学校長会 (教育研究団体補助事業)	794	304	3/31
5	川崎市立中学校長会 (学校教育研究団体補助事業)	3,503	202	3/31
6	川崎市小学校教育研究会 (教育研究団体補助事業)	3,657	1,731	3/31
7	川崎市立中学校教育研究会 (教育研究団体補助事業)	2,829	1,768	3/31
8	川崎市立高等学校長会 (教育研究団体補助事業)	81	36	3/31
9	川崎市立高等学校教育研究協議会 (教育研究団体補助事業)	828	378	3/31
10	川崎市聾養護学校長会 (教育研究団体補助事業)	129	21	(注) 4/?
11	川崎市公立幼稚園長会 (教育研究団体補助事業)	307	54	3/31
12	川崎市公立幼稚園協議会 (教育研究団体補助事業)	257	99	3/31
13	川崎市立小学校教頭会 (川崎市立学校校長会、園長会及び教頭会補助金交付事業)	3,004	1,938 109	3/31
14	川崎市立高等学校全日制教頭会 (教育研究団体補助事業)	51	21	3/31
	合計	29,834	9,074	

(出典：教育委員会作成資料)

(注) 提出日の記載は 4 月とあるだけで、日付の記載がない。

ここでいう審査の有無とは、「実績報告書の内容を検討した結果、相当のものと認める」と当該審査結果を記載し、所定の承認権限者の押印済みの 1 枚の書類の有無を意味している。上の表の報告書については、提出されるのが年度末に集中するため実質的に実績報告書の審査が行われていないのが実態である。

また、学事課の所管する、B 校長会等補助金の校長会等負担金補助(上部団体会費)について、平成 14 年度の補助金実績報告書を通査したかぎり、内容を吟味した形跡はうかがえない。

## 9. 委託料

### (1) 概要

#### 制度概要

指導課が所管する委託料のうち、主たる委託事業の制度概要は以下のとおりである。

	教職員研究研修教育実践活動事業	いきいき夢パワー21 教育推進事業
目的	教職員の専門性を高め、時代の変化を見据えた教育観や指導力等を身につけ、生き生きとした学校教育を推進することを目的とする。	家庭・地域との連携のもと地域に根ざした教育の組織的・計画的な推進
導入時期及び現在までの推移	平成4年度から当該事業としてスタートし現在まで継続	平成13年度に従来の5つの事業を総括してスタート 1. 教育活動活性化事業 (S61~) 2. 学校地域連帯事業 (S61~) 3. 児童生徒校内研修 (非行化防止、健全育成) 事業 (S60~) 4. 学習指導要領改訂に伴う実践研究 (各校長会への委託分) (S63~) 5. 進路指導事業 (中学校、進学・就職) (S49以前)
委託事業内容	1. 教職員の教育研究研修活動の充実 2. 各学校 (園) の研究研修の充実 3. 教育研究活動の活性化	1. 教育活動活性化事業 2. 学校・地域連帯事業 3. 児童生徒指導校内研修事業 4. 体験活動・校内研究事業 5. 進路指導調査事業 6. 学校教育推進会議
受託団体	川崎市立小学校長会 川崎市立中学校長会 川崎市小学校教育研究会 川崎市立中学校教育研究会 川崎市立高等学校長会 川崎市立高等学校教育研究協議会 川崎市聾養護学校長会 川崎市公立幼稚園長会 川崎市公立幼稚園協議会 川崎市障害児教育研究会	川崎市立小学校長会 川崎市立中学校長会 川崎市立高等学校長会 川崎市公立幼稚園長会 川崎市聾養護学校長会
予算執行の範囲	旅費相当の経費、負担金・分担金 使用料及び賃借料、報酬費、消耗品費、食料費、印刷製本費及び役務費	講師謝礼、旅費、消耗品費、食料費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、負担金
配分方法	小中学校 学級数に応じて配分 幼稚園 150,000円 聾養護学校 600,000円 高校 950,000円	幼稚園 220,000円 小学校 615,000円 + 児童数に応じて按分 中学校 815,000円 + 児童数に応じて按分 高等学校全日制 650,000円 高等学校定時制 580,000円 聾・養護学校 480,000円
特徴	学校長、教頭、教諭、養護教諭、実習教員、事務職員、学校栄養職員、臨時的任用職員 (臨時的任用職員へ任用替えを予定されている非常勤職員を含む) を対象としている。	開かれた学校作りを目指していることから事業の推進にあたり保護者及び地域住民等との十分な協議が必要とされている。

	活動時間は長期休業期間中を原則とし、勤務時間においては学校運営に支障のない範囲	
成果物	事業実績報告書 (A4:1枚 文章半分)	「学校教育の歩み」の各学校ごとに1頁ずつ掲載

(出典:教育委員会提出資料より作成)

(注) 委託料は川崎市教育委員会が配分を決定している。

### 委託料支給実績

川崎市教育委員会からみた交付団体別の過去3カ年に委託料支給実績は以下のとおりである。

#### 委託料全体

(単位:千円)

年度	交付団体	年度		
		平成12年度	平成13年度	平成14年度
1	川崎市立小学校長会	134,147	136,826	142,454
2	川崎市立中学校長会	79,228	80,237	80,114
3	川崎市小学校教育研究会	20,486	20,393	13,600
4	川崎市立中学校教育研究会	17,267	17,120	17,692
5	川崎市立高等学校校長会	11,943	11,723	11,333
6	川崎市障害児教育研究会	6,567	6,778	6,604
7	川崎市聾養護学校長会	4,614	4,710	4,370
8	川崎市公立幼稚園長会	7,995	4,665	4,320
9	川崎市立高等学校教育研究協議会	2,303	2,256	2,300
10	川崎市内高等学校定時制教育振興会	335	335	1,800
11	川崎市公立幼稚園協議会	1,062	1,054	1,050
12	姉妹校交流促進事業実行委員会	690	690	540
13	学校警察連絡協議会	400	400	400
14	川崎市教育課題研究連絡協議会	524	0	0
15	川崎市内高等学校定時制教育振興会	0	335	324
	合計	287,561	287,490	286,901
	対象5団体 交付実績	255,742	259,209	258,230
	対象5団体 シェア	88.93%	90.16%	90.00%

(出典:教育委員会作成資料)

#### 教職員研究研修教育実践活動事業

(単位:千円)

年度	交付団体	年度		
		平成12年度	平成13年度	平成14年度
1	川崎市立小学校長会	68,589	67,541	54,450
2	川崎市立中学校長会	30,403	29,779	23,200
3	川崎市小学校教育研究会	8,642	8,469	8,600
4	川崎市立中学校教育研究会	7,315	7,168	7,300
5	川崎市立高等学校校長会	6,085	5,960	4,750
6	川崎市立高等学校教育研究協議会	2,303	2,256	2,300
7	川崎市聾養護学校長会	2,256	2,208	1,800
8	川崎市公立幼稚園長会	3,402	2,035	1,650
9	川崎市障害児教育研究会	697	683	700
10	川崎市公立幼稚園協議会	362	354	350
	合計	125,593	126,453	105,100
	対象5団体 交付実績	117,205	115,165	95,350

対象5団体	シェア	93.32%	91.07%	90.72%
-------	-----	--------	--------	--------

(出典：教育委員会作成資料)

### いきいき夢パワー21 教育推進事業

(単位：千円)

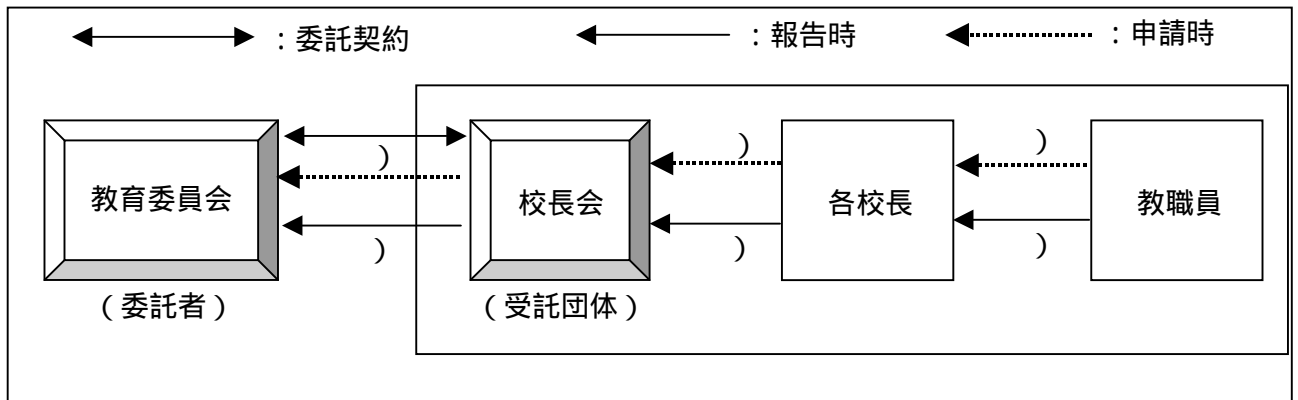
年度	交付団体	年度		
		平成12年度	平成13年度	平成14年度
1	川崎市立小学校長会	56,133	60,420	79,480
2	川崎市立中学校長会	36,077	37,230	45,770
3	川崎市立高等学校校長会	4,755	5,050	6,150
4	川崎市公立幼稚園長会	3,936	2,420	2,420
5	川崎市養護学校長会	1,184	1,290	1,440
	合計	102,087	106,410	135,260
	対象3団体 交付実績	93,394	98,940	126,690
	対象3団体 シェア	91.48%	92.97%	93.66%

(出典：教育委員会作成資料)

(注) 「いきいき夢パワー21」委託事業は、次の5つの委託事業が統合整理して平成13年度に新設されたため、比較の観点より平成12年度は前身である5事業を勘案しております。

- 1) 学習指導要領改訂に伴う実践研究事業
- 2) 学校・地域連帯事業
- 3) 教育活動活性化事業
- 4) 児童・生徒指導校内研修
- 5) 中学校進路指導調査

### 委託業務のフロー



- ) 教職員研修研究教育実践活動個別計画書
- ) 教職員研修研究教育実践活動事業計画書
- ) 教職員研修研究教育実践活動事業総括計画書
- ) 教職員研修研究教育実践活動事業個別実施報告書
- ) 教職員研修研究教育実践活動実績報告書 + 収支実績表
- ) 教職員研修研究教育実践活動事業完了届 + 総括収支実績書

上記のように委託事業については、契約当事者( )として受託団体である校長会等が委託者たる教育委員会に対し、事前には総括計画書( )、事後には総括収支

実績書( )を報告することとなっている。

(2) 監査手続

監査要点

以下の監査要点に留意しながら委託事業ごとにサンプリングした受託団体及び指導課を対象として、監査を行った。

i) 委託事業の有効性

- ) 受託団体の存在意義と機能の確認(各学校への配分基準の適正性)
- ) 受託団体における責任ある組織的な事務処理体制の有効性
- ) 研究研修教育実践活動事業運営委員会の活動状況
- ) 食糧費の適正執行がなされているかどうか(ガイドラインへの準拠性)
- ) 視察研修が適正に行われているかどうか
- ) 旅費相当費用の適正執行(旅費支給条例への合规性)
- ) 当該事業費で取得したものの目的外使用の有無(例:他の学校用務)
- ) 収支差額の適正戻入れの有無

往査学校の選定基準とその目的

金額的にも重要性の高い交付団体である川崎市立小学校長会と川崎市立中学校長会及び川崎市聾養護学校(対象3団体シェア80%超)の中から、委託事業報告書通査の結果、特に各学校へのヒヤリングが不可欠と考えられた学校を選定したものである。

教職員研究研修教育実践活動事業

(単位:千円)

年度		年度		
		平成12年度	平成13年度	平成14年度
1	川崎市立小学校長会	68,589	67,541	54,450
	シェア	(54.61%)	(53.41%)	(51.74%)
2	川崎市立中学校長会	30,403	29,779	23,320
	シェア	(24.20%)	(23.54%)	(22.16%)
3	川崎市聾養護学校長会	2,256	2,208	1,800
	シェア	(1.79%)	(1.74%)	(1.71%)
合計		125,593	126,453	105,220
対象3団体 交付実績		101,248	99,528	79,570
対象3団体 シェア		80.61%	78.70%	75.62%

(出典:教育委員会作成資料)

対象委託料:教職員研究研修教育実践活動事業

対象団体	監査窓口	委託料 (千円)	観点
	平成14年度往査学校名		
川崎市立小学校長会	A校	600	研修費用
	B校	600	研修費用
	C校	600	大規模校、研修費用
	D校	400	小規模校

	対象校合計	2,200	
	委託料合計	54,450	
	対象校シェア	4.0%	
川崎市立中学校長会	E校	550	研修内容
	F校	400	研修内容
	G校	600	大規模校
	対象校合計	1,550	
	委託料合計	23,200	
	対象校シェア	6.68%	
川崎市聾養護学校長会	H校	600	研修内容
	対象校合計	600	
	委託料合計	1,800	
	対象校シェア	33.33%	
川崎市障害児教育研究会	H校	700	研修費用
	対象校合計	700	
	委託料合計	700	
	対象校シェア	33.33%	
合計	対象校合計	5,050	
	委託料合計	80,150	
	対象校シェア	6.30%	

(出典：教育委員会作成資料)

#### いきいき夢パワー21 教育推進事業

(単位：千円)

	年度 交付団体	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
		1	川崎市立小学校長会	56,133
	シェア	54.98%	56.78%	58.76%
2	川崎市立中学校長会	36,077	37,230	45,770
	シェア	35.34%	34.98%	33.83%
3	川崎市聾養護学校長会	1,184	1,290	1,440
	シェア	1.15%	1.21%	1.06%
	合計	102,087	106,410	135,260
	対象3団体 交付実績	93,394	98,940	126,690
	対象3団体 シェア	91.48%	92.97%	93.66%

(出典：教育委員会作成資料)

#### 対象委託料：いきいき夢パワー21 教育推進事業

対象団体	監査窓口	委託料 (千円)	観点
	平成 14 年度会計担当学校		
川崎市立小学校長会	I校	670	器材費・食糧費・謝礼
	対象校合計	670	
	委託料合計	79,480	
	対象校シェア	0.84%	
川崎市立中学校長会	J校	920	謝礼・食糧費
	対象校合計	920	
	委託料合計	45,770	
	対象校シェア	2.01%	
川崎市聾養護学校長会	H校	480	
	対象校合計	480	

	委託料合計	1,440	
	対象校シェア	33.33%	
合計	対象校合計	2,070	
	委託料合計	126,690	
	対象校シェア	1.63%	

(出典：教育委員会作成資料)

### (3) 監査結果

監査結果は以下の通りである。

#### 各委託事業共通

事後的コントロールが有効に機能していなかった。事前に開催している説明会での有効な事業費の利用、適正支出のガイドラインや作成保存すべき書類について各学校では周知理解されていなかった。委託事業の実効性につき疑義のある事業報告書も指導課では十分な吟味のないまま承認されていたため、形式・実質の両面において事後的コントロールの有効性を確認できなかった。

#### 教職員研究研修教育実践活動事業

当該事業に関し、往査した学校では次のような例がみられた。

- i) 学校組織図に設置されている研究研修事業運営委員会が、事実上形骸化していた。運営委員会の開催実績を示す議事録や運営委員会発信文書はほとんどの学校で確認できず、委員会構成メンバー間で作業分担が実質的に行われていなかった。最終承認権限を持つ校長以外のすべての委託事業運営は事実上教頭に一点集中していた。
- ii) その結果、内部統制が十分ではない。要綱の運用で作成が義務づけられている書類（事業費整理表及び出納簿）がほとんどの学校で作成されていなかった。また、旅費規程に沿っていない旅費の支給も金額チェックが行われていなかった。さらに、講師謝礼に関する税務事務等基本的な知識不足が目立った。
- iii) 教職員の個別事業実績報告書の事前及び事後の承認過程が明確ではなく、校長の最終承認権限が有効に機能していない。そのため、各学校の裁量に任された委託料の教職員間の公平かつ適正な配分を認めることは困難で、また、十分な事業の成果がうかがえず、使途に疑義のある報告書が校長により承認されていた。

往査学校別に検出された問題点は以下のとおりである。

#### iv) A校

A校は研修内容の使途制限について校内に予め明示し徹底させ、臨地研修は原則として認めない、美術鑑賞も全体研修のみで個人研修を認めないという明確な方針を持っていた点で評価できる。校内ルールで一人あたり50,000円の予算上限で各教職員に個人研究研修計画を募集したが途中で辞退者が出たため、結



果として一人あたり 100,000 円超と高額な事業費を支出していた。

v) B 校

B 校は委員会が年度計画及び旅費・日当等についてのが「ト」ライクを校内へ文書で示しており、予算配分上も精算額 50,000 円を限度として公平な配分を心がけていた点で評価できる。予算額の範囲内であれば同一教職員の複数回事業計画を認めていたため、実績延人数（21 名）と名目人数（16 名）との差に委託料利用者の偏りが見られた。運用状況が良い小学校の例をとっても、利用者の偏在と利用者の減少という実態は解消されない。委託事業の目的に照らし特定の教職員の研修しか行われない学校現場の実態は、事業の有効性を検討すべきことを示唆している。

vi) C 校（大規模校のひとつ）

大規模校であれば、委託料として配分される金額も他校に比して多いにもかかわらず、委託事業の運営実態は良くなかった。職員名簿で研修参加者のチェックが行われていたが、結果として特定の教職員が複数回利用していた。また、職員の研修希望も口頭で受付けるだけで各教職員間への事前の予算配分の公平性が図られていない。予算が多い学校では研修成果を共有する相乗効果も大きいと考えられたが、実際には大半が形式的な報告書であり、全体報告（文書）を行っているのは 1 件であった。

vii) D 校（小規模校のひとつ）

小規模校は学校への配分予算が他校に比して少ないため、実際に一人予算上限 30,000 円と他校よりも低い金額水準が設定されていた。上限超の個人負担という基本方針が貫かれていた。調査対象学校で唯一、委託事業の委員会開催記録があった点は評価したい。校内が「ト」ライクも各教職員に提示されており、委託事業運営上は「E」校に相当すると考えられる。小規模校ゆえに管理可能な業務量と考えられるが、事業出納簿が作成されていなかった等不備もみられた。

viii) E 校

事業費整理表及び事業出納簿はいずれも作成されていたものの、事業費の支出内容、特に旅費支給条例に沿った旅費の支給について適切ではないものがあつた。委託事業運営にあたり、基本的な事業費の適正執行について説明会等配布資料があるが、各学校では周知理解されていない。

さらに事業計画書及び事業報告書の承認過程について、承認の時期を確認したところ、事業が終了し報告書が提出された後に一括して計画書と報告書を承認していた。ただし、事前に了承は得ている旨の説明を受けた。校長に委託事業の運営が任されているとはいえ、事前のコントロールが十分ではない点は今後改善すべきである。

ix) F 校

運営委員会が方針を決定し、社会科の研究推進校として社会関連の研修・研究

及び総合学習の「防災」をテーマにして計画されていた。また、事業費整理表及び事業出納簿も作成されていた点も評価できる。

しかし、F校では他校に比して事業内容、特に宿泊を兼ねた研修の承認手続に不備が認められた。

- ・ 全中理科教育研究大阪大会では、研究大会の資料が報告書に添付されていなかったため日程が不明である。2日間の研修に対して、なぜ修学旅行場所の下見を兼ねての京都宿泊の2泊目が必要だったのか、承認理由が不明である。
- ・ 時期を異にして（8月・12月）神戸方面への出張が複数の教職員にあった。いずれも他都市へと足を延ばしており、出張の必要性と効率性について、事前に十分吟味された結果の承認ではないため、私的観光旅行との誤解を招くおそれがあり疑念が残る。

#### x) G校

不明瞭で、かつ、承認自体の意義を問う必要のある研修が多かった。植物研究や植生研究、担当外教科に係る研修は言うに及ばず、以下のような特筆すべき研修実態が認められた。

- ・ 「京都奈良」視察（3月）が修学旅行下見目的で許可されているが、実地調査は12月に他の担当者が別の事業で実施しており、改めて行く必要があったのか疑問である。当該事業の承認自体には合理性が認められない。
- ・ ディズニーシー「合同調査」（3月10名）。児童・生徒の親睦を図るための卒業遠足の場所の適性調査等が目的となっているが、そもそもこのような場所・時期・人数でレジャーと誤解されるような事業を当該委託料で行うことには疑義が残る。
- ・ 事実と異なる「事業実績報告書」の提出があった。
- ・ 「八ヶ岳実地踏査」が「東京ディズニーシー合同調査」と大幅変更であるにも関わらず事業計画の変更手続が適切になされず、当初計画どおりの実績報告書が提出されていた。修正もれとの回答を得たが、報告書は承認はされていた。
- ・ 経費の全額支給ではなく一部を補助しているだけなので、領収書等の証憑が保管されていない。研修者がそのつもりになれば、実際に研修に行かず現金を私することも可能となる危険性がある。

以上より、G校は特に委託事業の取組体制に見直しが必要である。

#### xi) H校

- ・ H校では中学部と高等部が存在していることからそれぞれに研究研修担当教員をおいているが、事務分担組織が整備されているとはいえない。
- ・ 各活動の事業計画書及び実施報告書の一部不存在
- ・ 「全国高等学校総合文化祭」に関する実施報告書が一部不足していた。（2名参加のうち1名分）。

- ・ 事業費整理表及び事業費出納簿が作成されていなかった。
- ・ 領収書等証憑書類が存在しないものが見受けられた。
- ・ 金銭出納管理手続の不備が見られる。例えば、活動費の立替払いの精算時に金銭の授受に受領印がないため裏付がない等である。
- ・ 次のような個別実施報告書と収支実績書上の金額の不一致が見られた。

(単位：円)

活動名	個別実施報告書上金額	収支実績書上金額
音楽療法講習会	54,120	14,832

(出典：教育委員会提出資料より作成)

上記活動の差異についての不足分は出席した本人の自己負担である。

活動費に対しては、全体の予算枠の中で、泊を伴う研修と泊を伴わない研修に分け、それぞれに上限となる金額を設定しており、その額を超えた場合には、本人の自己負担となっている。ただし、自己負担分が発生するかどうかは上限金額を設定しているため個別事業計画書提出時に確認できるが、実際に決定額が決まるのは金銭の精算時(最終支払時)になっている。教職員研究研修教育実践活動事業費以外からの充当は行っていない。自己負担分と委託料負担分の負担する割合は、最終的に学校長が実態に応じた判断を行う。その結果を校内に設置されている研究研修委員会で報告している

#### xii) 障害児教育研究会

受託先から聾・養護学校の3校へ配分しているが以下の3点で問題がある。

##### a) 使用用途と受託のあり方について

受託先は研究会であり、障害児教育の全国規模の大きな研究大会等に出席するために多く執行しているが、実際には、聾・養護学校が主に事業を実行しているため、研究会が受託した委託料を聾・養護学校の3校に配分しており、各学校ごとに収支実績書が作成されている(但し、3校のうち1校は学校別の収支実績表は作成しておらず、障害児教育研究会としての収支実績表しか作成していない。)

以上の実態から委託先は各聾・養護学校にする方が妥当である。

##### b) 自己承認(内部統制上の問題)

配分された委託料は各校長が管理執行を行なうため、校長が参加する場合は自ら申請して自ら承認していることとなる。本来は、受託団体たる研究会の長が承認すべきであると思われる。その場合でも、校長と教育研究会の長を兼ねる校長の場合は自己承認となり、内部統制が有効に機能しない。

##### c) 収支実績表の問題

上記のように、委託料は3校へ配分され、各学校ごとに収支実績表が作成されるが、各学校ごとに作成された収支実績表及び学校別の収支実績表を作成していない学校の個別の実施報告書の合計金額( )と障害児教育研究会としての収支実績表( )の間に下記のような差異が見られた。

(単位：円)

活動名	( )	( )	差異
全国知的障害養護学校校長研究会	112,660	70,400	42,260

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

差異の原因は、障害児教育研究会としての収支実績表の作成誤りとのことであるが、収支実績表の作成過程が不明である。委託料が配分された対象学校3校のうち1校は教師ごとの実施報告書が存在しないものが多数あり、領収書等の証憑も1件しか存在しなかった。さらに3校分を取りまとめた研究会の収支実績表(委託者たる川崎市教育委員会への提出分)は学校別の収支実績表及び学校別の収支実績表を作成していない学校の個別実施報告書の合計金額と整合していなかった。当該収支実績表についての不整合の理由として事務手続上の連絡調整が不十分であったとの回答を得たが疑義が残る。

以上のことから、研究会組織の内部統制の整備と委託料の管理執行の方法について改善する必要がある。

#### いきいき夢パワー21 教育推進事業

##### i) 総括

共通する問題点としては以下のとおりである。

- a) 収支差額がゼロである報告書がほとんどであるが、支出金額の計上の妥当性について一部疑義がある。
- b) 教職員研究研修教育実践活動事業に比べ、帳簿の作成、証拠資料の具備等が学校に要求されていない。また、入金額の金融機関への預入等が要求されていない。
- c) 事業計画の過程が明確でない。(教職員研究研修教育実践活動事業では各学校ごとに研究研修事業運営委員会の設置が要求されていた。)
- d) 各教職員レベルでの活動報告等の記載が要求されていない。
- e) 収支差額の戻入が要項に規定されていない。

##### ii) 校長会別の問題点

###### a) 小学校長会 - 1校

「いきいき夢パワー21 教育推進事業」の「地域体験活動」モデル校である。本事業自体への積極的な取組姿勢は伺えた。反面、学校内の事務管理体制には以下のような問題点が検出された。

- ・ 組織図上の研究研修事業委員会(構成メンバー：校長以下7名)が夢パワーの活動も兼ねているとの説明を受けたが、委員会の役割分担も会議の議事録

等も確認できず、委員会が形骸化していた。

- ・ 校長（最終承認）及び教頭（事業費支出承認・領収書管理・ファイリング・現金管理・帳簿記帳・計画案作成等の会計一切）に権限と作業が集中し、他の委員会構成員に分担できていない実状が窺えた。
- ・ 通帳への委託料入金後、10万円ずつ引き出し最後に残額を払い戻していた。払戻時は校長の承認を要するものの、引き出された現金の取引記録に相当する帳簿は確認できなかった。現金出納表は作成されているがその実態は予算執行残高簿である。
- ・ 教職員が申し出た経費を、十分な吟味もないまま、承認が行われていた。よって前年の同様の事業費との支出差異理由が把握されていない。

b) 中学校長会 - J校

- ・ 講師謝礼金につき、支払調書の送付等の税務事務が行なわれていなかった。

聾養護学校長会 - H校

- ・ 領収書の不備  
消耗品費（校内活性化種苗）69,230円の一部12,450円の領収書がなかった。
- ・ 渡し切り経費  
学校側では、事前に一定の金銭を該当教師に渡し、本人が発行した領収書を保管するだけで、金額の実際の用途については「口頭」でしか確認しておらず、購入先の領収書が存在しないものがあった。
- ・ 現金出納簿なし

その他の委託料

障害児教育研究会では教職員研究研修教育実践活動事業以外に、以下の4本の委託契約を教育委員会と締結している。

受託先	No	事業名	受託金額
川崎市障害児教育研究会	1	H14年度自閉症児指導研究	45
	2	卒業と進級を祝う会運営業務	265
	3	障害児教育合同作品展運営業務	100
	4	学習指導実践事例研究委託	489
合計			899

(出典：教育委員会提出資料より作成)

i) H14年度自閉症児指導研究

実施報告書及び収支実績書の相違について

当該委託事業に関わる実施報告書と収支実績書につき、我々が入手したものと実際に学校にあるものの間に相違があった。

ii) その他

教育研究会受託の業務については会長が会計も兼ねるため会長が事務業務を実施しているとのことであった。委託料の一部は一本の口座で管理されていた。

## 10. 学校における物品管理

### (1) 学校における物品の現状

川崎市教育委員会では「川崎市物品会計規則」に従い、取得時の価格が1件10,000円以上の物品等については、備品として扱い、「備品整理簿」に記載して管理を行っている（平成15年4月からは規則改正により1件20,000円以上に引き上げられた。）。「備品整理簿」は、物品会計規則第59条において物品管理者が備え、整理する帳簿と規定されており、各学校の校長が物品管理者となっていることから各学校において作成及び保管される。各備品に対しては、各々「備品整理簿」上で取得した番号が記載された「備品ラベル」シールが貼付される。

平成14年3月末における各学校の物品について、教育委員会が把握している保管高は（表1）のようになっている。学校における物品保管高合計は16,566百万円となり、平成14年度教育費予算額（49,030百万円）に比しても、かなり高額な物品を保有していることになる。よって、物品の効率的な取得体制、有効活用及び適正な管理体制について調査を要すると判断した。

（表1）平成14年3月末学校別物品保管高

（単位：番号/千円）

小学校								
1	殿町小	66,249	39	下沼部小	77,302	77	宮前平小	80,488
2	四谷小	65,902	40	苅宿小	71,401	78	宮崎台小	94,320
3	東門前小	63,852	41	木月小	60,304	79	向丘小	91,071
4	大師小	82,937	42	東住吉小	90,359	80	平小	95,847
5	川中島小	71,768	43	住吉小	88,235	81	白幡台小	72,188
6	藤崎小	84,966	44	井田小	61,186	82	菅生小	86,966
7	東桜本小	70,383	45	今井小	83,753	83	稗原小	78,392
8	桜本小	58,483	46	上丸子小	73,608	84	犬蔵小	95,754
9	大島小	57,073	47	西丸子小	88,992	85	稲田小	79,140
10	渡田小	74,329	48	中原小	70,696	86	長尾小	78,527
11	東小田小	66,768	49	宮内小	75,783	87	宿河原小	91,784
12	小田小	79,977	50	大戸小	94,809	88	登戸小	93,335
13	浅田小	67,812	51	下小田中小	87,824	89	中野島小	83,699
14	東大島小	64,165	52	新城小	72,360	90	下布田小	79,795
15	向小	69,985	53	大谷戸小	79,115	91	東菅小	85,003
16	田島小	73,867	54	子母口小	92,454	92	南菅小	72,744
17	新町小	79,946	55	橘小	89,382	93	西菅小	73,341
18	旭町小	63,104	56	未長小	83,506	94	菅小	94,907
19	宮前小	104,792	57	新作小	73,907	95	東生田小	77,055
20	川崎小	55,424	58	東高津小	82,951	96	三田小	80,100
21	京町小	93,808	59	坂戸小	73,557	97	生田小	83,756
22	幸町小	73,268	60	久本小	85,558	98	南生田小	93,908
23	南河原小	80,159	61	下作延小	75,594	99	長沢小	83,738

24	御幸小	83,762	62	高津小	95,292	100	西生田小	90,748
25	河原町小	66,938	63	梶谷小	74,913	101	千代丘小	100,972
26	西御幸小	66,614	64	西梶谷小	70,705	102	金程小	75,456
27	戸手小	71,544	65	久末小	92,727	103	百合丘小	74,701
28	古川小	89,351	66	上作延小	89,760	104	南百合丘小	84,418
29	東小倉小	79,171	67	南原小	68,326	105	麻生小	93,257
30	下平間小	55,029	68	久地小	83,200	106	東柿生小	88,935
31	古市場小	81,479	69	野川小	77,891	107	白山小	62,854
32	日吉小	94,103	70	西野川小	70,588	108	真福寺小	77,893
33	小倉小	110,557	71	南野川小	79,888	109	虹丘小	67,398
34	南加瀬小	76,778	72	宮崎小	104,911	110	王禅寺小	85,728
35	夢見崎小	73,256	73	鷺沼小	101,803	111	柿生小	72,301
36	下河原小	71,944	74	有馬小	66,808	112	岡上小	68,222
37	平間小	72,108	75	西有馬小	90,251	113	片平小	82,352
38	玉川小	65,320	76	富士見台小	104,910	114	栗木台小	74,983
小学校合計：9,077,716千円								
<b>中学校</b>								
1	大師中	97,095	18	住吉中	86,029	35	菅生中	103,266
2	南大師中	74,662	19	井田中	83,345	36	犬蔵中	109,458
3	川中島中	94,154	20	今井中	80,882	37	稲田中	116,037
4	桜本中	51,574	21	中原中	88,588	38	枅形中	101,843
5	臨港中	73,660	22	宮内中	92,349	39	中野島中	105,874
6	田島中	83,011	23	西中原中	134,404	40	南菅中	82,522
7	京町中	84,513	24	東橘中	96,701	41	菅中	93,817
8	渡田中	81,318	25	橘中	114,927	42	生田中	104,309
9	富士見中	78,026	26	高津中	94,361	43	南生田中	95,234
10	川崎中	97,335	27	東高津中	99,661	44	西生田中	95,464
11	南河原中	79,264	28	西高津中	119,295	45	金程中	85,591
12	御幸中	98,272	29	宮崎中	90,613	46	長沢中	103,815
13	塚越中	105,005	30	野川中	97,353	47	麻生中	93,719
14	日吉中	58,303	31	有馬中	112,835	48	柿生中	128,806
15	南加瀬中	122,495	32	宮前平中	139,031	49	白山中	86,092
16	平間中	89,298	33	向丘中	83,784	50	王禅寺中	88,002
17	玉川中	88,141	34	平中	93,580	51	白鳥中	61,399
中学校合計：4,819,140千円								
<b>全日制高校</b>								
1	川崎高	162,729	3	川崎総合科学高	986,969	5	高津高	176,806
2	商業高	492,805	4	橘高	196,691			
全日制高校合計：2,016,001千円								
<b>定時制高校</b>								
1	川崎高	33,932	3	川崎総合科学高	36,486	5	高津高	33,505
2	商業高	39,754	4	橘高	28,431			



定時制高校合計：172,110 千円
幼稚園 11 園合計：144,488 千円
聾・養護学校 3 校合計：336,600 千円
総合計：16,566,055 千円

( 2 ) 取得の業務フローについて

通常の取得の業務フロー

i) 30 万円以下の物品購入 ( 学校長専決 )

「物品調達予算執行伺書」の作成 ( 学校長決裁 )

各学校から発注 ( 1 )

「物品注文書」・「物品納入請書」を業者へ

各学校で契約

「物品納入請書」( 兼「物品受入検査書」) に業者の捺印をもらう。

各学校で検収

「物品納入請書」( 兼「物品受入検査書」) に学校長までの決裁を受ける。(

2)

支払い手続

「兼命令入力票」( OCR 帳票 ) ( 学校長までの決裁 )

「請求書」

「物品納入請書」

} 教育委員会へ送付

支払い手続き終了後

「物品納入請書」

} 教育委員会より戻り、各学校保管。

( 1 ) 1 件 10 万円を超える備品購入については、2 社以上の見積合わせをすることとなっている。

( 2 ) この時点で各学校では、備品整理簿へ記載され、管理されることとなる。

ii) 30 万円超 60 万円以下の物品購入 ( 教育次長専決 )

「物品調達伺入力票」( OCR 帳票 )、その「内訳書」の作成 ( 学校長決裁 )

各学校から教育委員会経理課へ送付

経理課で見積り合わせによる業者の選定 ( 教育次長決裁 )

「物品調達伺入力票」( OCR 帳票 )

「注文書」、「物品納入請書」が出力される。

教育委員会で契約

「物品納入請書」（兼「物品受入検査書」）に業者の捺印をもらう。（経理課長決裁）

各学校へ「物品納入請書」（兼「物品受入検査書」）、見積り合わせの結果の「見積書」を送付、各学校保管。

各学校で検収

「物品納入請書」（兼「物品受入検査書」）に学校長までの決裁を受ける。  
（ 3 ）

支払い手続

「兼命令入力票」（学校長までの決裁）  
「請求書」  
「物品納入請書」

} 教育委員会へ送付

支払い手続き終了後

「兼命令入力票」  
「物品納入請書」（兼「物品受入検査書」）

} 教育委員会より戻り、各学校保管

（ 3 ）この時点で各学校では、備品整理簿へ記載され、管理されることとなる。

iii) 60万円超の物品購入（財政局契約課契約）

「物品調達伺入力票」（OCR帳票）、その「内訳書」の作成（学校長決裁）

各学校から教育委員会経理課へ送付、経理課長決裁

システムより「物品調達依頼書」の出力

財政局契約課へ契約依頼

「物品調達依頼書」

契約手続終了後、経理課へ「契約書」又は「物品納入請書」（兼「物品受入検査書」）が送付される。

「契約書」又は「物品納入請書」（兼「物品受入検査書」）を各学校へ送付

各学校で検収

「物品受入検査書」（学校長決裁）  
（ 4 ）

支払い手続

「兼命令入力票」（学校長までの決裁）  
「請求書」  
「契約書」又は「物品納入請書」  
（兼「物品受入検査書」）

教育委員会へ送付

支払い手続終了後

「兼命令入力票」  
「契約書」又は「物品納入請書」  
（兼「物品受入検査書」）

教育委員会より戻り、各学校保管。

（ 4 ）この時点で各学校では、備品整理簿へ記載され、管理されることとなる。

工事の一環で取得した物品について（直営工事）

建物の新築、増改築等の直営工事の際、工事請負費により購入され、建物の従物となってしまう物品については、財政局管財課において工事内訳書を精査することにより、当該物品を洗い出す作業が行われ、「公有財産管理台帳（工作物等）等登載指示書」の「物品編入」指示により、物品編入が行われる。

財政局管財課

「公有財産管理台帳（工作物等）等登載指示書」の作成

教育委員会施設部管理課へ送付

該当校へ指示

該当校

- ・ 「備品整理簿」へ記載
- ・ 備品票（備品ラベル）の貼付

立替施行の一環で取得した物品について（まちづくり公社による工事）

建物の新築、増改築等をまちづくり公社へ委託して実施し、竣工後数年間、まちづくり公社からの賃貸という形態をとった後に市が取得する場合がある。この場合、まちづくり公社からの取得の際には、工事請負費により購入され、建物の従物となってしまう物品について、財政局管財課及び教育委員会施設部管理課において工事内訳書を精査して洗い出すという作業が行われていない。よって、すべて施設（不動産）として受け入れることとなる。

### (3) 除却の業務フローについて

備品が使用にたえなくなった時

「物品返納書」の作成

- ・ 物品の使用者が作成し、返納物品とともに物品出納員（学校の場合は、教頭）に提出し、物品出納員は確認の上、物品管理者（学校の場合は、学校長）の決裁を受ける。

「物品不用処分決定伺書」の作成

- ・ 物品出納者（物品管理事務担当者）が作成し、物品管理者（学校長）の決裁を受ける。但し、重要物品（1,000,000円以上の物品）のみ教育長決裁となる。

物品の廃棄が行われる。

重要物品の場合は、「重要物品増減報告書」を作成し、教育委員会経理課を経由して、収入役室審査課管理係へ提出する。

「備品整理簿」の記載

- ・ 朱書きにより整理簿から減

### (4) 実物検査の状況

教育委員会による実物検査

「川崎市物品会計規則」第64条に従い、年に一度各学校の物品会計検査を実施している。明確に規定はないが、3年ですべての学校を一巡するように運用されている。その際、備品を数点抽出し、管理状況の検査を行っている。検査の結果は各検査担当者から教育長へ報告を行い、教育長からその結果を取り纏め、収入役へ報告することが同条では規定されている。

学校独自の実物検査

各学校独自の実物検査については特に定められた規定はないものの、各学校ごとに年度末に一回、または各学期に一回ずつ等の独自ルールで行っているが、その実施状況や結果については教育委員会では一切把握はしていない。

## (5) 保管換えの業務フローについて

保管換えとは、物品管理者（学校長）間で物品の異動を行うことである。「川崎市物品会計規則」第39条及び第40条によれば、物品の保管換については物品管理者が協議して行うものとされており、すなわち学校長間での話し合いによって行われるものである。物品の保管換えをする時は、払出側の学校長は「物品保管換書」を作成し、受け入れ側の学校長に送付し、これを受けて、受け入れ側では「保管換物品受領書」と引き換えに物品を受け入れることとなる。

## (6) リース物品について

### リース物品の概要

教育委員会におけるリース物品の主なものは教育用コンピュータとしてのパソコン、パソコン用机・椅子、プリンタ、スキャナ等である。平成15年3月末における各学校のコンピュータ教室の教育用パソコンの導入状況は小学校が22台、中学校が42台となっている。

### リース物品の管理

リース物品であるパソコン、パソコン用机、椅子、プリンタ、スキャナ等の管理に関しては、「川崎市物品会計規則」では一切規定されておらず、その他リース物品の管理に関する規定は存在しない。よって、実務上の管理方法について、教育委員会指導課からのヒアリングによれば、以下の通りである。

- ・ リース物品整理簿（機種、保管場所、リース満了時期等の記載）は作成されていないが、教育委員会指導課保管の契約書で把握されている。
- ・ リース物品の現物検査はリース導入時の検収確認、及び保守業者へ依頼している年3回の点検作業により、実物確認を行っているのが実態である。
- ・ 各リース物品の個別管理については、導入機器にリース期間・保守業者・連絡先・アドレス固有番号を付したシールを貼付することにより、リース物品であるという個別認識ができる。

## (7) 具体的な監査手続

### 物品の実在性と個別管理の確認

各学校で作成、保管している「備品整理簿」の中から、無作為に数件サンプルし、現物の所在、その使用状況及び「備品整理簿」の記載内容と現物との整合性を確認した。

### 「備品整理簿」の網羅性の確認（簿外資産の有無含む）

各学校における物品そのものを無作為に数件サンプルし、「備品整理簿」に漏れなく登載されているか、及び「備品整理簿」の記載内容との整合性を確認した。

#### 物品の取得手続の適正性

各学校における平成 14 年度中の取得物品の中から無作為にサンプルし、その取得手続が規定にしたがって行われ、「備品整理簿」に登載されているかを確認した。

#### 物品の廃棄手続の適正性

各学校における平成 14 年度中の廃棄物品の中から無作為にサンプルし、その廃棄手続が規定にしたがって行われ、「備品整理簿」から減少されていると同時に、現物の廃棄についても確認した。

#### まちづくり公社を利用して取得した校舎において、建物従物となっている物品の有無について

平成 14 年度以前にまちづくり公社を通じて建物の新築、増改築等の工事が行われ、かつ、既にまちづくり公社から取得になった学校において、建物従物となっている物品の有無及びそれらの管理状況を確認した。

#### 遊休物品の有無についてとその保管換えの検討について

各学校において、現在使用に供していない物品や使用に耐えない物品の除却手続漏れ等がないかを確認した。現在使用に供していない物品については保管換えの可能性の有無についても確認した。

#### 各校の備品整理簿と教育委員会で把握している金額の整合性について

各学校は毎年度末の備品の保管高を備品区分ごとに教育委員会に報告を行うことになっているが、その数値と実際の「備品整理簿」上の数値との整合性を確認した。

#### リース物品の管理について

リースのパソコンの管理体制を確認した。

### ( 8 ) 往査学校の選定

往査学校の選定にあたっては、( 1 ) の監査手続の実施がいかに有効であるかという視点で選定した。

物品の実在性を問うという視点からは、備品保管高 1 億円以上の学校及び生徒 1 人当りの物品保管高 ( 表 2 ) が大きい学校、また重要物品の保管高 ( 表 4 ) の大きい学校から選定した。また、建物従物となっている物品の有無を確認するために、まちづくり公社を通じて工事を実施した学校のなかから選定した ( 表 3 ) 。

( 網がけの学校が選定校である。 )

( 表 2 ) 備品保管高 1 億円以上の学校及び生徒 1 人当りの物品保管高

( 単位 : 千円 )

学校	物品保管高	普通児童数	1人当り物品保管高
<b>小学校</b>			
A小	104,792	749	139
B小	110,557	866	127
C小	104,911	1288	81
D小	101,803	1092	93
E小	104,910	1433	73
F小	100,972	617	163
<b>中学校</b>			
A中	105,005	466	225
B中	122,495	781	156
C中	134,404	927	144
D中	114,927	715	160
E中	119,295	596	200
F中	112,835	741	152
G中	139,031	909	152
H中	103,266	416	248
I中	109,458	436	251
J中	116,037	869	133
K中	101,843	309	329
L中	105,874	881	120
M中	104,309	488	213
N中	103,815	447	232
O中	128,806	509	253
<b>高校</b>			
A高	162,729	679	239
B高	492,805	798	617
C高	986,969	813	1,213
D高	196,691	821	239
E高	176,806	826	214

(表3) まちづくり公社による立替施行対象校

(単位：千円)

	学校	債務負担限度額	竣工時期	まちづくり公社からの 取得時期
<b>小学校</b>				
12	G小	4,265,623	平成7年度	平成10年度
94	H小	3,442,330	平成7年度	平成11年度
79	I小	5,800,875	平成8年度	平成12年度
44	J小	4,936,763	平成8年度	平成13年度
62	K小	5,017,261	平成9年度	平成14年度
89	L小	5,758,594	平成9年度	平成14年度
<b>中学校</b>				

16	P中	5,287,630	平成7年度	平成10年度
20	Q中	6,250,748	平成9年度	平成14年度

(表4) 平成14年3月末の重要物品(1件1百万円以上の物品)の保管高合計が5百万円以上の学校

(単位:千円)

	学校	件数	重要物品保管高	主な内訳
<b>小学校</b>				
21	M小	5	6,536	アンプ、液晶プロジェクター
68	N小	3	8,892	絵画(「久地梅林の梅花」)等
73	D小	3	5,593	AV調整卓等
88	O小	2	5,844	油絵(「白鷹の舞」)等
100	P小	3	10,681	ブロンズ象等
110	Q小	4	7,632	AV調整卓等
114	R小	4	6,580	AV調整卓等
<b>中学校</b>				
47	R中	5	6,280	アンプ等
<b>高校</b>				
3	C高	108	318,210	教育用ロボットシステム等
4	D高	5	11,065	ハイドロマスキュレーター等

(9) 往査学校

L 小学校

選定理由: まちづくり公社による立替施行対象校

F 小学校

選定理由: 備品保管高1億円以上の学校かつ生徒1人当りの物品保管高最大小学校

P 小学校

選定理由: 重要物品(1件1百万円以上の物品)の保管高が最大の小学校

K 中学校

選定理由: 備品保管高1億円以上の学校かつ生徒1人当りの物品保管高最大中学校

Q 中学校

選定理由: まちづくり公社による立替施行対象校

C 高等学校

選定理由: まちづくり公社による立替施行対象校

備品保管高1億円以上の学校かつ生徒1人当りの物品保管高最大高校  
重要物品(1件1百万円以上の物品)の保管高が最大の高校



(10) 監査結果

簿外物品について

i) まちづくり公社を利用した建物等の建設について

工事内訳書からサンプルした建物従物のうち物品と思われる39件を視察したところ、以下の13件の物品が現在施設として扱われており、「備品整理簿」に記載されていないかった。

学校		所在場所	物品として確認されたもの
L小	1	玄関	傘立て
	2	体育館	バレーボール用支柱
	3	〃	バトミントン用支柱
	4	給食室	熱風消毒保管庫2機(昇降式)
	5	〃	殺菌庫
	6	多目的ホール等	ワゴンアンプ3機(写真参照)
Q中	7	教室等	木製食器棚5台(写真参照)
	8	体育館	ギャラリースポットライト
	9	放送室	ビデオテープレコーダー
	10	〃	カセットデッキ(写真参照)
	11	〃	CDプレイヤー
	12	〃	AV調整卓
	13	視聴覚室	ワゴンアンプ(写真参照)



(Q中で施設扱いとなっている木製食器棚)



( Q中の放送室で施設扱いとなっているカセットデッキ等 )



( L小、Q中で施設扱いとなっているワゴンアンプ )

ii) 以外の簿外物品について

- a) Q中の校庭には、バスケットゴールが6台あるが、全く同機能であるにも関わらず、うち4台が物品として管理されており、2台については施設として管理されている。取得の経緯の違いで管理方法が異なっている。
- b) F小において、リース期間が満了したパソコンのうち、業者から無償で譲り受けたパソコンが3台あり、そのうち2台については現在使用中であった。これらについては、特に備品整理簿で管理することはされていない。
- c) F小において、公益信託より寄附を受けた楽器（トロンボーン1、ユーホニウム1）が存在したが、規定に従って寄附受入れの処理により備品としての管理が行われていない。また卒業生により寄附され、指導用に使用しているトロンボーン等数台についても、規定に従った寄附受入れの処理を経ないため、備品としての管理がされていない。
- d) P小において、調理室にある調理器具（調理台、熱風消毒機）や各教室にあ

るテレビモニター、掲示板等、通常の購入手続を経たならば物品管理の対象となるようなものが、建設の際に取得されているため施設として取扱われている。特に調理器具については、同じ機能を有する機器が、一方で重要物品として管理され、他方で施設とされ簿外扱いになっている。

- e) K中において、理科室にある指導用のテレビが学校の備品として管理されていない。教員の私物を指導用に使用しているとのことであったが、別途、教員私物として、学校備品ではないことを明確に表示するか、寄附受け入れの処理により備品として管理する必要がある。
- f) K中の体育館では、本来物品として管理すべきほぼ同じ機能のスポットライトが4台あるが、うち2台は施設、うち2台は物品として管理されており、整合性がとれていない。施設として管理されている2台は建設の際に取得されたもので物品管理対象とはなっていないとのことである。



(手前のスポットライト 施設として管理、奥のスポットライト 備品として管理)

- g) K中の体育館では、本来物品として管理されるはずのバレーボール支柱が施設として管理されている。



- h) Q中の各教室にあるテレビについては、校舎建替えの際に導入されたものであるという経緯から、すべて施設扱いとなっている。



- i) C高校では、平成4年度新校舎建築（市の直営工事）の際に取得された同型のビクター製テレビ数十台が施設として管理されている。



- j) C高校では、平成4年度新校舎建築（市の直営工事）の際に取得されたバレーボール支柱が施設となっているが、このうち一本については、取得後破損したため、物品として新規購入している。但し、備品シールを直接貼付していないため、識別は不能である。



#### 物品の実在性と個別管理について

備品整理簿に記載されているもののうち、実物の確認ができなかったものが1件検出された。

	備品コード	取得日	品名
F小	12 - 1 - 18 - 2	S63/9	ビデオカメラ

備品整理簿に記載されているもののうち、実物については担当者により確認したが、備品シールの貼付もれや古いコード（平成4年以前のコード）が記載されているものが以下のように検出された。

学校	備品コード	品名	不備事項
L 小	12 - 8 - 11 - 4	バスケットゴール	修理の際の再貼付もれ
K 中	12 - 8 - 9 - 3	卓球台	貼付もれ
	5 - 6 - 1 ~ 2	スポットライト	古い備品コードが貼付
F 小	12 - 5 - 3 - 3	ピアノ	貼付もれ
	12 - 5 - 3 - 4	ピアノ	貼付もれ
	12 - 8 - 40 - 1 ~ 4	防球ネット	物品の性質上、貼付しづらい ため、貼付もれ
Q 中	10 - 35 - 1	木製階段	貼付もれ
	12 - 5 - 2 - 3	ピアノ	貼付もれ
	12 - 7 - 33 - 4	バスケットゴール	貼付もれ
	12 - 1 - 11 - 30	ビデオカメラ	古い備品コードが貼付
	12 - 11 - 17 - 1 ~ 2	糸のこ盤	現物には、12 - 11 - 17 - 2 ~ 3 が貼付してあった。廃棄の際 の現物と備品整理簿減少の不 一致か
	10 - 24 - 20	ホワイトボード	現物には、10 - 24 - 19 が貼付 してあったが、備品整理簿上 は、10 - 24 - 20 にあたると思 われる。

C 高校では、すべての備品に対して備品コードが2種類運用されており、備品整理簿上の備品コードと、現物に貼付されている備品シールのコードは不一致の状態である。以下は一例である。

分類	物品名	備品整理簿	備品シール
建設工学	光波距離計	12 56 1	12 82 7690 0001
	万能試験機	12 60 01	12 85 7951 0001
	万能材料試験機	12 62 01	12 87 7951 0001

C 高校では、体育用の物品についてはほとんどについて備品シールの貼付が困難であるという理由から、保管している倉庫の壁等にまとめて備品シールを貼付している実態が散見された。



重要物品の実在性については主要なものについては、すべて実在性を確認した。

各学校における実物検査は制度化されていないものの、その実態を調査したところ、以下のような結果となった。

学校	実物検査	教育委員会への報告
L小	学期に一度（年3回）各使用者ごとに備品整理簿と現物の照合を行っている。	実施せず。
K中	年度末に一度（年1回）各使用者ごとに備品整理簿と現物の照合を行っている。	実施せず。
F小	学期に一度（年3回）各使用者ごとに備品整理簿と現物の照合を行っている。	実施せず。
P小	学期に一度（年3回）各使用者ごとに備品整理簿と現物の照合を行っている。	実施せず。
Q中	年度末に一度（年1回）各使用者ごとに備品整理簿上の数量と一致しているか、機能を有しているかの確認を行う。しかし、備品整理簿と現物の照合は行っていないため、備品シールの貼付状態や備品コードの整合性については確認されない。	実施せず。
C高校	3年に1度、教育委員会の備品検査の前に、使用者ごとに備品整理簿と現物の照合を行っている。	実施せず。

#### 物品の取得手続について

調査の結果、平成14年度の主な物品の取得手続は「川崎市物品会計規則」に準拠し、適正に実施されていたことを確認した。

#### 物品の廃棄の体制について

調査の結果、平成14年度の主な物品の取得手続は「川崎市物品会計規則」に準拠し、適正に実施されていたことを確認した。但し、以下の問題点が検出された。

- i) 平成 13 年度以前に除却手続が行われ、実際に「備品整理簿」からも減少されているにもかかわらず、備品シールが貼付のままで現物が存在するケースが散見された。



(C 高校において、20 年近く前に除却処理されてる物品が使用不能の状態で見られている。)

各校から教育委員会への報告数値の精度について

以下の学校で教育委員会への報告数値と実際の備品台帳の数値に不一致が検出された。

(単位：千円)

学校	報告数値	備品整理簿 集計	差額	原因
K 中	101,843	104,300	2,457 千円 の過少報告	毎年度末の報告にあたっては、整理簿との一致は確認せず、前年度の報告数値に今年度の増減額を反映しているだけであるため、いつの時点の集計ミスであるかは不明。
F 小	100,972	93,338	7,634 千円 の過大報告	"

また、上記とは別に、教育委員会への報告数値に記載漏れがあり、今回の監査時に修正していた学校があった。

学校	報告数値	実際有高	差額	原因
P 小	90,748	91,233	484 千円 の過少報告	他の学校からの物品保管換え(受入)情報が、担当者にタイムリーに届かなかったため。



### 遊休物品の把握と有効活用について

各学校においては、遊休物品についての一括把握及び管理は行われていない。また教育委員会主導による、各学校での遊休物品の把握と学校間での保管換えの推進も行われていない（但し、障害児用の養護机及び養護椅子については、毎年度末に各学校調査のうえ、使用の調査を行っている）。保管換えについては、あくまで、各学校長間の話し合いによるものであるのが実態となっている。各学校を視察した結果、判明した遊休物品には以下のものがある。

学校	遊休物品	状況
L 小	使用されていない生徒用の机・椅子が多数あり	生徒数の増加に備え、保管しているが、当面は使用予定なし。
	未開梱のボール整理箱があり	使用予定で購入したが、実際には、一度も使用に供されることなく遊休化している（備品シールの貼付も未了）。
	巻上げ式のスクリーン	使用予定で購入したが、実際には、一度も使用に供されることなく遊休化している（備品シールの貼付は済み）。
C 高校	体育館の広さの制約から使用されていない卓球台	昭和 59 年取得の卓球台であるが、機能的には使用可能なものの、体育館の広さの制約から使用に供されていない。

#### リース物品の管理について

- i) パソコン等のリース物品の管理状況は教育委員会指導課からのヒアリング通りであったが(1、(6)リース物品について参照)、各リース物品の個別管理については学校での実態との間に不一致があった。パソコンの本体のみに色シールが貼付されており、当該シールにはリース期間・保守業者・連絡先・アドレス固有番号等は記載されていない。また、本体以外の椅子、机、プリンタ等にはシールの貼付はない。
- ii) 各学校では、リース物品は台帳管理していないため、その種類や数量や保管場所についての認識が不十分であり、実物検査も行われていない。
- iii) また、パソコン等のリース物品はコンピュータ教室に据え置きされているが、コンピュータ教室内のリース以外の物品である靴箱等はすべて、コンピュータ教室設置の際に施設として受け入れたものであり、本来は物品であるものが多数存在するのが実態である。また、リース物品である棚についても、リース物品のシールが貼付されていない。
- iv) リース期間が満了したリース物品については、物品購入の効率性の観点からリース会社から無償で譲り受けるケースがある。その際に備品として編入する手続がとられておらず、管理されていないケースが見受けられた。



(コンピュータ教室においてリース物品のシールが貼付されていない棚)



(コンピュータ教室に所属しているものは、リースまたは施設扱いである)

#### ( 1 1 ) 物品管理の課題

##### まちづくり公社からの取得手続

学校の立替施行のうちまちづくり公社へ施工を委託し、竣工後に市がまちづくり公社から取得する場合は、そのすべてを施設として受入れるため、工事費で物品を取得するケースが往々にしてあるにもかかわらず、物品編入作業が行われず、物品として管理されていない。これは同様の物品であっても、取得の経緯の違いで管理方法が異なることを意味しているため、取得の経緯によらず、属性が物品であれば、すべて適正に管理されるよう、まちづくり公社から取得する際に物品編入処理の徹底を望まれる。

##### 施設と物品の区分

施設か物品かの区別は本来現物の形状、性質にしたがって判断されるべきである。しかし、実際には学校の予算で購入した場合は物品、工事費等の市の予算で購入した場合は施設となっているケースが散見された。物品として管理すべきものを施設扱いにすることは、そのものの管理責任が不明確となり、紛失や盗難が起り危険性をはらんでいる。直営工事の際の物品編入手続の徹底が望まれる。

##### 物品の個別管理の徹底

学校が管理すべき物品に対して備品コードを貼付することは、学校の所有権及び管理責任を明確にし、かつ備品整理簿との対応関係を明確にするための必要不可欠な管理方法である。よって、貼付もれがないかを定期的にチェックする体制が必要である。また、備品の性質上貼付しづらい場合にあっては、現物に直接記入する等により、目的が果たせるように工夫する必要がある。

##### 各学校における実物検査の制度化

現在、各学校における実物検査の制度化はされておらず、夏休みや年度末に学校の任意で行われているにすぎない。

一定の金額基準や種類別基準を定め、定期的実物検査制度を導入し、備品整理簿と現物を照合し、現物管理を適切に行われたい。

備品として管理されているもの以外の物品の使用について（寄附、教員私物）

学校においては、物品として管理しているもの以外にも、卒業生からの寄附楽器、教員の私物機器を他の物品と同様に使用に供しているケースがある。このような場合であっても、規定に従った寄附受入れにより、学校物品として管理するか、あくまでも学校が管理すべき物品ではないことを明確にする必要がある。

リース物品の管理について

学校における教育目的のパソコンを中心として、川崎市では備品のリース契約が増加している。リースによって借り受けている備品については、現在整理簿がなく、定期的な現物検査も実施されていない。これらパソコン等は盗難の危険もある重要な借り受け備品であり、管理番号を付し、リース物品の整理簿を作成し、適切に管理されるべきである。また、定期的に現物確認を実施することを制度化されたい。

また、小学校・中学校におけるコンピュータ教室内のリース物品以外の物品（靴箱等）については、ほとんどすべてがコンピュータ教室設置の際の工事の一貫で取得され、施設扱いとなっている。物品として管理すべきものの区別が必要である。

リースのパソコンについては、リース期間が満了した際に教育委員会の指導課を通じて、すべてリース会社に引き取らせるのが一般的とのことである。しかしながら、備品購入の効率性の観点からリース期間が満了した際に、リース会社から無償で譲り受ける場合もある。その場合には、当該備品についてリース物品と区別して、学校備品としての管理に準じていく必要がある。

物品の有効利用について

学校には、使用可能であるものの、長期間にわたって、使用の機会がない、いわゆる遊休物品が多く存在するのが実情である。その際に物品の有効利用のため学校間や学校と他の施設との間の保管換えがスムーズに行われるような環境が整備されていないため、有効な保管換えが実施されるような方策が必要である。年に1度、教育委員会が主導で各学校の遊休物品を調査し、それを効率的に再配分するような機能が期待される。

除却対象物品の廃棄の徹底について

耐用年数が到来した備品については、使用者からの除却申請により備品整理簿から削除される。しかし、除却申請がおりた備品が実際に破棄されたかどうかについては、確認が一切されていない。この結果、現在でも使用あるいは保管している備品が、現物があるにも関わらず、備品整理簿上には記載されていないこととなる。

したがって、除却申請により備品整理簿から減少された物品で即時廃棄できないようなものは1箇所にとめて、順次廃棄処分がなされるように確認していく作業が必要である。出来る限り備品整理簿と現物を一致させるべきである。なお、この確認手続を定期的実物検査と連動させて毎年度実施されたい。

備品整理簿と教育委員会で把握している金額の整合性

平成15年度からは総合財務会計システムの導入により教育委員会の学事課及び

収入役室で学校の備品整理簿の照会ができるため、このような実務は基本的にはなくなるとのことであるが、生徒用の机・椅子については総合財務会計システム外の管理となることから報告数値の精緻化に努める必要がある。

## 1.1. 博物館、屋内スポーツ施設の物品管理

### (1) 博物館施設及び屋内スポーツ施設における物品の現状

博物館施設及び屋内スポーツ施設においても、取得時の価格が1件10,000円以上の物品については、「川崎市物品会計規則」に従い、備品として扱い、「備品整理簿」に記載して管理を行っている（平成15年4月からは規則改正により1件20,000円以上に引き上げられた。）。「備品整理簿」は、物品会計規則59条において物品管理者が備え、整理する帳簿と規定されており、各施設の館長が物品管理者となっていることから各施設において作成及び保管される。各物品に対しては、各々「備品整理簿」上で取得した番号が記載された「備品コード」シールが貼付される。

平成14年3月末における各博物館施設及び各屋内スポーツ施設の物品について、教育委員会経理課で把握している金額は（表1）のようになっている。施設における物品保管高合計は9,987百万円となり、平成14年度教育費予算額（49,030百万円）に比しても、かなり高額な物品を保有していることになる。よって、物品の効率的な取得体制、有効活用及び適正な管理体制について調査を要すると判断した。

なお、博物館施設及び屋内スポーツ施設の管理は、それぞれ市の100%出資の財団法人である「博物館振興財団」及び「生涯学習振興事業団」に委託されている。物品の管理責任はあくまで施設の所有者である川崎市となっているため、その管理方法は概ね前出の学校と同様である。

（表1）平成14年3月末施設別物品保管高  
（単位：千円）

博物館施設（博物館振興財団へ管理委託）		
1	岡本太郎美術館	5,733,007
2	市民ミュージアム	3,499,419
3	日本民家園	16,721
4	青少年科学館	46,555
5	大山街道ふるさと館	19,580
	博物館施設計	9,315,284
屋内スポーツ施設（生涯学習振興事業団へ管理委託）		
1	とどろきアリーナ	412,496
2	川崎市体育館	95,387
3	幸スポーツセンター	53,094

4	石川記念武道館	9,420
5	高津スポーツセンター	45,867
6	麻生スポーツセンター	55,601
	屋内スポーツ施設計	671,868
	合計	9,987,152

(2) 取得の業務フローについて

博物館施設における美術品等の重要物品

- . 購入資料の決定
  - 資料収集委員会（市）
  - 資料評価委員会（市）
- . 作品購入伺
  - 財団 市（館長） 購入承認の決裁
- . 物品調達予算執行伺書
  - 館長 教育委員会経理担当課長
- . 資料・作品の納入業者等の指定について（依頼）
  - 教育長 財政局長 契約行為の依頼
- . 契約・納品
  - 財政局契約課で契約、納品
- . 受入検査・整理簿記入
  - 物品管理者（市館長・園長）による受入検査後、備品整理簿に記載。

その他の備品

その他備品の取得の業務フローは、学校と同様である。

(3) 除却の業務フローについて

除却の業務フローは、学校と同様である。

(4) 実物検査の状況

教育委員会による実物検査

「川崎市物品会計規則」64条に従い、年に一度各施設の物品会計検査を実施している。その方法は教育長から各施設の館長宛てにチェックリストを配布し、各施設でチェックをするというものである。

施設独自の実物検査

各施設独自の実物検査については特に定められた規定はなく、実態としても行われていないとのことである。

#### (5) 保管換えの業務フローについて

保管換えとは、物品管理者（館長）間で物品の移動を行うことである。「川崎市物品会計規則」第39条及び40条によれば、物品の保管換えについては物品管理者が協議して行うものとされており、すなわち館長間での話し合いによって行われるものである。物品の保管換えをする時は、払出側の館長は「物品保管換え書」を作成し、受入れ側の館長に送付し、これを受けて、受入れ側では「保管換え物品受領書」と引き換えに物品を受け入れることとなる。

#### (6) 博物館等における作品の貸し出し業務のフローについて

博物館、美術館においては、貴重な作品を有していることから、国内の他の美術館等に一定期間貸し出すことが慣例化している。物品会計規則第51条により、局長の承認を受けて行うことができる。

業務フロー（「財団法人川崎市博物館振興財団博物館等資料貸出要綱・要項」）

- ・ 貸出申請  
「資料等借用申請書」にて資料名、使用目的・期間、借用条件等を記載する。
- ・ 申請受付・承認  
各施設事務局長が承認。「資料等貸与承認書」（資料名、貸与条件を記載）を申請者へ発行。
- ・ 資料貸与～返却  
借受側で滅失、汚損、毀損等の場合「資料滅失等届書」の提出

#### (7) 博物館等における作品の受託業務のフロー及び受託作品の管理について

市民ミュージアムでは、資料等の所有者から資料等の寄託の申入れがあったときには、これを無償で受託することができる。

業務フロー（「川崎市市民ミュージアム資料等寄託要綱」）

- ・ 所有者等からの寄託申し込み  
所有者 教育委員会  
「寄託依頼書」にて資料名、規格、数量、寄託期間等記載する。

- ・申請受付・承認  
教育委員会において専門家の意見を聴き、受託を決定。  
「資料等受託証書」を所有者へ発行
- ・受託～保管  
市民ミュージアム所蔵品と同一の注意をもって保管

#### ( 8 ) リース物品の管理について

##### リース物品の概要

博物館施設及び屋内スポーツ施設におけるリース物品については、その契約から管理までの責任は各財団となっている。財団におけるリース物品の主なものはパソコン及び周辺機器、印刷機、ファクシミリ、券売機、映像機器等となっている。

##### リース物品の管理

リース物品であるパソコン及び周辺機器、印刷機、ファクシミリ、券売機、映像機器等の管理に関しては、財団独自の会計規則では一切規定されておらず、その他リース物品の管理に関する規定は存在しない。よって、実務上の管理方法については以下の通りである。

- i) リース物品整理簿（機種、保管場所、リース満了時期等の記載）は作成されていない。各施設保管の契約書で把握できるのみである。
- ii) リース物品の現物検査は制度化されておらず、日常的に使用していることを前提とした実物確認を行っているのが実態である。
- iii) 各リース物品の個別管理については、施設によっては、導入機器に「リース物件」と明示したシールを貼付している。

#### ( 9 ) 具体的な監査手続

##### 備品整理簿の整備状況

##### 物品の実在性と個別管理の確認

「備品整理簿」の網羅性の確認（簿外資産の有無を含む）

物品（美術品含む）の取得手続の適正性

物品の廃棄手続の適正性

作品（岡本太郎美術館・市民ミュージアムのみ）の貸出手続の適正性

受託作品（市民ミュージアムのみ）の受託手続の適正性と保管状況

遊休物品の有無についてとその保管換えの検討について

各校の備品整理簿と教育委員会で把握している金額との整合性について

リース物品の管理について

#### ( 10 ) 往査施設の選定

往査施設の選定については、平成 13 年度末の備品保管高の大きい施設について博物館施設について 2 件、屋内スポーツ施設について 2 件選定した。



岡本太郎美術館  
市民ミュージアム  
とどろきアリーナ  
川崎市体育館

#### ( 1 1 ) 監査結果

##### 備品整理簿の記載について

- i) 岡本太郎美術館では、備品整理簿の記載については、鉛筆書きとなっている部分が散見された。備品整理簿は各施設が保管する備品を網羅的かつ正確に記録するための市の「物品会計規則」で規定されている帳簿である。よってその記載には加筆修正ができないボールペン等で記載されるのが原則である。
- ii) 平成 15 年 4 月に岡本家から川崎市へ第三次寄贈された 1,827 点の作品（写真アルバムやネガや写真フィルム）が備品整理簿上に鉛筆書きにて仮のかたちで記載されていた。これらの作品の中には一点 20,000 円以上のものがないため、物品会計規則上では備品整理簿への記載が必ずしも求められてはいない。しかしながら、写真アルバムやネガや写真フィルムといった作品の性質に照らして備品整理簿へのボールペン等による正式記入、または「作品資料カード」やその他内容がわかるかたちでの管理方法により管理を行っていく必要がある。

##### 作品について

岡本太郎美術館及び市民ミュージアムでは、その施設の特質から事務系備品より作品の方がより金額的及び質的に重要性が高い。しかしながら、作品の管理方法は、特に「物品会計規則」上で定められているわけではないため、各施設で工夫されている面が大きい。

岡本太郎美術館では、評価額の 10,000 円以上に関わらず全作品について、作品ごとに「作品資料カード」を作成し、作品番号・作品の写真・分類（彫刻/レリーフなど）・題名・制作年・寸法・受入種（寄贈/購入など）・受入日・評価額などの情報が記載されている。一方、作品の備品整理簿では、一品 10,000 円以上の価値のある作品（平成 15 年度以降は 20,000 円以上）を対象として、受入日・備品コード・題名・寸法・単価のみの記載となっており、実務上は「作品資料カード」が用いられ、備品整理簿はほとんど管理目的としては使用されていないのが実態である。そこで、今後は「作品資料カード」上の作品番号と備品整理簿の備品コードの間に関連性を持たせる等の工夫により両者で管理することに効率性をもたせる必要があると思われる。また、作品そのものに備品コードの貼付が不可能であるため、備品整理簿上の備品コードは無意味となっていることから、「作品資料カード」上の作品番号を統一の番号として運用することも一案である。

一方、市民ミュージアムでは、作品については備品整理簿の作成は行っておらず、これに代わるものとして評価額の 10,000 円以上に関わらず、全作品について「収集資料・作品等一覧表」（作品名、点数、金額、収集年月日、規格、作者を記載）

が作成されている。博物館資料については事務の簡素化のため「資料原簿」・「資料カード」を登載することにより、備品整理簿への登載を省略することができる旨の通達が昭和59年5月に収入役室審査課長から教育委員会事務局文化課長に出されており、これに従った運用であり、問題はない。また実際には「収集資料・作品等一覧表」以外に、9分野（注）ごとに各学芸員が「作品カード」または「資料カード」（作品の写真も添付）やデータベース等の様々な方法で作品の個別特定ができるように管理し、番号もふっている。9分野ごとに工夫された管理方法は各学芸員の能力によるところが大きく、各学芸員に蓄積されているだけで、網羅的に管理方法を把握されていないのが現状である。9分野独自の管理方法を把握し、それぞれに偏りがないかを確認した上で、「備品整理簿」に代替する「収集資料・作品等一覧表」との間で番号により整合性をとる必要がある。

（注）9分野 考古・民俗・歴史・美術・グラフィック・写真・漫画・映画・ビデオ

#### 物品の実在性と個別管理について

- i) 岡本太郎美術館においては、机椅子以外について、市民ミュージアムにおいて大半の物品について備品シールの貼付が行われていないのが現状であった。なお、作品については、備品シールの貼付が現実的でないため、行われていない。各施設における実物検査の実態調査をしたところ、以下のような結果となった。

施設	実物検査	教育委員会への報告
岡本太郎美術館	備品整理簿と現物の照合は行っていない。	チェックリストへの回答をもって報告
市民ミュージアム	備品整理簿と現物の照合は行っていない。	チェックリストへの回答をもって報告
とどろきアリーナ	備品整理簿と現物の照合は行っていない。	チェックリストへの回答をもって報告
川崎市体育館	備品整理簿と現物の照合は行っていない。	チェックリストへの回答をもって報告

#### 簿外物品について

- i) 岡本家からの作品について

岡本太郎美術館では、大半の作品が岡本家からの寄贈によるものである。寄贈方法は、岡本家から一旦運び込まれた作品の中から準備委員会（開館前）及び館の職員（開館後）が作品目録を作成し、それに対して岡本家側の承諾を受けられたもののみ3段階に分けて以下のように寄贈を受けている。寄贈については主要な作品については、第三次寄贈をもって収束したという認識とのことである。しかしながら、現在もなお1,429点の作品を預っている（下記写真を参照）。これ

らについても寄贈を受けたい作品があるとのことから現在岡本家との交渉の準備段階である。よって、今後の交渉の結果ではあるが、第四次寄贈を受けた残りの作品については岡本家へ返却する予定である。従来から岡本家と川崎市の信用関係に基づき、市が預っている作品については預り証や保管証明書等を取り交わしていないとのことである。しかしながら、現在の1,429点の作品について預りの状態が長引くようであれば、預り証や保管証明書等を交わすことを検討する必要がある。

	年度	作品数	評価額
第一次	平成3年度	352	5,014,500千円
第二次	平成4年度	1,427	626,050千円
第三次	平成15年度	1,827	2,915千円



(ダンボールが岡本太郎美術館において、岡本家へ返却予定の作品である)

ii) 備品整理簿に記載漏れとなっていた重要物品

市民ミュージアムにおいて、レーザー発生装置(評価額10,000,000円)(下の写真参照)一機について備品整理簿への記載漏れが発見された。当該レーザー発生装置については、平成3年3月に市の文化課が寄附を受け、物品そのものは当初から市民ミュージアムに配置され、その後、平成9年4月に市民ミュージアムに保管換えとなったものであるが、保管換えの際に記載もれが生じた模様である。配置されて以降使用の実績はないため、他の文化施設での転用または廃棄の検討が必要となる。



( 備品整理簿への記載もれであったレーザー発生装置 )

#### 施設と物品の区別

岡本太郎美術館及び市民ミュージアムでは、物品扱いのものと施設扱いのものとの判定に問題がある実物が散見された。開館時から状況は変わらないとのことであるので、当初の物品編入手続きが徹底されていなかったためと判断される。



( 岡本太郎美術館にて、物品扱いとなっている作品整理棚 (スライド式)、不可動であるが物品として整理されている )



(岡本太郎美術館にて、施設として管理されている可動式のアップライトリフト)



(市民ミュージアムにて、施設として管理されている可動式のスピーカー)

とどろきアリーナにおいては、物品扱いのものと施設扱いのものとの判定に問題がある実物が散見された。開館時から状況は変わらないとのことであるので、当初の物品編入手続きが徹底されていなかったためと判断される。

また現物視察の結果、施設として管理されている得点盤 operation (松下電工) は一部故障し、しかも機能的に減価しているため除却対象とする必要がある。



(とどろきアリーナにて、施設として管理されしかも除却が必要な得点盤 operation

#### 除却処理と簿外資産について

川崎市体育館の館内備品の現物実査の結果、整理簿に記載のない備品（洗濯機）が発見された。整理簿上は平成 11 年 12 月 13 日付け除却済みと記載されているため川崎市の所有から離れているが、実際には現物が体育館内に存在し、日常的に利用されている状況である。

不用の決定及び処分の決定に至る申請過程の判断に疑義が認められる。当該洗濯機は事実上、川崎市の簿外資産に該当するので、実態に照らして速やかに整理簿上の備品として再計上するのが望ましい。



(川崎市体育館にて、除却済みとして整理簿に計上されていない現物備品)洗濯機

#### 物品の取得手続について

- i) 岡本太郎美術館及び市民ミュージアムにおける調査の結果、平成 14 年度の主な物品の取得手続は「川崎市物品会計規則」に準拠し、適正に実施されていたことを確認した。
- ii) とどろきアリーナ及び川崎市体育館においても同様である。

### 物品の廃棄の手続について

岡本太郎美術館において下記備品について、現物はすでに平成 15 年 4 月に廃棄済み（新品と引き換えに業者へ引渡し済み）であるにも関わらず、廃棄手続及び備品台帳からの引き落としが未了であった。

備品細分類	品名	受入日	備品コード	規格	金額（円）
事務機器類	印刷機	H11/3/31	9-10-1	デジタル製版機器 キヤノン DP2300	544,950

川崎市体育館において次の備品について、現物はすでに平成 11 年度中に廃棄済みであるが、廃棄手続及び備品台帳からの引き落としが未了であった。

備品細分類	品名	受入日	備品コード	規格	金額（円）
船及び車両類	軽四輪貨物自動車	H4/3	91000185	ダイハツ M-S 82V 改	2,710,000

その結果、平成 11 年・12 年・13 年の各年度末の会計報告上、重要物品所属別（課別）明細書には架空備品が記載されたことになる。川崎市物品会計規則第 55 条によれば、物品管理者は重要物品の増減又はその内容に変更があったときには、「直ちに」重要物品増減報告書を作成し収入役に報告する義務があるが、報告伺書の日付は平成 15 年 3 月 19 日であり、事務手続に遅滞がみられた。

### 作品等の貸出し手続について

岡本太郎美術館においては、調査日時点で国内の 3 施設へ作品の貸し出しを行っているが、一部「財団法人川崎市博物館振興財団博物館等資料貸出要綱」に規定されている貸出先へ「資料等貸与承認書」の交付が行われていないものが見受けられた。貸出しについては、市保管の貴重な作品を外部へ貸し出すことから、必ず所定の手続に則って、厳重な承認過程を経る必要がある。なお、市民ミュージアムにおいては所定の手続が経られていることを確認した。

また、貸出中の作品の特定については、「作品資料カード」や「備品整理簿」には一切記載されないため、先方からの「資料借用申請書」や「借用書」の目録で特定する方法しか現在はない。しかし、実務的に作品の管理簿となっている「作品資料カード」上にもその旨を記載し、当該「作品資料カード」を別ファイルにて綴じ、貸出から返却された時点でその旨を記載し、所定のファイルへ戻すといった方法をとられることによって始めて、「作品資料カード」が網羅的に実在性を把握する

管理簿としての性格を有することになると考えられる。また、返却遅れの貸出先や一部返却漏れの作品の有無の把握にも資すると思われる。

#### 受託作品の受託手続の適正性と保管状況

市民ミュージアムにて、受託作品 15 点（全て圓鋸勝三作品）について手続の適正性を確認したが、適正に実施されていた。但し、管理方法については、若干の留意点がある。現在圓鋸勝三作品は 20 点が展示されており、4 点が市民ミュージアムの所有物、15 点が受託、1 点が借用中であった。受託作品については「川崎市市民ミュージアム資料等寄託要綱」に 15 条にて市民ミュージアムの所蔵品と同一の注意をもって保管しなければならないとされているが、寄託作品の管理カードには各作品の写真が貼付されておらず、所蔵品の管理とは若干の乖離がある。また、受託作品はあくまで預っているもので、返却が必要であるから、現在市民ミュージアム全体で受託している作品はどれかを特定できるように、リストにするか、「資料等寄託依頼書」を 1 箇所管理する必要がある。

#### 各施設から教育委員会への報告数値の差異について

以下の施設で教育委員会への報告数値と実際の備品台帳の数値に以下の不一致が検出された。

平成 14 年 3 月末金額別報告書と備品管理簿との差異（単位：千円）

施設	報告数値	備品整理簿 集計	差額	原因
岡本太郎美術館	5,733,007	5,730,189	2,818 千円 の過大報告	毎年度末の報告にあたっては、整理簿との一致は確認せず、前年度の報告数値に今年度の増減額を反映しているだけである。よって、過去における整理簿への記載もれやダブルカウント等が原因である。
市民ミュージアム	3,499,419	3,632,363	132,944 千円 の過小報告	毎年度末の報告にあたっては、整理簿との一致は確認せず、前年度の報告数値に今年度の増減額を反映しているだけであり、いつの時点のミスであるかは不明であるが、資料等の保管換え、寄贈の報告もれと想定される。
とどろきアリーナ	412,637	412,572	64 千円	同上



			過小報告	
川崎市体育館	95,387	95,387	0千円	60円の報告誤差は単なる転記ミスと考えられる。ただし、整理簿の確認は行っていない点では同上。

### 遊休物品の把握と有効活用について

岡本太郎美術館及び市民ミュージアムのどちらも遊休物品の把握、別途管理は行っていないとのことである。岡本太郎美術館は開館が平成11年と比較的新しいことから、実際にも遊休物品は見受けられなかった。一方市民ミュージアムでは、開館が昭和63年で15年経過していることから、遊休物品が散見された。今後、遊休物品は網羅的に把握し、廃棄または他施設での転用の方向性を探る必要がある。特に3階のスタジオ及びスタジオ調整室では、修理が必要な機器や使用目途のない機器等が混在している状況が見受けられるため、整理が必要である。

同様にとどろきアリーナ及び川崎市体育館のどちらも遊休物品の把握、別途管理は行っていないとのことである。とどろきアリーナでは、重要物品の中に下記のような遊休物品が確認された。

(単位：千円)

施設	品名 整理番号	分類	取得評価額	原因
とどろきアリーナ	フォークリフト (950041)	3. 船及び車両類	1,442	フォークリフト自体は搭載重量500Kgであり、物質的使用に耐えうるが、実質的に充分活用されることはない。
とどろきアリーナ	自動椅子設置回収機 (950053)	10. その他の備品類	6,025	4脚連結タイプの回収機は回収機の設置及び起動に時間が掛かり過ぎる。本来省力化目的で購入されたはずであるが、スケジュールがタイトな中で実際問題として使用されていない。
とどろきアリーナ	自動椅子設置回収機 (950054)	10. その他の備品類	6,025	同上



(市民ミュージアムのスタジオ調整室における遊休施設及び物品)



(市民ミュージアムのスタジオ調整室における遊休施設)



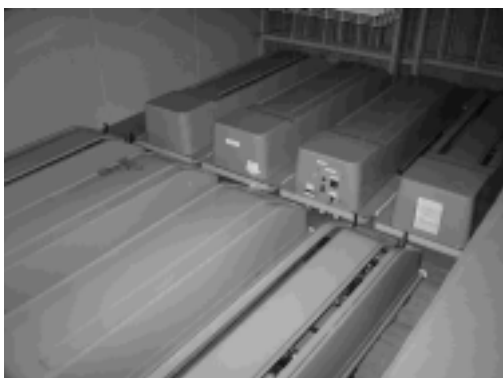
(市民ミュージアムのスタジオにおける遊休施設及び物品の状態)



(とどろきアリーナのスタジオにおける除却対象施設及び物品の状態) 得点盤オペレーター



(とどろきアリーナの搬入入口における遊休物品) フォークリフト



(とどろきアリーナの屋内倉庫における遊休物品) 自動椅子設置回収機

## リース物品の管理について

岡本太郎美術館及び川崎市体育館ではすべてのリース物品の一覧表（品名、形式、個数、設置場所を記載）を作成し、各リース物品にはリース物品にあると分かるシールが貼付されている。一方、市民ミュージアムでは、リース物品の一覧表（品名、リース期間、リース会社、管理部署を記載）が作成途上であり、各リース物品へのリース物品にあると分かるシールの貼付についても網羅的ではないが、部分的には運用されている。

とどろきアリーナでは、リース物品自体が少数であるが一覧表が作成されていない。

### （１２）物品管理の課題

#### 施設と物品の管理

施設か物品かの区別は本来現物の形状、性質にしたがって判断されるべきである。しかし、実際には当初の施設建設の際に工事費で取得した物品についてはその多くが施設扱いとなっている。物品として管理すべきものを施設扱いにすることは、そのものの管理責任が不明確となり、紛失や盗難が起りやすい危険性をはらんでいる。

#### 物品の個別管理の徹底

博物館振興財団へ管理委託をしている岡本太郎美術館及び市民ミュージアムでは、作品以外の物品への備品コードの貼付状況が著しく悪かった。市が管理すべき物品に対して備品コードを貼付することは、市の所有権及び管理責任を明確にし、かつ備品整理簿との対応関係を明確にする必要不可欠な管理方法である。よって、現在備品コードの貼付がもれている物品に対しては早急に貼付する必要がある。また、備品の性質上貼付しづらい場合にあっては、出来る限り現物に直接記入する等により、目的が果たせるように工夫する必要がある。

また、作品についてはその性質上備品コードの貼付が行われていない。しかしながら、作品についても備品整理簿との対応関係を図るためには岡本太郎美術館で作成されているような一作品に対して一枚の「作品資料カード」に写真を添付し、各カード上の作品番号と備品整理簿上の備品コードを統一とすることが望ましい。現在作品番号と備品コードの二本立てとしている関係からこれが困難であれば両者の対応表を作成することも考えられる。市民ミュージアムにおいては、9分野ごとに管理体制に精度が異なるといった問題点があるが、可能な限り上記の管理方法に近づく努力が必要である。

同様に、財団法人川崎市生涯学習振興事業団に管理委託しているとどろきアリーナ及び川崎市体育館では、備品コードが平成4年条例時点に変更されているにもか

かわらず更新貼付されていない点、川崎市体育館では貼付されている備品コードと整理簿の不一致（不正確な備品コード貼付）が見受けられた。

平成 15 年度においては、備品整理簿がシステム化されている。これを機に整理簿の実態を把握し、備品コードの貼付状況を見直し一新を図る必要がある。

#### 各施設における実物検査の制度化

博物館振興財団へ管理委託をしている岡本太郎美術館及び市民ミュージアム並びに財団法人川崎市生涯学習振興事業団に管理委託しているとどろきアリーナ及び川崎市体育館では、現在、各施設独自の実物検査は特に定められた規定はなく、実態としても行われていないとのことである。年度末の教育委員会からのチェックリストはあくまでも形式的で、実在性を担保するような実態面に踏み込んだチェック項目にはなっていない。よって、教育委員会のチェック機能自体の有効性を検討する必要がある。

財団においても、一定の金額基準や種類別基準を定め、定期的実物検査制度を導入し、備品整理簿と現物を照合し、受託者として現物管理を適切に行い、もって会計報告の信頼性を確保する必要がある。

#### 岡本太郎美術館における、岡本家からの預り作品について

岡本太郎美術館では、大半の作品が岡本家からの寄贈によるものである。寄贈方法は、岡本家から一旦運び込まれた作品の中から準備委員会（開館前）及び館の職員（開館後）が作品目録を作成し、それに対して岡本家側の承諾を受けられたもののみ 3 段階に分けて以下のように寄贈を受けている。寄贈については主要な作品については、第三次寄贈をもって収束したという認識とのことである。しかしながら、現在もなお 1,429 点の作品を預っている。これらについても寄贈を受けたい作品があるとのことから現在岡本家との交渉の準備段階である。よって、今後の交渉の結果ではあるが、第四次寄贈を受けた残りの作品については岡本家へ返却する予定である。従来から岡本家と川崎市の信用関係に基づき、市が預っている作品については預り証や保管証明書等を取り交わしていないとのことである。しかしながら、現在の 1,429 点の作品について預りの状態が長引くようであれば、預り証や保管証明書等を交わすことを検討する必要がある。

## 12. 学校給食

### (1) 学校給食の概要

川崎市においては小学校、聾・養護学校、中学校及び定時制高等学校において学校給食が実施されている。平成14年度における概要を示せば以下のとおりである。

#### < 学校給食実施状況 >

給食形態	校種別	学校数	人員数(人)			回数	調理法式
			児童・生徒数	教職員数	合計		
完全給食	小学校	114	63,439	4,024	67,463	183	単独校調理
	聾・養護学校	3	336	251	587		
	計	117	63,775	4,275	68,050		
夜間給食	中学校	5	866	-	866	179	業務委託
	定時制高等学校	5	583	-	583	196	

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

#### < 給食費 >

	学年区分	月額	年額	
小学校	1年・2年	3,300円	36,300円	
	3年・4年	3,500円	38,500円	
	5年・6年	3,700円	40,700円	
聾・養護学校	小学校給食費に準じ、実施後精算払い			
		生徒負担分	市負担金	1食単価金額
中学校	一食当たり単価	300円	262円	562円
			273円	573円
定時制高等学校	一食当たり単価	90円	310円	400円

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

中学校における市負担金が二段書きとなっているのは学校により委託業者が異なるためである。



の設置者の負担とされ、それら以外の経費については学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とされている（平成三年五月二一日法律第七九号第六条）。換言すれば、学校給食に関して食材料については保護者が給食費として負担し、それ以外の学校給食を実施する上での調理員の人件費や調理場の施設整備等の諸経費は川崎市が負担することとなる。

その食材のうち一般物資、野菜、果実及び調味料等の副食物資については(財)川崎市学校給食会を通じ一般物資納入業者より購入し、パン、牛乳及び精米等の基本物資については(財)川崎市学校給食会から(財)神奈川県学校給食会を通じ政府物資業者より食材の調達を行なっている。(財)川崎市学校給食会は、給食物資を安定的に供給し、市内の地域差を解消し、統一献立を実施するために昭和33年に財団法人として設立された川崎市の出資団体である。小学校等117校、約7万人の給食に必要な品質の良い物資を確実に低廉な価格で供給するために共同購入方式により一括して購入している。また、安全な食品を給食物資として確保するため品質毎に等級・製造時期・成分規格等を定めている。前述したようにこれらの食材費は基本的に保護者が給食費として負担しているが、その給食費は各学校において徴収され、事務的な管理は(財)川崎市学校給食会において行なわれている。

また、学校給食のうち米飯については、一部の学校において川崎市学校パン協同組合に加工を委託しており、平成14年度においては小学校、聾・養護学校117校のうち51校について加工を委託している。なお、この委託加工に関する経費については川崎市が負担するが、委託加工業者に直接支払われるのではなく、川崎市から(財)川崎市学校給食会に支払われた後に、(財)川崎市学校給食会において上述した食材費とともに管理がなされる。

学校給食関係で川崎市が負担している費用及び受けている補助金を示せば以下のようになる。

(単位：千円)

学校区分	項目	内容	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
<b>収入の部</b>							
小学校、聾・養護学校、中学校	学校給食設備整備費補助金		4,702	5,713	2,441	2,527	43,111
	学校給食用牛乳供給事業補助金		0	0	0	283	176
	特殊教育就学奨励費		2,763	3,007	3,097	3,242	3,257
	就学援助費		35,773	36,013	36,457	35,458	36,304
高等学校	高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助		2,401	2,413	2,654	2,251	2,625
総合計			45,639	47,146	44,649	43,761	85,473
<b>支出の部</b>							



小学校・ 聾・養護学 校	給料	1,670,393	1,664,204	1,648,478	1,625,249	1,604,814	
	職員手当	1,269,416	1,206,103	1,162,913	1,088,431	1,100,779	
	共済費	517,451	522,033	519,465	515,671	504,426	
	退職手当	407,293	548,784	440,378	536,818	534,862	
	雇上げ要 員	米飯給食	15,849	14,527	14,615	16,963	17,826
		私傷病等代替	3,428	30,309	33,442	40,679	42,610
		その他	14,726	21,923	22,271	20,416	18,605
		小計	3,898,556	4,007,883	3,841,562	3,844,317	3,823,922
	消耗品費	食器等	59,909	59,613	59,857	57,584	52,633
		その他	15,876	14,984	15,039	14,877	12,229
	燃料費	56,444	54,510	54,213	54,052	54,676	
	ガス料	86,623	86,301	88,630	83,509	82,257	
	給食用設備修繕	7,792	8,723	8,461	10,121	6,496	
	事業実施 委託料	米飯給食委託	33,577	33,852	34,078	39,721	45,053
		検食・保存食購入	9,009	9,009	9,009	9,009	9,009
		その他	30,842	30,455	29,174	29,652	33,241
	工事請負費	156,017	124,017	77,150	70,703	52,649	
	庁用器具購入費	57,521	48,943	34,493	30,856	16,332	
	その他	4,577	4,795	4,751	4,469	4,607	
		小計	518,187	475,202	414,855	404,553	369,182
	合計	4,416,743	4,483,085	4,256,417	4,248,870	4,193,104	
中学校	雇上げ要員	20,370	14,608	14,838	15,693	15,817	
	委託料	0	0	0	8,579	28,575	
	合計	20,370	14,608	14,838	24,272	44,392	
高等学校	給料	27,821	28,035	28,408	27,547	27,629	
	職員手当	17,486	16,842	16,537	16,156	15,564	
	共済費	6,234	6,321	6,335	6,228	6,077	
	退職手当	0	0	25,015	22,901	75,310	
	雇上げ職員	1,216	740	564	497	409	
	委託料	30,350	30,204	32,907	33,708	35,421	
	合計	83,107	82,142	109,766	107,037	160,410	
全体	聾・養護学校就学奨励費	1,382	1,255	1,167	1,250	888	
	小、中学校就学援助費	103,053	111,694	122,331	134,783	147,577	
	市給食会補助金	75,297	73,281	61,611	61,607	59,931	
	教育委員会給食係	67,853	72,772	71,627	84,204	89,934	
	総合計	4,767,805	4,838,837	4,637,757	4,662,023	4,696,236	

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

雇上げ要員とは、正規調理員の病欠等に備えるために調理補充員として雇う臨時的任用職員である。

米飯給食委託とは、前述のように一部の学校において川崎市学校パン協同組合に加工を委託しているもので、川崎市から(財)川崎市学校給食会及び(財)神奈川県学校給食会を通じて業者に支払われるものである。

検食とは各校長が給食の30分前に試食することである。

中学校における委託料とは中学校における学校給食を業者に委託することに伴う経

費を川崎市が負担することにより発生する委託金であり、(財)川崎市学校給食会を通じて業者に支払われる。なお、中学校については平成10年度から平成12年度までは学校給食を実施しておらず、平成13年度には2校、平成14年度においては5校それぞれ実施しているため大きく増加している。

高等学校における委託料とは高等学校における学校給食を業者に委託することに伴う経費を川崎市が負担することにより発生する委託金であり、(財)川崎市学校給食会を通じて業者に支払われる。

就学援助費とは、学校教育法第25条及び第40条に基づき、保護者が子どもに義務教育を受けさせるための経費が経済的理由により負担できず、就学困難と認められる場合に川崎市が必要な援助を行なうことから生じる経費である。「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」により、援助を行なっている川崎市に対し、国より予算の範囲内において補助金が支払われている。

市給食会補助金とは川崎市から(財)川崎市学校給食会に支払われる補助金である。平成14年度において(財)川崎市学校給食会を通じ、小学校・聾・養護学校、中学校及び高等学校の給食食材として2,650,120千円が調達され、管理費として58,651千円が生じている。この管理費相当については、業者や保護者に負担を求めるのではなく川崎市が補助金として(財)川崎市学校給食会に支払うことで負担している。教育委員会給食係に関する費用は、人件費を教育委員会全体に占める給食担当者の人数をもって按分計算したものである。ただ、雇上げ要員のうち学校給食調理補助員(後述)に関する管理費は含まれていない。

小学校、聾・養護学校の給食調理員の給料、職員手当及び共済費等は、学校用務員と一体となって管理されているため、給食調理員の給料や職員手当等を単独で把握するのは困難である。そこで学校用務員と調理員の人数割合で按分して計算している。高等学校の給食調理員の給料、職員手当及び共済費等は、教職員や学校用務員と一体となって管理されているため、給食調理員の給料や職員手当等を単独で把握するのは困難である。そこで教職員及び学校用務員と調理員の人数割合で按分して計算している。

なお、上記の表の他に川崎市として負担している主な学校給食関係費用としては、以下のものがある。

#### 施設の大規模な修繕費及び改築費

これらは学校全体で一括して把握されており、給食調理室としてどれだけ費用がかかっているかの集計が不可能であるため。

#### 給食調理室の水道代及び電気代

これらは学校の他の設備と一括して把握されており、給食調理室としてどれだけ費用がかかっているかの集計が不可能であるため。

#### 既存施設、設備に関する減価償却費

上記より明らかのように学校給食においては人件費の占める割合が著しく高い。その人件費は主に正規調理員の人件費及び雇上げ要員で構成される。

そこで、正規調理員の人件費については「結果に添えて提出する意見」において別途検討することとし、ここでは雇上げ要員について検討することとする。

## 学校給食における雇上げ要員について

### i) 概要

川崎市においては学校給食において調理補充員として以下に示すような臨時的任用職員を雇上げている。

#### a) 学校給食調理補助員

「私傷病等代替の学校給食調理補充員」と「私傷病等代替以外の学校給食調理補充員」とに大きくわけられ、前者は、小学校、聾・養護学校及び定時制高校の給食調理員について、休暇等により一時的に欠員が生じた場合、後補充のため臨時に雇上げる制度である。名簿登録制度を採用しており、有効期限は登録年度の3月までで学期ごとに任用し、給食実施日に限り雇上げる。平成14年度においては373名が名簿登録している（なお、この名簿は後述する米飯給食補助給食調理員の名簿と共有している）。

これに対して、後者は、任用基準（後述）に達した小学校、聾・養護学校が、学期ごとあるいは必要期間ごとに任用を申請し、給食実施日に限り雇上げる制度である。これは給食調理員1人当たりの持食数の平準化を図るため現行の川崎市における正規調理員の配置基準に加えて配置するものである。

両者の任用基準及び任用時間を示せば以下の通りである。

任用理由	任用基準	任用時間
私傷病等代替	名簿登録者から随時任用	全日6時間以内 半日4時間以内
困難校対策要員	正規職員の配置が4人で食数が721食以上の職場と 正規職員の配置が5人で食数が1,101食以上の職場	4時間以内 基本 9時から14時 (内休憩時間1時間)
準困難校対策要員	正規職員の配置が2人で食数が300食以上の職場で教職員課が繁忙校と認めた職場	4時間以内 基本 9時から14時 (内休憩時間1時間)
職業病対策要員	正規職員が職業病で業務に影響がある場合	6時間以内
リフト要員 (平成15年度より廃止)	調理場から給食用リフトが離れていて運搬が困難な場合	4時間以内

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

#### b) 米飯給食補助給食調理員

昭和59年9月から、小学校、聾・養護学校で米飯給食を実施したことに伴う正規調理職員の労働過重緩和のために、米飯給食補助給食調理員を臨時で雇上げている。業務内容は、自校炊飯校については、炊飯、学級ごとの配缶、食器の洗浄等である。委託炊飯校についても炊飯作業を除いて自校炊飯校と同様である。任用基準及び任用時間は以下の通りである。

	自校炊飯校		委託炊飯校	
	任用基準	任用時間	任用基準	任用時間
～平成 14 年 8 月	児童数及び教職員数が 900 人未満なら 1 人 900 人以上なら 2 人	1 日 5 時間	児童数及び教職員数が 800 人未満なら 0 人 800 人以上なら 1 人	1 日 4 時間
平成 14 年 9 月～	児童数及び教職員数が 1000 人未満なら 1 人 1000 人以上なら 2 人	1 日 5 時間	児童数及び教職員数が 1000 人未満なら 0 人 1000 人以上なら 1 人	1 日 4 時間

(出典：教育委員会提出資料より作成)

上記の雇上げ要員は時間給単価が 920 円（平成 15 年 4 月 1 日より 910 円）であり、この賃金の他に、通勤費に相当するものとして勤務 1 日につき 360 円（通勤に要する費用が 360 円を超え 400 円以下の場合は 400 円、400 円を超える場合は 500 円）支給する。これは川崎市における臨時的任用職員の標準単価表に基づくものである。社会保険適用に関しても川崎市における臨時的任用職員と同様である。

## ii) 要員の雇上げ流れ

### a) 学校給食調理補助員

「私傷病等代替の学校給食調理補充員」については、月末に学校より「補充任用報告書」が教育委員会教職員課に提出される。

「私傷病等代替以外の学校給食調理補充員」については任用前にそれぞれの学校長から教育委員会教育長宛に「補充員任用申請書」が提出され、それらを教育委員会教職員課でまとめ、「臨時的任用の職の設置及び職員の任用伺い」により教育委員会において教育次長等による決裁が行なわれる。任用時間・日数等は原則これに基づくものとする。しかし任用していく過程で、当初の予定とのずれがでてくるため、当月末に各学校から提出される「臨時的任用職員賃金計算書兼支給明細書」により勤務実態を把握している。

この他に各学校で「臨時的任用職員勤務実績簿」を作成している。

### b) 米飯給食補助給食調理員

各学期ごとに教育委員会健康教育課より「臨時的任用の職の設置及び職員の任用伺い」が人事委員会に提出され、人事委員会に任用の事前承認を得る。任用していく過程で、当初の予定とのずれがでてくるため、当月末に学校から提出される「臨時的任用職員賃金計算書兼支給明細書」により勤務実態を把握している。

## (2) 監査手続

雇上げ要員の任用申請、任用基準及び任用時間の合規性

雇上げ要員が最も多い 11 月について、私傷病等代替、困難校対策要員、準困難

校対策要員、リフト要員及び米飯給食補助給食調理員を雇上げている小学校からそれぞれ1校を抽出（平成14年度5月時点で児童数の多い小学校を抽出）し、抽出された小学校について、雇上げ要員をすべて抜き出し、以下の手続きを行なう。なお、職業病対策要員については平成14年度で雇上げ実績がないので以下の手続きを行わない。

- i) 「臨時的任用の職の設置及び職員の任用伺い」による決裁の有無を確認する。  
私傷病等代替に関しては任用報告書の決裁の有無を確認する。
- ii) 「臨時的任用の職の設置及び職員の任用伺い」における任用基準および任用時間の合規性を確認する。私傷病等代替に関しては任用報告書にて合規性を確認する。
- iii) 「臨時的任用の職の設置及び職員の任用伺い」と「臨時的任用職員賃金計算書兼支給明細書」の整合性（差異が一定範囲内にあるか、任用基準を超えていないか）を確認。

### (3) 監査結果

雇上げ要員の任用申請、任用基準及び任用時間の合規性

#### i) 任用申請の合規性

抽出したサンプルについては「臨時的任用の職の設置及び職員の任用伺い」による決裁（私傷病等代替に関しては任用報告書の決裁）がすべてもれなく行なわれていた。

ただ、以下の小学校につき「臨時的任用の職の設置及び職員の任用伺い」が複数回にわたり行なわれた結果、任用伺い申請時点では任用基準を超えた日数が承認されていた。

学校名	雇上げの種類	任用申請日数	任用基準日数	備考
A小学校	準困難校対策要員	25日	20日	実際は20日分雇上げ

また、「臨時的任用の職の設置及び職員の任用伺い」を通査した結果、以下の小学校においても同様な承認が行なわれていた。

学校名	雇上げの種類	任用申請日数	任用基準日数	備考
B小学校	困難校対策要員	26日	20日	実際は20日分雇上げ

上記の2件については結果として任用基準日数内での雇上げとなったため任用基準適用上は問題ないが、「臨時的任用の職の設置及び職員の任用伺い」の決裁が形式的に行なわれ、実質的に牽制機能が働いていないおそれが高い。

#### ii) 任用基準の合規性

C小学校においては平成14年度2学期において以下に示すリフト要員を配置していた。

人数	1日の任用時間	任用申請時 予定	実際の支給 金額	任用条件書の記載内容
3人	4時間	¥80,800	¥76,760	「...学級ごとの食缶の配分、整理、食缶の洗浄等を行う。自校炊飯校においては、炊飯作業を含む。...」

任用条件書の記載内容を読む限りにおいては、任用理由が米飯給食補助給食調理員の任用理由となっており、書類上、「調理場から給食用リフトが離れていて運搬が困難な場合」という任用基準に合致していない。また、学校の見取図を見る限りにおいては、他の学校に比べて調理場と給食用リフトとが離れているとは考えられず、よって実態としても任用基準に合致していない。

なお、平成14年度11月においては、上記の他、D小学校において以下に示すようなりフト要員が配置されていた。

人数	1日の任用時間	任用申請時 予定	実際の支給 金額	任用条件書の記載内容
2人	4時間	¥76,760	¥76,760	勤務内容欄が白紙となっている。

勤務内容の記載がないのは書類の不備であり、また任用の理由が不明確である。よって、書類上、「調理場から給食用リフトが離れていて運搬が困難な場合」という任用基準に合致していない。また、C小学校と同様に、見取図を見る限りにおいては、他の学校に比べて調理場と給食用リフトとが離れているとは考えられず、よって実態としても任用基準に合致していない。

### iii) 任用時間の合規性

任用基準の範囲内で任用されており、特に問題は見つからなかった。

### 13. 授業料等の減免

#### (1) 授業料等の歳入の状況

平成14年度における授業料等の最終予算額と決算額との差引の状況は次のとおりである。予算額からの乖離の原因は減免が最も大きな理由であることから、以下減免制度について検討する。

(単位：千円)

	予算額	決算額	差引	備考
使用料及び手数料				
高等学校使用料	416,981	404,694	12,286	
高等学校授業料	416,981	404,694	12,286	減免、退学増による
幼稚園使用料	30,848	27,086	3,761	
幼稚園保育料	30,848	27,086	3,761	減免増による
高等学校手数料	13,110	14,372	1,262	
高等学校入学料及び入学選考料	13,110	14,372	1,262	
幼稚園手数料	1,332	1,784	452	
幼稚園入園料	1,332	1,784	452	

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

#### (2) 授業料等の減免制度

川崎市教育委員会では、市立高等学校及び幼稚園に学ぶ生徒の父母等の経済的な負担を軽減するため、授業料等、保育料等について次のような制度を設けている。なお、減免の期間は、6ヶ月以内とされ、この期間を超えて減免を受けようとする者は、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。川崎市立高等学校授業料等徴収条例施行規則、川崎市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則によれば、減免割合は以下のとおりである。

減免割合	事由
全額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者</li> <li>2. 保護者が、災害、傷病、失業等により生活に困窮している者</li> <li>3. その他教育委員会が免除の必要があると認める者</li> </ol>
半額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学資の負担に耐えられないと認められる者</li> <li>2. その他教育委員会が免除の必要があると認める者</li> </ol>

#### (3) 減免手続の流れ

教育委員会から各学校あてに授業料免除書類提出依頼の通知が、年1回4月初めに

なされる。各学校では学年当初等に授業料免除該当見込者を把握し、各担任を通して該当家庭へ申請書等必要書類の提出を求める。学級担任ごとに家庭状況、申請書類、添付書類等を確認し、とりまとめて学校事務職員へ提出する。学校事務職員で申請書類、添付書類等をチェックし、校長の意見具申書を添付し、一覧表を作成する。各学校から教育委員会へ申請書類を提出する。教育委員会で提出された申請書類を審査し、適格と判断された者を毎月まとめて決裁する。決裁終了後、教育委員会印を押した減免許可書を学校へ送付し、各学校から申請者に減免許可書を送付する。

なお、減免申請書の添付書類としては、例として次のものがある。

書類名	説明
生活保護受給証明書	生活保護法により生活扶助を受けている証明
市民税、県民税非課税証明書	課税所得がない証明
源泉徴収票	収入、所得の証明
給与支払証明書	収入、所得の証明
無職無収入証明書	無職無収入の証明
児童扶養手当証書（写）	母子家庭に対する児童扶養手当証書の写し
在園証明書	児童福祉法に基づく児童養護施設在園者（両親なし等）の証明
確定申告書（写）	自営業者等の収入、所得の証明
市民税、県民税課税証明書、同納税証明書	年間収入、所得の証明
遺族年金通知（写）、老齢年金通知（写）	年金収入（額）の証明
雇用保険受給資格証（写）	失業による雇用保険（金額）の受給証明
国民保険、国民健康保険保険料免除承認通知	収入が少ないことによる国民年金、国民健康保険料等の免除承認通知
個人事業税減免通知	営業等の不振による個人事業税減免の適用を受けた証明
生活福祉資金貸付決定通知	生活福祉資金の貸付けを受けた証明
雇用保険被保険者手帳（写）	職業安定所登録日雇い労働者の証明
破産決定通知	破産の証明
障害者手帳（写）	障害者の証明
診断書	傷病等に伴う補足的資料

（出典：川崎市教育委員会提出資料より作成）

#### （４）減免の状況

川崎市における高等学校授業料及び幼稚園保育料の減免件数及び減免率の推移は以下のとおりとなっている。

	単位	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
高等学校	件数（件）	756	892	1,007	1,050	1,159
	%	7.7	9.9	10.8	11.7	12.5
幼稚園	件数（件）	92	108	113	89	132
	%	8.2	10.1	10.7	10.1	15.6



(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)  
 減免率 = 減免数 / 生徒数 (各年度 5 月 1 日現在の学校基本調査) × 100 (%)

平成 14 年度においては、高等学校、幼稚園とも、不況の影響等により件数、減免率ともに増加している。なお、平成 14 年度における減免額及び人数は次のとおりである。

(単位：千円)

		人数(名)	金額	1人当たり金額
高等学校	全日制	403	41,679	103
	定時制	215	4,579	21
	計	618	46,258	74
幼稚園		70	4,400	62

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

平成 14 年度における減免率の政令指定都市平均、近隣政令指定都市(横浜市)及び人口規模が類似の政令指定都市(仙台市、京都市、神戸市、福岡市)の状況は次のとおりとなっている。

(単位：%)

	川崎市	仙台市	横浜市	京都市	神戸市	福岡市	政令指定都市平均
高等学校	12.5	6.9	4.35	20.0	24.7	14.0	11.50
幼稚園	15.6	7.0	-	18.2	20.8	1.8	9.15

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

(注) 横浜市は幼稚園がないため、幼稚園については記載していない。

高等学校、幼稚園とも川崎市は政令指定都市平均より大きい状況である。それは、上述のとおり不況の影響等によるためである。なお、関西圏は従来から減免について比較的手厚く実施しているとのことである。

平成 14 年度における高等学校の減免許可数の推移は以下のとおりである。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
6条1項1号	132	0	2	1	2	0	124	2	3	4	0	0	270
6条1項2号	410	0	12	6	7	2	422	4	13	6	6	1	889
6条1項3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	542	0	14	7	9	2	546	6	16	10	6	1	1,159

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

6条1項1号とは、川崎市立高等学校授業料等徴収条例施行規則における、保護者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者である。

6条1項2号とは、同施行規則における、保護者が、災害、傷病、失業等により生活に困窮している者である。なお、等には死別、離婚等による母子家庭、保護者の収入が少ないことによる非課税世帯、給与所得者、自営業者で収入、所得が少ないことによる生活困窮者などが含まれる。詳細は下記4.参照。

6条1項3号とは、同施行規則における、その他教育委員会が免除の必要があると認める者である。ただし、具体例、実績ともになく、何らかの事態が生じた場合に対応するための条項である。

平成14年度における減免許可数の月次推移をみると4月と10月の件数が多い、これは減免申請の受付が4月、9月で実施されるためである。それ以外の月でも減免申請があれば対応している。また、減免理由として、6条1項2号に基づく減免の件数が全体の7割以上を占めていることがわかる。

なお、平成14年度における減免申請理由別内訳は次のとおりである。

	件数(件)
生活保護証明	256
源泉徴収	226
源泉徴収 - 母子家庭	214
非課税証明	158
児童扶養手当	106
確定申告	74
給与証明	48
課税証明	22
児童養護施設在園証明	18
遺族年金証書	14
無職無収入証明	12
雇用保険受給	7
破産証明	2
国民年金免除	2
合計	1,159

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

6条1項1号に該当する生活保護法に基づく保護を受けていることによる減免申請が内訳としては最も多いようだが、母子家庭を含めると源泉徴収に基づく減免申請が、合計440件と最も多いといえる。

平成14年度における幼稚園の減免許可数の推移は以下のとおりである。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4条1項1号	33	0	0	0	0	0	34	1	1	0	0	0	69
4条1項2号	27	0	0	0	0	4	30	1	0	0	0	1	63
4条1項3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	60	0	0	0	0	4	64	2	1	0	0	1	132

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

4条1項1号とは、川崎市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則における、保護者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者である。

4条1項2号とは、同施行規則における、保護者が、災害、傷病、失業等により生活に困窮している者である。なお、等には死別、離婚等による母子家庭、保護者の収入が少ないことによる非課税世帯、給与所得者、自営業者で収入、所得が少ないことによる生活困窮者などが含まれる。詳細は下記4．参照。

4条1項3号とは、同施行規則における、その他教育委員会が免除の必要があると認める者である。ただし、具体例、実績ともになく、何らかの事態が生じた場合に対応するための条項である。

平成14年度における減免許可数の月次推移をみると4月と10月の件数が多い、これは減免申請の受付が4月、9月で実施されるためである。それ以外の月でも減免申請があれば対応している。また、減免理由として、4条1項1号及び同条同項第2号ともほぼ同程度発生していることがわかる。

なお、平成14年度における減免申請理由別内訳は次のとおりである。

	件数(件)
生活保護証明	59
非課税証明	25
源泉徴収	23
児童養護施設在園証明	10
給与証明	5
無職無収入証明	3
児童扶養手当	2
雇用保険受給	2
確定申告	2
源泉徴収 - 母子家庭	1
合計	132

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

第4条第1項第1号に該当する、生活保護法に基づく保護を受けていることによる減免申請が内訳としては半数近くを占め、最も多いといえる。

(5) 減免理由における川崎市立高等学校授業料等徴収条例施行規則第6条第1項第2号及び川崎市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則第4条第1項第2号における「等」について

高等学校及び幼稚園ともに減免申請理由別内訳をみると「源泉徴収」「給与証明」「確定申告」など、それだけでは明確に減免申請理由足りえない添付書類がある。

その点につき、川崎市立高等学校授業料等徴収条例施行規則第6条第1項第2号及び川崎市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則第4条第1項第2号における「等」について、その適用事例の主なものの例は以下のとおりである。

	内 容
1	死別、離婚、婚外子、孤児、父不明等による母子家庭等(児童扶養手当受給者)
2	両親がいない等、児童福祉法に基づく養護施設在園者

3	保護者が日雇い労働者である者
4	保護者の収入が少ないことによる非課税世帯
5	収入、所得が少ないことによる国民年金、健康保険料免除者
6	営業不振による個人事業税減免者
7	保護者の収入が年金しかなく、生活に困窮している者
8	給与所得者、自営業者で収入、所得が少ないことによる生活困窮者
9	保護者、家族が障害者であることによる生活困窮者

(出典：川崎市教育委員会提出資料より作成)

このうち、8については外部からの客観性のある証明等がないことから、「源泉徴収」「給与証明」「確定申告」等入手し、減免の可否を検討している。すなわち所得基準がある。具体的には、総所得(給与所得控除後の金額)が生活保護法における保護対象となる基準額の1.1倍以下を目安にしている。これは、生活保護法の対象とならないがそれに近い所得水準にある者を救済するためである。

#### (6) 監査手続

川崎市立高等学校授業料等徴収条例及び同施行規則に準拠しているかどうか。川崎市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例及び同施行規則に準拠しているかどうか。平成14年度の高等学校及び幼稚園の減免申請書類関係を通査し、減免申請書、家庭の状況等調、添付書類の整備状況を確認する。減免対象外の案件を減免していないか確認する。

#### (7) 監査の結果

平成14年度における減免申請書を通査した結果及び所得基準によっているもののうち、源泉徴収票、給与明細等から、比較的金額が多い案件を任意で7件(高等学校及び幼稚園における所得基準の件数合計615件、カバー率1.13%)抽出し、再計算したところ以下の事項が発見された。減免制度の公平性の観点から再計算を実施するなど厳格な運用が望まれる。なお、以下の事項のほか結果としては指摘すべき事項は特に発見されなかった。

事態	区分	内容
添付書類の不備	高等学校	減免理由として、夫婦ともに自己破産のためと記載があったが、添付書類としては、直近3ヶ月の給与明細と平成13年度の市民税、県民税特別徴収税額の通知書(昨年の収入、所得のわかる資料)のみであり、自己破産に係る証明書が添付されていなかった。
減免の認定誤り	高等学校	直近3ヶ月分の給与と支払証明書をもとに再計算したところ、世帯の所得状況は5,251千円であった。これに対して川崎市の所得基準で算定した金額は3,999千円であり、世帯の所得状況は川崎市の運用基準を上回っていたにも係らず減免許可した。

	<p>昨年度の源泉徴収票をもとに再計算したところ、世帯の所得状況は3,940千円であった。これに対して川崎市の所得基準で算定した金額は3,766千円であり、世帯の所得状況は川崎市の運用基準を上回っていたにも係らず減免許可した。</p>
--	---

所得水準で減免としている案件は、生活保護基準の1.1倍以内としているが、あくまでも目安であり、奨学金採用の運用基準に準拠している部分もあるなど基準が曖昧であるといえる。3ヶ月分の給与明細だけしか添付されていないケースがあり、申請者の収入、所得を必ずしもすべて把握しているというわけではない。また、給与以外の所得を全く考慮していない。

所得基準については、奨学金採用の運用基準に準拠している部分もあるが、減免と合致していないところがある。例えば、4月新入社の家族がいる場合、人数には含めるが、その収入は不確定であるとして考慮しないとしている。しかし、これにより生活保護基準の最低生活費計算に含まれることで、所得の基準値を大きくすることになり、結果として減免のハードルが低くなっている。授業料等の減免申請は3月以外でもなされるため、その他の月の申請では、所得金額の試算において、4月新入社の家族については、その家族から人数、収入ともに除いて計算するか、もしくは人数、収入ともに含めて計算すべきである。

以上のことから、曖昧な所得基準は廃止し、生活保護、課税免除等他の公的な証明書を手に入れる場合を基本とすべきである。すなわち、川崎市立高等学校授業料等徴収条例施行規則第6条第1項第2号及び川崎市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則第4条第1項第2号における「等」についての具体的な内容から「給与所得者、自営業者で収入、所得が少ないことによる生活困窮者」のような曖昧な運用は望ましくない。

今後も運用基準として所得基準を使用するのであれば、所得の実態を把握することは難しいことから担当者以外の者が加わり判断する等、客観性を確保すべきである。それにより、公平性を確保できると考えられる。

また、他の各種減免制度が受けられるのであれば、生活保護等の扶助制度の受給を勧めるよう指導し、生活保護受給証明書等の公的扶助証明をもって授業料等の減免をすることが望ましい。

たしかに、経済的負担を軽減するための制度としては必要であるが、曖昧な運用は客観性に欠け望ましいものではない。申請者本人の自立を促すべきであり、金額的にはそれほど大きくないが市の財政負担にも考慮すべきである。

以上

#### IV. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。